

平成 24 年

第 2 回美浜町議会定例会会議録

平成 24 年 6 月 5 日 開会

平成 24 年 6 月 15 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成24年第2回美浜町議会定例会会議録目次

6月5日(火曜日)第1号	
議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
発議第5号(提案説明・質疑・討論・採決)	3
諮問第1号から議案第42号まで10件一括提案説明	5
散 会	7
6月6日(水曜日)第2号	
議事日程	9
会議に付した事件	9
会議に出欠席した議員	9
説明のため出席した者の職、氏名	9
職務のため出席した者の職、氏名	9
開議の宣告	10
町政に対する一般質問	10
2番 中川博夫君	10
1 震災がれきの受入れについて。	
(1) 受入れについて愛知県から事前に相談はあったか。	
(2) 愛知県に受入れることに対する町の考えはどうか。また、県に対し町の意向を伝えたか。	
(3) 知多市や碧南市で処理した場合の影響をどう考えているか。	
(4) 7市町のアンケートの解答の根拠は。	
4番 千賀荘之助君	14
1 地域づくりについて。	
(1) 地域づくりは人づくりからについて。	
(2) 地方自治の原点に立った地域づくり。	
(3) 地域の活性化対策について。	
(4) 掘り起こせ地域の特性について。	
(5) 民間の活力の活用について。	
(6) 生産行政へ政策転換について。	

- (7) 若者たちのエネルギー活用について。
- (8) ふるさと農園づくりについて。
- (9) 都市住民との交流について。
- (10) 地域経営の視点に立ったシンクタンクについて。

6 番 鈴木美代子君 19

- 1 河和南部地域における養鶏業の臭いなどの改善を。
 - (1) 臭いは改善されるどころか、ますます強くなり、広がっているがどのように指導してきたか。
 - (2) 河南小の子ども達は、この臭いの中で学校生活を送っている。町として何もしてやれないのか。
 - (3) 廃鶏の始末について、どのようにしているか、町は把握しているか。また、野犬が多いことと関連があるのか。
 - (4) 武豊以北で臭いが極力少ない経営をしている農家がある。この養鶏について学ぶよう指導し、費用も町としてできる限りの指導援助ができないか。
 - (5) 旧式の鶏舎はないか。実態把握し経営者に直接指導しているか。
 - (6) 野犬の多さは非常に心配で、子どもが1人になることもある。どうするのか。
 - (7) 排泄物の処理は法的に問題ないか。廃鶏は、1日何羽処理しているか。
- 2 大手企業の公害防止協定について。
 - (1) 定期的な検査方法、内容、結果について公表すべきだ。
 - (2) かつて排煙の中に亜硫酸が含まれ問題になったが、今はないか。
- 3 保育所で問題になっている「防災頭巾」。

10 番 山本和久君 28

- 1 美浜町の子どもの精神障害者の一般疾患に対する医療費の助成について。
- 2 障害者福祉手当の支給拡大について。
 - (1) 障害者5級・6級の方の人数は。
 - (2) 予算はどのくらい必要か。
 - (3) 近隣市町の現状を把握しているか。また、今後の取り組みは。

5 番 山本辰見君 34

- 1 想定地震に関し町の対応策を問う。
 - (1) 国・愛知県からの詳細な防災計画が示されるまでの間どのような対策を考えているか。
 - (2) 護岸の液状化に関する詳細な調査を要求しているか。県の計画をどのように把握しているか。
 - (3) 護岸整備改修の見通しはどうか。
- 2 国道247号・町道・海岸管理道路の管理運用について。
 - (1) 国道247号が、中学校生徒の通学路として安全な通学が危惧されている。県に対する改修の要望、ルートの見直しや学校への指導はどのように考えているか。
 - (2) 町道内の民有地の箇所測量並びに側溝等の整備計画はどうなっているか。また、地境が確定した場合固定資産税・都市計画税は減免等の対象となるか。

(3) 海岸管理道路の砂の除去対策はどのようになっているか。	
3 平和学習、平和問題の取り組みに関して考え方を問う。	
(1) 「美浜町非核・平和都市宣言」を年間通じて町内外に宣言しないか。	
(2) 河和海軍航空隊の歴史を紹介し平和学習につとめ、遺跡・遺構について紹介看板等設置できないか。	
9番 杉浦 剛君	4 4
1 小中学校通学路の安全対策について。	
2 新しい「人、農地プラン」の施策について。	
(1) 「人、農地プラン」はどのようなものか。	
(2) 町内で説明会を開く予定はあるか。	
(3) どのように各集落の合意形成を図るのか。	
(4) 農業委員会で耕作放棄地の調査された現状はどうであったか。	
散 会	5 1
6月7日(木曜日)第3号	
議事日程	5 3
会議に付した事件	5 3
会議に出欠席した議員	5 3
説明のため出席した者の職、氏名	5 3
職務のため出席した者の職、氏名	5 3
開議の宣告	5 4
町政に対する一般質問	5 4
7番 野田増男君	5 5
1 美浜町総合公園遊歩道(万葉の森)、町民の森について。	
2 24年度の地震防災と津波対策の計画について。	
(1) 飲料水の備蓄は何日分あるか。また、井戸水の水質検査は。	
(2) この地区は、津波が最大5.9Mがくると聞いたが、その対策は。	
3 A E D (自動体外式徐細動器) について。	
4 野良犬、野良猫の現状と対策について。	
3番 石田秀夫君	6 1
1 上野間大新田・中新田地区の間を通した下水排水町の承認工事について。	
(1) 奥田山王川に流すべき水を上野間側に流すとした事。	
(2) 区に相談、話しもなくして良しとした事。	
(3) 鵜の味の造った排水路が一杯になってあふれた時の対処は。	
(4) 県道横断はサイホンになったが管理は誰がするのか。	
(5) 地主、周辺地権者に相談、説明なしに進めた事。	
(6) 工事の変更を安易に許可したこと。	
(7) 道路が狭い中、工事中に観光客を通した事。	

2	上野間小学校の校庭樹木伐採について。	
	(1) 切られなかった町古木指定のせんだんと楠の木は、今後どの様にするのか。	
	(2) 古木指定の立札は、元の様に立てるのか。	
3	日本福祉大学は東海市へ学部新設と複数の学部を置くことも検討する発表について、町の見解はどうか。町内への影響をどう考えるか。	
4	農業委員会会長選任について。	
1 番	大崎卓夫君	7 0
1	土地区画整理事業について。	
2	都市計画税について。	
	(1) 都市計画税の使い道、また条件等あるのか。	
	(2) 都市計画税の充当先の予定はあるか。	
3	道路後退用地について。	
	(1) 事業の趣旨は何か。	
	(2) 建築基準法と道路との関係はあるか。	
	(3) 年間何件買い上げているか。どのような費用を負担しているか。補助金等はあるか。	
	(4) 既存の門・塀がある場合購入できないのか。除去費用は町の負担なのか。	
	(5) 所有者が売り渡しを希望しない場合はどのように指導をしているか。	
	(6) 事業の効果をどう評価しているか。今後の展望はどうか。	
	(7) 住民へのPRをどのようにしているか。	
散 会	7 4
6月11日(月曜日)第4号		
議事日程	7 5
会議に付した事件	7 5
会議に出欠席した議員	7 5
説明のため出席した者の職、氏名	7 5
職務のため出席した者の職、氏名	7 6
開議の宣告	7 6
諮問第1号(質疑・討論・採決)	7 7
諮問第2号(質疑・討論・採決)	7 7
議案第36号(質疑・討論・採決)	7 8
議案第37号(質疑・委員会付託)	7 8
議案第38号(質疑・委員会付託)	7 9
議案第39号(質疑・委員会付託)	7 9
議案第40号(質疑・委員会付託)	7 9
議案第41号(質疑・委員会付託)	7 9
議案第42号(質疑・委員会付託)	8 0
発議第6号(提案説明・質疑)	8 0

発議第7号(提案説明・質疑)	81
発議第8号(提案説明・質疑)	82
請願第4号(提案説明・質疑・委員会付託)	83
散会	84
6月15日(金曜日)第5号	
議事日程	85
会議に付した事件	85
会議に出欠席した議員	85
説明のため出席した者の職、氏名	85
職務のため出席した者の職、氏名	86
開議の宣告	86
議案第37号から議案第41号まで5件一括(委員長報告・質疑・討論・採決)	86
議案第42号(委員長報告・質疑・討論・採決)	89
発議第6号の訂正の件	91
発議第6号(討論・採決)	91
発議第7号(討論・採決)	94
発議第8号(討論・採決)	95
請願第4号(委員長報告・質疑・討論・採決)	96
議案第43号(提案説明・質疑・討論・採決)	96
議員派遣の件について	98
議会閉会中の継続調査事件について	98
閉会	99

平成24年 6 月 5 日（火曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成24年6月5日（火曜日） 午前9時00分 開議

議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 発議第5号 美浜町農業委員会委員の推薦について
日程第4 諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について
諮問第2号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について
報告第3号 平成23年度美浜町一般会計繰越明許費について
議案第36号 知多南部広域環境組合規約の変更について
議案第37号 美浜町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について
議案第38号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例について
議案第39号 美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
議案第40号 美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例について
議案第41号 美浜町障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例について
議案第42号 平成24年度美浜町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀荘之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

説明のため出席した者の職、氏名（17名）

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	神谷信行君
総務部長	森田篤君	企画部長	初山博資君
厚生部長	家田兵蔵君	経済環境部長	久野元嗣君
建設部長	片岡勝君	教育部長	山森隆君
総務課長	牧守君	防災安全課長	本多孝行君
税務課長	大岩哲治君	住民福祉課長	岩瀬知平君
農業水産課長	永田哲弥君	商工観光課長	竹内康雄君

環境保全課長 齋藤 博 君

職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 岩本 修自 君

局長 補佐
兼議会係長 日比 郁夫 君

〔午前9時00分 開会〕

議長（丸田博雅君）

皆さん、おはようございます。

ただいまより平成24年第2回美浜町議会定例会を行います。

皆様には、御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

田植えも、まだ少し残っておるようでございますが、ほぼ終わり、私どもの地区では、先月の5月27日で行いましたが、豊作祈願の神事を地区の神社、津島神社というところでございますが、豊作祈願の神事を行いました。また、秋には収穫後に秋上げというお礼の神事を行うことになっております。また、2日前、6月3日で行いましたが、河和中学校の武道場及び木工金工室の起工式には、関係の議員の皆様には御出席をいただきまして、また教育委員会、町、あるいは工事関係者等々の関係者で式が行われました。いずれにいたしましても、成就を願うばかりでございます。

なお、美浜町議会では、本年度もクールビズによるノーネクタイ、軽装を励行しております。この本会場におきましても、ノーネクタイとさせていただきます。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、上着は自由でございますので、この点も御了解をお願いしたいと思います。

それでは、開会に先立ち、町長より招集のごあいさつを願います。

町長。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

皆さん、おはようございます。

本日は、平成24年第2回美浜町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には大変御多忙のところ、御出席賜りましてまことにありがとうございました。

周りを見渡すと田植えもほぼ終わり、のどかな田園風景を目にすることができる季節となってまいりました。徐々にではありますが、気温も上昇し、この夏の暑さを予感させているような気もいたします。

本日より6月15日までの11日間、私どもが提出いたしました案件及び一般質問につきましては、皆様に御理解いただけるよう、御説明、答弁を尽くしてまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましても、慎重審議をしていただくとともに、私どもに多くの提言をいただきますよう、よろしくお願いいたします。6月定例会開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

ありがとうございました。

なお、お持ちの携帯電話は、マナーモードか、あるいは電源が切られていることを御確認いただきたいと思

ます。よろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、平成24年2月分、3月分及び4月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたから、御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（丸田博雅君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において4番 千賀荘之助君、9番 杉浦剛君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（丸田博雅君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの11日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月15日までの11日間と決しました。

日程第3 発議第5号 美浜町農業委員会委員の推薦について

議長（丸田博雅君）

日程第3、発議第5号、美浜町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

9番 杉浦剛君、説明願います。

〔9番 杉浦剛君 登壇〕

9番（杉浦 剛君）

おはようございます。

早速提案させていただきます。

ただいま議題になりました発議第5号、美浜町農業委員会委員の推薦についてでございます。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第1項第2号の規定による議会推薦の農業委員会委

員に次の者を推薦する。平成24年6月5日提出。代表提出者、美浜町議会議員、私、杉浦剛、提出者、美浜町議会議員 磯部輝次議員、美浜町議会議員 鈴木美代子議員、美浜町議会議員 島田昭夫議員でございます。

次に、推薦する方についてでございますが、住所、美浜町大字豊丘字西側32番地、氏名、齋藤晃さん、生年月日は昭和20年10月7日生まれでございます。次に、住所、美浜町大字小野浦字西川58番地、氏名、森田常重さん、生年月日、昭和25年5月9日生まれ。次に、住所、美浜町大字野間字東畠ケ21番地、氏名、森田善継さん、生年月日、昭和34年3月19日生まれ。次に、住所、美浜町大字奥田字石亀76番地、氏名、都筑勇藏さん、生年月日、昭和21年11月21日生まれ、以上4名の方でございます。

提案理由につきまして、この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により議会において推薦する必要があるからでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上で終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。山本辰見君。

5番（山本辰見君）

少し確認の意味ですけれども、前提となる農業委員の定数と任期ですね。前の方がいつまでであって、今推薦する方がどういう任期になっているかを確認させてください。

議長（丸田博雅君）

提案者、杉浦君。

9番（杉浦 剛君）

もう1回確認しますが、質問は任期と、それから定数ですか。

定数は、4名が議会推薦です。それからあと農協関係とか、土地改良、そういった方々が推薦されますので、全部で23ということです。

それから、任期は3年となっております。

ちなみに、各地区では、私は布土ですけれども、2名いますけれども、3年で全部が交代するんじゃないくて、一人一人がその内容を継承する形で交代という形をとっている村もありますし、いろいろとあるということを聞いております。以上です。

5番（山本辰見君）

任期というのは、日付でいくと、例えば5月だったのか、農業委員の17人の方の選挙はもう大分前にやって、推薦がきょうの6月5日だものですから、その日程のことで確認したかったんですけれども、わかるでしょうか。

9番（杉浦 剛君）

今度の推薦枠の方の日付の日程の件ですか、全体ということですか。

5番（山本辰見君）

全体もですし、議会推薦はどういうふうになっているのか。当然全体の中の委員と一緒にだと私は思うわけですけど、違うのかどうか確認したいと思います。

9番（杉浦 剛君）

5月18日だということだそうです。

議長（丸田博雅君）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第5号、美浜町農業委員会委員の推薦についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてから

議案第42号 平成24年度美浜町一般会計補正予算（第1号）まで10件一括提案説明

議長（丸田博雅君）

日程第4、諮問第1号、美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてから議案第42号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第1号）まで、以上10件を一括議題とします。

以上10件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

本日御提案申し上げますのは、諮問第1号、美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてを初め10件でございます。

全議案お認めいただきますようお願い申し上げます、早速、提案理由の説明をさせていただきます。

初めに諮問第1号、美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の委嘱につきましては、市町村長が推薦した者の中から法務大臣が委嘱することとなっており、現在、本町の委員は4名でございます。4名の委員のうち、前中瑞康氏が平成24年5月22日に美浜町から転出されたため、後任として人格・識見ともに高く、広く社会の情勢に通じています横田全博氏を推薦させていただきたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号、美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてでございますが、4名の委員のうち、野田良江氏の任期が平成24年12月31日で満了となります。後任として、人格・識見ともに高く、広く社会の情勢に通じています廣重チズ子氏を推薦させていただきたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求

めるものでございます。

次に、報告第3号、平成23年度美浜町一般会計繰越明許費についてでございますが、去る3月議会におきまして繰越明許事業としてお認めいただきました住民基本台帳システム改修業務に要する歳出経費を平成24年度に繰り越しさせていただきましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、議会に御報告させていただくものでございます。

次に、議案第36号、知多南部広域環境組合規約の変更についてでございますが、組合規約におきまして、構成市町負担金の算定を行う場合の人口割につきましては、これまで住民基本台帳人口及び外国人登録者数の合計を用いることとしておりましたが、住民基本台帳法の一部改正に伴いまして、外国人登録原票に基づく人口が廃止されることになりましたので、知多南部広域環境組合規約の変更にあたりまして、関係市町の議会の議決が必要のため、お願いするものでございます。

施行日は、平成24年7月9日でございます。ただし、変更後の規約の規定は、平成25年度以後の負担金について適用し、平成24年度分については従前どおりとしております。

次に、議案第37号、美浜町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についてでございますが、現在、野間、美浜、上野間、布土郵便局において各種証明書の交付事務を取り扱っていただいておりますが、住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人登録法関連事務が廃止されるため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第5項の規定により、事務取扱郵便局の取扱事務を変更する必要があるため、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第38号、美浜町手数料条例の一部を改正する条例についてから、議案第41号、美浜町障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例まで、以上4件につきましては、一括して提案理由を説明させていただきます。

今回提出させていただきました4件につきましては、いずれも住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日に施行され、外国人登録法が廃止されることに伴いまして、関連する条例の一部を改正させていただくものでございます。

次に、議案第42号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、第1条におきまして歳入歳出それぞれ2,772万1,000円を追加し、補正後の予算総額を69億7,972万1,000円とするものでございます。

歳出予算の内容でございますが、2款総務費、総務管理費において、防犯対策事業といたしまして、愛知県緊急雇用創出事業基金事業費補助金を活用し、防犯灯を初めとする施設について地図情報システムにデータ整備するための経費を、徴税費におきましては、町税に係る還付金の不足見込み額を計上させていただきました。

3款民生費におきましては、子ども手当法の改正に伴うシステム改修及び保守の委託に係る経費を計上させていただきました。

4款衛生費におきましては、環境対策事業として、気象観測測定装置の記録計故障に伴う修繕料を計上させていただきました。

6款農林水産業費におきましては、新たに国の補助事業として実施される新規就農者への支援事業に要する経費を計上させていただきました。この事業は、農業を始めてから経営が安定するまでの方で、45歳未満で独立・自営を行う青年就農者に対し給付金を支給するものでございます。

10款教育費におきましては、小学校費におきまして、上野間小学校のシュレッダー故障に伴う更新及び愛知県の委託金による「絆を育む学校づくり推進事業」を奥田小学校に委託する経費を計上させていただいたほか、中学校費におきまして、愛知県の委託によりまして、中学校の道徳教育で使用します「心のノート」を購入する

ための経費を計上させていただきました。

次に、歳入予算の内容についてでございますが、15款県支出金におきまして、補助金として、愛知県緊急雇用創出事業基金事業費補助金及び新規就農総合支援事業給付金を、委託金として、道徳教育総合支援事業委託金及び絆を育む学校づくり事業委託金を計上いたしました。

なお、歳入不足となる分について、18款繰入金、財政調整基金繰入金を計上させていただきました。

提案理由の説明は以上でございます。

以上10件につきまして、よろしく御審議いただき、全議案お認めいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

議長（丸田博雅君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす6月6日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

〔午前9時22分 散会〕

平成24年 6 月 6 日（水曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

平成24年6月6日(水曜日) 午前9時00分 開議

議事日程(第2号)

日程第1 町政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

(議事日程と同じにつき省略)

本日の出席議員(14名)

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀莊之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

説明のため出席した者の職、氏名(26名)

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	神谷信行君
総務部長	森田篤君	企画部長	初山博資君
厚生部長	家田兵蔵君	経済環境部長	久野元嗣君
建設部長	片岡勝君	教育部長	山森隆君
総務課長	牧守君	防災安全課長	本多孝行君
税務課長	大岩哲治君	企画政策課長	大井徳男君
秘書広報課長	谷川徳寿君	住民福祉課長	岩瀬知平君
保険課長	山下幸子君	健康推進課長	飯味拓次君
農業水産課長	永田哲弥君	商工観光課長	竹内康雄君
環境保全課長	齋藤博君	土木課長	廣澤辰雄君
都市計画課長	斎藤功君	水道課長	伊藤昭一君
生涯学習課長	坂本順一君	学校給食センター所長	森川幸二君

職務のため出席した者の職、氏名(2名)

議会事務局長	岩本修自君	局長補佐兼 議会係長	日比郁夫君
--------	-------	---------------	-------

〔午前9時00分 開議〕

議長（丸田博雅君）

皆さん、おはようございます。

傍聴の皆さんには、大変御苦労さまでございます。

きょう、あすの2日間、一般質問を行います。

町民の皆様には、今後とも議会に対し、厳しい目と温かい目の両面にて御指導いただければ幸いです。

さて、私ごとでございますが、皆様の御指導、御協力にて議長として1年間を務めることができました。心より御礼申し上げますとともに、これからも鋭意努力をしてみたい所存でございますので、よろしく願いを申し上げます。また、町職員も4月1日より新たな気持ちでスタートを切っております。あわせてよろしくお願いを申し上げます。

なお、美浜町議会は、本年もクールビスによるノーネクタイ・軽装を励行しております。ただし、上着は自由としておりますので、御理解と御協力のほどお願いをいたします。

また、お持ちの携帯はマナーモードか、電源を切るよう御協力をお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

日程第1 町政に対する一般質問

議長（丸田博雅君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には9名の諸君より質問の通告をいただいておりますが、本日はそのうち6名の一般質問を行います。通告順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等すべての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

美浜町議会会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。

また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いをいたします。

それでは、最初に2番 中川博夫君の質問を許可します。中川博夫君、質問してください。

〔2番 中川博夫君 登席〕

2番（中川博夫君）

おはようございます。

議長より許可をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

震災瓦れきの受け入れについて。

東日本大震災から1年余りが過ぎました。しかし、いまだに被災地は膨大な量の瓦れきが残っており、その処

理は復興を目指す被災地にとって大きな課題であります。このような被災地の状況を踏まえて、大村秀章愛知県知事はことし3月24日に、県として被災地の震災瓦れき受け入れの方針を固め、碧南市や田原市とともに知多半島の知多市にある名港南5区に震災瓦れきの仮置き場や焼却施設、焼却灰の最終処分場を備えた一貫処理施設を建設することを表明いたしました。また、4月には、愛知県は災害廃棄物処理推進プロジェクトチームを設置して、6億円の処分場建設のための調査設計費を計上することを決めております。

被災地の復興に協力し、東北を応援しようという知事の考えには私も共感する次第ですが、放射能汚染のある瓦れきの処分場を伊勢湾岸につくるということは、この海から水揚げされる水産物の影響をも考えますと、慎重を期すべきではないでしょうか。とりわけ本町では、地元でとれる新鮮な魚介類、ノリ類、アサリ等を供給する漁業拠点であります。美浜町の安全性と信用は、本町の産業や住民生活にかかわるだけでなく、広く愛知県内外の消費者の関心を集める大きな問題であります。

愛知県では、放射能検査を行い、安全なものを受け入れることとしていますが、現在、国の示している食品の安全基準に対する国民の信頼を損なってははいないでしょうか。知事は、環境影響評価を行い、風評被害を起こさせないと言われていますが、国や電力会社に対する信頼がまだ回復していない昨今、震災の瓦れきを受け入れることは余りにも危険なことと思います。

以下の質問をいたします。

知多市に処理施設をつくり、そこに震災瓦れきを受け入れることについて、愛知県から事前に相談は本町にあったのかどうか。

2番、震災瓦れきを愛知県に受け入れることに対する町の考えはどうか。また、県に対して町の意向を伝えておるのか。

3番、瓦れきを知多市や碧南市で処理した場合の本町への影響をどう考えているのか。

4番、本町が7市町のアンケートに対して、埋め立てなどの方法が安全という記事が中日新聞に載せておられますが、その回答の根拠はどうでしょうか。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

皆様、おはようございます。

先ほど議長からもありましたように、今回は9人の議員さんから一般質問をいただきました。誠心誠意答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、中川博夫議員の御質問にお答えさせていただきます。

震災瓦れきの受け入れについての御質問のうち、1点目及び2点目につきましては私のほうから御答弁させていただきます、その他の御質問については担当部長より御答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1点目の受け入れについて愛知県から事前に相談はあったのかについてでございますが、私どもが知多市にある名古屋港南5区への震災瓦れきの受け入れに関する情報を得ましたのは、平成24年3月25日の日曜日、新聞の朝刊でございまして、前日の24日の土曜日に愛知県が仮置き場、焼却施設、そして焼却灰の処分場の建設について発表したことを初めて知りました。したがって、事前に相談等はございませんでした。

2点目の、愛知県に受け入れることに対する町の考えはどうか。また、県に対し、町の意向を伝えたかについてでございますが、考え方につきましては、4月の臨時議会におきまして、基本的に安全性が明確で住民の理解が得られれば前向きに検討していくことを御報告させていただきましたが、この考え方は現在も変わっておりま

せん。

県に対して町の意向を伝えたかについてでございますが、愛知県より4月17日付の文書により災害廃棄物の受け入れに向けた愛知県の取り組みに係る意見について照会がありましたので、閉鎖的水域である三河湾、伊勢湾では、漁業への影響、特に風評被害が懸念され、本町ではアサリやノリ養殖など、観光を含めた漁業関連事業者への理解が得られるのか危惧するところですので、住民に理解しやすい受け入れ事業を進めていただきたいことを意見として提出をさせていただいております。

なお、5月の全員協議会でも御報告させていただきましたように、郡町村会といたしましても、4点にわたり、次に申し上げる要望をしましてまいりました。

1点目は、名古屋港南5区を初めとする愛知県の計画の詳細をできるだけ早く県民に説明されるとともに、住民が安心できる独自の災害廃棄物の受け入れ基準を策定されたいこと。

2点目は、災害廃棄物には水溶性の高い放射性セシウムが含まれることに十分留意の上、運搬や焼却、埋立地等への対応をされたいこと。

3点目は、漁業を初めとする地元産業に風評被害が生じないよう十分な対策を講じていただきたいこと。

最後に、衣浦港3号地廃棄物最終処分場への廃棄物の搬入に当たっては、現在の受け入れ基準を遵守していただきたいこと。

以上、この4点でございます。

なお、10日ほど前ではありますが、大村知事から私に直接電話で試験焼却についての依頼がありましたが、その受け入れにつきましても、試験焼却の実施主体や搬入方法、焼却灰の処理方法が明確でないことや、風評被害に対する懸念があり、今の時点では即答できませんが、そうした諸条件がクリアされるならば知多南部衛生組合と十分協議し、その受け入れについて検討していくことを答えております。

私からは以上です。

〔降壇〕

経済環境部長（久野元嗣君）

3点目の、知多市や碧南で処理した場合の本町への影響はどう考えているかについてでございますが、議員も御承知のとおり、現在、愛知県は独自の受け入れ基準を策定している最中でございますので、その発表を待ち、慎重に考えていきたいと思っております。現時点では安全性は確保されているものと推測できますが、風評被害について心配しているところでございます。

4点目の、7市町のアンケートの回答の根拠はについてでございますが、これは平成24年3月24日の新聞記事で新聞社が独自にアンケートを行いましたアンケート調査のことだと思います。電話による質問で、その選択肢の1つは受け入れを決めた、2つ目は安全性が明確なら前向きに検討する、3つ目は白紙、4つ目は受け入れは難しい、5つ目はその他というものでございます。本町といたしましては、その選択肢の中から2つ目の安全性が明確なら前向きに検討するを選択し、それに付随する条件として、県レベルでの埋立地の確保や受け入れ現場である知多南部衛生組合での安全性や作業要領の詳細など、多くの条件を電話で回答させていただきました。

震災瓦れきの広域処理につきましては、国民的な課題であり、町におきましても安心・安全を見据えながら、協力できることがあれば少しでも協力し、被災地の早期復興を願う思いから、このような姿勢をとっているところでございます。議員皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（丸田博雅君）

中川君、再質問ありますか。

2番（中川博夫君）

愛知県からの事前相談があったかということなんですけど、美浜町、南知多町、武豊町とも一応協議の上、愛知県に書類を3町として提出されたのかどうか。それと、愛知県の回答を待って、また後ほど出すのか、その辺がどうであったのか。その辺を風評被害が高まる中で、町としての考えをお尋ねしたいと思います。お願い申し上げます。

経済環境部長（久野元嗣君）

今の質問でございますけれども、まず町長が先ほど説明を申し上げましたように、町といたしましては県のほうにお願いに参りました。その要件につきまして、話させていただきましたように、要望してまいったということで、これにつきましては、今、中川議員が言われる美浜、南知多、武豊ということではなくて、郡の町村会ということ、うちの町長が副会長で役員になっておりますので、その関係で代表として4点にわたり要望を言ったということ、先ほど申し上げました1点目から4点目まで発表させていただいたとあり、4点のお願いをしたということでございます。

それから、事前の連絡につきましては、先ほどありましたように発表前の話につきましては、4点目のところでは7市町での愛知県下の中のアンケートが新聞に載っておったかと思えます。7市町前向きに検討というのが3月24日の新聞で書いてありましたが、これにつきまして私が先ほど申し上げましたように、新聞社からのアンケートがありましたので、町としてその5つあった項目の中で、2つ目は安全性が明確なら前向きに検討する。もちろん安全性が明確でないものをするということではございませんので、そういう中でそこを選んだということでございます。直ちに何でもかんでも白紙委任するということではございませんし、それとは別に、ことしの4月27日に愛知県の環境部のほうから意見の聴取がございました。その中の意見があるかということがございましたので、中川議員が心配されましたように、意見といたしまして平成24年4月17日、環境省告示第76号で災害廃棄物の広域処理に関する基準等が告示されましたと。それに伴いまして、同基準第3の第1項第1号に規定されている水面埋め立てにおける処分では、閉鎖的水域である三河湾、伊勢湾では漁業への影響が懸念されると。本町ではアサリ、ノリ養殖など、観光を含めた漁業関連業者への理解が得られるかが現在では疑問でありますので、そういうことも言いました。それから、管理型の埋立地においては、最終放流までの水処理についてセシウムが除去できるのかどうかということがその時点ではまだ不安でございましたので、そういうことも申し添えておるところでございます。

ですが、もちろん安全性が明確になったのであれば、復興の手助けを町といたしましても考えていきたいということの中での回答をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

2番（中川博夫君）

地元の漁協とは、震災瓦れきの受け入れ等につきまして、一応町として漁協へ出向いていただきまして、話し合いはどの程度までしたのかどうか。その辺をお尋ね申し上げたい。

経済環境部長（久野元嗣君）

そのもの自体での話し合いを公式に持ったということではございませんが、いろんな会議の中、それからいろんな場面で話し合う機会がございますので、今東北でこういう状況下になっておるとことはもちろんしゃべっております。いろんな問題の中で、町といたしましては安全性が確保されることでなければ承諾はしないという話はもちろんしておりますので、そういうことでの正式なそれについての話し合いの席を設けたということではございませんが、話し合っておるといことも事実でございます。

問題は、国の基準とは別に、愛知県は独自の基準を設けて発表するということが今動いておるようでございます。

して、新聞でも載っております。これにつきましては、さきの全協のほうでも報告させていただきましたが、3つの候補地の中で動くためにも、瓦れき受け入れの県としての基準を策定するんだということと、それから瓦れきの運搬方法、放射能の測定方法については業者に委託して対応していくんだということと、3つの候補地につきましても、仮置き場、焼却、埋め立て等の建設に当たってのボーリング調査、基本の検討調査、それから環境アセス等も行っていくんだということも発表しておりますので、ただそういうことは発表しておりますが、その内容はまだ具体的には発表されておられませんので、今の段階で安全が確保されたというふうには美浜町としては考えておりませんので、よろしくおしいたします。

2番（中川博夫君）

最後に、6月5日付の新聞で碧南市の川口町が震災瓦れきの住民投票を、町内会投票をしたということで、約8割の反対があったということが新聞紙上に載っておりますけど、本町としてはこのようなことを事前に今後行うのかどうか、そういう予定はあるのかどうか、その辺をお尋ね申し上げたいと思います。

経済環境部長（久野元嗣君）

まだそのことにつきましては、住民投票をやるかどうかということは考えておりません。といいますのは、愛知県自身が先ほども言いましたように、県としての基準、対策、そういうことが出ていないので、それで十分対応できるのであればそういうことはないでしょうし、それで不満があるようであればまた考えないといけないことも出るかもしれませんが、今の段階でそういうことを考えるということは町としては思っておりませんので、よろしくおしいたします。

2番（中川博夫君）

どうもありがとうございました。

議長（丸田博雅君）

以上をもって、中川博夫君の質問を終わります。中川君は自席に戻ってください。

〔2番 中川博夫君 降席〕

議長（丸田博雅君）

次に、4番 千賀荘之助君の質問を許可します。千賀荘之助君、質問してください。

〔4番 千賀荘之助君 登席〕

4番（千賀荘之助君）

議長からの許可が出ておりますので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

地域社会にとって最も大きな組織体は役場であります。人材、財政力、情報の収集力、情報を発信する能力を兼ね備えた大企業であると思います。この拠点、核が地域振興の先頭に立つことなく、単なる事務屋となって、閉鎖的、消極的に陥るなら、地域における人づくり、職員の活性化、内発型事業など進むわけはないと思っております。これから急がなければならないことは、この豊富な情報と人材を総動員して、町の産業の方向性や地域開発、外部に開かれた風土づくり、交流人口の確保など、地域経営という視点に立った町のシンクタンク、いわゆる頭脳集団としてその機能が十分に発揮できるかについて、今回の質問の本題に入らせていただきます。

1番、地域づくりについて。

今日、地方時代を迎え、住民も行政側もこれまでの慣習から脱し、頭を切りかえ、町民と行政は同じ土俵で考える、これまでの行政の姿勢は国や県の指導、マニュアルを手本に、上を向いて歩んでこなかったか。これからは、ひたむきになって町民と苦楽をともにする姿勢に改めなければならないと思っております。

以下、地域づくりに必要と思われる課題についてどのように考えているのか、町当局の考えをお伺いいたしま

す。

- 1点、地域づくりは人づくりからについて。
- 2点、地方自治の原点に立った地域づくりについて。
- 3点、地域の活性化対策について。
- 4点、掘り起こせ、地域の特性について。
- 5点、民間の活力の活用について。
- 6点、生産行政へ政策転換について。
- 7点、若者たちのエネルギー活用について。
- 8点、ふるさと農園づくりについて。
- 9点、都市住民との交流について。
- 10点、地域経営の視点に立ったシンクタンクについて、いかがなものか。

以上で、質問席からの質問を終わります。当局の明快なる答弁を期待しておきます。

企画部長（初山博資君）

それでは、千賀議員の御質問にお答えさせていただきます。

なお、御質問の8点目と9点目につきましては、経済環境部長よりお答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

初めに、地域づくりの総論としまして、行政の役割とは地域における身近な組織としての地域の特性を生かし、地域住民のニーズを把握し、それらを踏まえた適切な選択に基づく施策を実施していく組織体であると考えています。

そうした中で、地域づくりについての1点目、地域づくりは人づくりからについてでございますが、地域づくりとは厳密な定義がなく、その範囲はとて広く考えられます。例えば地域の産業や福祉の充実など、暮らしにかかわる考え方もあれば、都市計画や農村計画に属する考え、また文化行事やお祭りなどをイメージする方、さまざまな住民運動なども地域づくりになるかと思えます。

しかし、それらの考えを個々にとらえるのではなく、トータルのものとしてとらえるところが地域づくりだと思っております。そのため、地域づくりを推進していくには、仲間と助け合いながら一緒に行動することができる地域リーダーとなる人づくりを行うことが重要であると考えています。

2点目の、地域自治の原点に立った地域づくりでございますが、地方自治の原点とは住民参加の自治だと考えております。今、第5次総合計画を策定している中で、広く町民の皆さんの御意見を伺うために、住民意識調査、地区別ワークショップ、団体ミニフォーラム等を実施しまして、地域に合ったまちづくりに取り組む計画を策定するところで、いずれも多くの住民の方の参加をいただいているものでございます。

3点目の、地域の活性化についてでございますが、地域の経済やコミュニティーを活性化させるためには、現在ある人材、産業、技術、歴史、文化等を有効に利用することに努めるとともに、地域の知識、人材の宝庫である日本福祉大学を活用した地域の活性化を図りたいと考えております。

4点目の御質問の、掘り起こせ地域の特性につきましては、地区別ワークショップ等で地域の強み、弱みなど特色を洗い出し、できること、やるべきことを整理し、推進をしていきたいと考えております。

5点目の、民間の活力の活用についてでございますが、民間活力を積極的に導入することにより、町民の方々が求める質の高いサービスを効率的かつ多様に享受できる環境を目指すため、既に公民館、食と健康の館は指定管理制度の導入を図っており、巡回バスの運転業務、電話交換業務など公共サービスの提供においても積極的に

民間活力を導入し、サービスの充実を図っております。今後も民間活力を有効に利用し、行政の効率化を目指していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

6点目の、生産行政への政策転換についてでございますが、最少の経費で最大限の効果を上げるためには、自治体間で生産性の比較を行い、人口規模、人口密度、地理的条件など、非裁量的な要因によるコスト差の部分を可能な限り排除して、身の丈に合った行政運営に努めるよう考えております。

7点目の、若者たちのエネルギーの活用についてでございますが、地域づくりで成功しているところにつきましては、若者のエネルギーの発揮場所が確保されており、若者のアイデアが十分活用する方法が確立されているところに出ていると思っております。本町におきましても、次世代を担う若者たちのエネルギーの集合体が、消防団を初めとしまして、農協、漁協、商工会の青年部、地域における祭礼等で活躍しておりますことから、今後もボランティアやまちづくりの団体の活性化のために、今以上に若者たちの参画を推進していく考えでございますので、よろしく願いいたします。

次に、10点目の地域経営の視点に立ったシンクタンクについてでございますが、町民の目線に立った行政運営を推進するため、日本福祉大学と連携、協働を促進することに努め、町が加入しております地域問題研究所のゼミナール等に参加させていただきまして、限られた行政の経営資源、人・物・金を最大限に活用するとともに、スピード、コスト、成果を重視した行政経営を推進する考えでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

経済環境部長（久野元嗣君）

8点目の、ふるさと農園づくりについてでございますが、現在、あいち知多農業協同組合において、平成17年よりミカンの木のオーナー制度により、自然との触れ合い、農業体験を通して食料の大切さなどを都会の方々に提供しております。平成23年度のオーナー数は18家族となっており、毎年の収穫時期にはオーナーの家族や友達がそろって訪れていただきまして、一日を楽しんでいただいているとお聞きしております。

また、最近では個人の方が市民農園を開設し、農地の有効活用及び都会の方々の生きがいや食育、環境保全、コミュニティーの形成など、多面的な機能を発揮し、開設をされています。町といたしましては、農地の保全活用、都市農村交流、ひいては地域活性化を図るために、開設者の支援を行ってまいりたいと考えております。

9点目の、都市住民との交流についてでございますが、現在、美浜町農業委員会、あいち知多農業協同組合、商工会、漁業協同組合、町観光協会や南知多ビーチランドを初めとする民間事業所等と行政により構成しております美浜町都市農村交流協議会において、本年5月12日の土曜日に「みはまグリーン・ツーリズム」で、町外の家族15組61人の参加を得まして、ジョイフルファーム鵜の池でイチゴ狩りとイチゴジャムづくりの交流会を開催いたしました。また、同年6月5日にも古布地区の富谷牧場におきまして、「牛や羊に触れていただいて命の温かさを感じよう」と題し、20組74名の参加をいただき、乳搾りやバターづくり体験を開催いたしました。

ただいま申し上げた事業のほか、他部局等におきまして実施していただきました里山体験、稲作体験、地びき網体験、潮干狩り体験等も含めまして平成23年の実績といたしまして、11万3,102人の方の受け入れをいたしております。今後、新しいメニューを取り入れ、さらに都市と農村の交流人口の拡大を推進するとともに、美浜町の各産業における所得の向上と地域の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（丸田博雅君）

再質問ありますか。

4番（千賀荘之助君）

明快なる答弁、ありがとうございました。

さすが企画部だけあって、いろいろよく調査・研究はなされておると思いますが、総括的にこれだけの質問と
いいでしょうか、提言を並べ立てられますと、答弁づくりも大変だったと思いますが、よく頑張られて明確なる
答弁ありがとうございました。

そこで、問題は各担当部長ではなしに、町長自身がこういったことについてどのような対応策を持っておられ
るか、その辺について一言お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

町長（山下治夫君）

今、千賀議員、私どもの答弁にお褒めをいただきましたが、もちろんこの答弁には私も入って答弁書を作成い
たしておりますので、担当が申し上げたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

4番（千賀荘之助君）

そういう答弁の仕方、受けとめておきますが、企画部長さん、これらの問題について1点だけ再質問というこ
とでお願いしたいと思うんですが、1番の地域は人づくりからという点につきまして、先ほど明かな答弁ではご
ざいましたが、これは地方によっては成功してある地域、それから何ともならん地域、いろいろあると思います。
そういった中で美浜町としては先ほど答弁の中にありましたが、いま一度、今後どのような対応でいくのか。も
う一度しっかりその辺をお願いいたします。

企画部長（靱山博資君）

これからのまちづくりについての御質問でございますけれども、今現在、4次総合計画の中で住民参加とパー
トナードというところで、議員の質問の中にもございましたけれども、住民参加がキーワードであるというこ
とを掲げております。そういった中で、今後これをますます発展、実行していくためには、地域づくりが非常に
重要なことになってくると思います。

そういった中で、「よそ者」「ばか者」「若者」という地域づくりの言葉があるわけでございますけれども、
そういった美浜町の外から見た目で変えていっていただくこと。それから、「ばか者」という言葉、ちょっと言
葉が悪いですが、ばかになって打ち込んでいただく方。それから質問の中にもございます若者のエネルギー
ですけれども、そういった若者のエネルギーを活用しながら、皆さんの力で美浜町をつくり上げていくとい
うことで、今後は住民主体から、将来的には行政が支援するような形が理想的な形ではないかと考えております
ので、そういった方向に向けて努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上で
ございます。

4番（千賀荘之助君）

ありがとうございました。

よくことわざの中で、3人寄れば文殊の知恵と言われるように、みんなのアイデアを寄せ集めて、その発展の
可能性、それから手法、そういう研究開発をする、やる気を起こすことについての質問でございますが、まさし
くそのとおりだと私も思っております。

そこで、いま一度具体的にどのような方法でもって対応していくのか、その辺を、何回もくどいようですが、
よろしく願いいたします。

企画部長（靱山博資君）

具体的にということでございますけれども、当初の答弁の中でもお答えさせていただいたわけですが、
地域づくりというのはいろんな場面がございます。産業の振興だとか、それからコミュニティーの育成だとかと
いうことで、いろんな方法があるわけですが、そういった美浜町の全職員の力、それから全町民の力を活

用しながらそういったまちづくりを進めていただくというふうに考えておりますけれども、そういった中で具体的に昨年企画部の中に地域協働係という係を新設させていただきまして、そういった中で地域の人たちの力を1つずつでも援助していこうという考えでございますので、そういったことでよろしく願いたいと思います。

4番（千賀荘之助君）

せっかくの機会ですので、提言ということで余りくどくど申しませんが、私のほうといたしましては、参考のために住民主体の体系的な学習機会の提供、それから特に若手後継者の研修、シンポジウムの開催、独創的な仕事に挑んでいる個人・団体の助成、地域内外にわたる人的ネットワークの形成と交流、地域づくりに必要な情報の収集と提供、中心課題事業計画策定のための組織づくりなど、有効適切な措置によって推進していけば、各地方にはそれぞれすぐれた特徴、長所、知恵が潜在しておると思います。

ただ、地元の我々がその知恵をほうり出すことができないまま、産業の振興を唱え、いたずらに外部からの活力導入、例えば工場誘致、リゾート開発等に熱を入れて活性化を図ろうとしていても、この潜在する知恵や能力等を掘り起こすことを怠って、地域づくりの調査・研究・企画を外部に依頼して行うようでは、半ば地域づくりを自己否定しているようなものだと思っております。地域づくりのビジョンは、将来性に富む若い創造力が重要で、彼らの発言力、主導的な行動を大切に育てる環境づくりが大きく左右すると思うんですが、その辺について企画部長としての考えをいま一度お願いいたします。

企画部長（初山博資君）

当然学習の機会の提供だとか、それから交流人口の増加だとかという事業につきましても、今、議員言われますように、これからの美浜町を支えていただく若い方をお願いいたしまして、そういったまちづくりに推進していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

町長（山下治夫君）

済みません、割って入るみたいですが、私が最初、千賀さんから質問を受けたときに答えたのは、私が答える御答弁と、担当部長が答える答弁は一緒でございますという意味で答えさせていただきました。

今回、実は地域づくりという質問をいただきまして、職員がびりっとしました。ここまで考えていただけるといことにつきまして、我々ももっともっと今やっていること、また考えていることを発表する必要があるんじゃないかということをお出しさせていただきます、丁寧に答えさせていただいたつもりでございます。

そうした中、1つ2つ私のほうから答えさせていただいたほうがいいと思います。

私は常々、職員のほうには、今こそ行政が力を発揮する場所だぞと。今動かなければ何の意味もないんだと。地域の方々には本当に疲弊していると。だから、我々が一生懸命知恵を使って、汗をかいて、この町の発展のために頑張ろうということで鼓舞しております。そうした中、実は職員間ではございますが、職員の若手を中心とした政策集団、格好いい言葉で言えば政策集団でありますけれども、勉強会をテーマも自分たちで考える。ことしじゅうには発表する。それを聞いた者の中で予算化をするぞとあって、今、職員の中でもいろんなエネルギーを持っている者を集めて外に発表しようといましておりますので、よろしく願いしたいのが2点目。

3点目は、これからは行政だけではできません。地域の方々のお力をおかりして、住んでいる町を愛していただき、よりよい町にしていきたい。今、1つ1つの事業を見ますと、今回もプレミアム商品券というのを商工会さんの事業を通じて今やらせていただいております。聞くところによりますと、多くの方々が賛同していただき、町内の活性化になるのではないかと。そういった意味で、新たな取り組みをされる商工会もおられるというふう聞いております。また、防災面でありますけれども、これも商工会のほうにお願いいたしました家具の転倒防

止事業でございます。これもボランティアでやっていただきました商工会員の方々とともに弱者に対することをやっていきたい。今いろんな意味で投げかけをし、地域の方々と一緒になってやらせていただいています。また、奥田の北老人会では、津波対策として、自分たちみずからが標高の高さを表示したというようなことも新聞記事等で見させていただいております。先ほど答弁中でありましたように、消防団、商工会、漁業協同組合の青年部、また祭礼等々若者がいるなところで力を発揮されておりますので、これからは町民の方々と一緒になってまちづくりの姿勢で、私以下行政が臨んでまいりますので、どうか議員の先生方におかれましても御理解、御協力をお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

4番（千賀荘之助君）

ありがとうございました。町長のそういった言葉を期待して質問をしたわけですが、最後に町長ははっきりと明確にやっていくぞという決意を述べていただきました。これ以上、私のほうからくどくどと同じことを言っておっても意味がありませんので、これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。特に企画部長、大変でしたけど、ありがとうございました。

議長（丸田博雅君）

以上をもって、千賀荘之助君の質問を終わります。千賀君は自席に戻ってください。

〔4番 千賀荘之助君 降席〕

議長（丸田博雅君）

それでは、ここで休憩に入ります。10時10分まで休憩といたします。10時10分に再開をいたしますので、よろしく願いをいたします。

〔午前9時49分 休憩〕

〔午前10時10分 再開〕

議長（丸田博雅君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 鈴木美代子君の質問を許可します。鈴木美代子君、質問してください。

〔6番 鈴木美代子君 登席〕

6番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長あてに提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、町当局の明快なる答弁を求めるものであります。

今回は、環境改善をテーマに取り上げました。その1つは、河和南部地域における養鶏業のにおいです。長年にわたって、このにおいは改善されるどころか、ますます強くなり広がっております。行政として、この間、どのように指導してきたのか。

2番、河南小の子供たちは、このにおいの中で給食も食べ、学校生活を送っています。八工がひどかったため、網戸を要求し、全教室に設置してもらいましたが、においについては町としてこれ以上何もしてやれないのか、お伺いします。

3番、廃鶏の始末について、いろいろうわさがあります。真相は、どのように始末しているのか。町は把握していますか。野犬が多いことと関連があるのではないのでしょうか。

4番、武豊以北の養鶏業で、においが極力少ない経営をしている業者があります。南部地域の問題の業者にこの養鶏方法について学ぶように指導し、改修の費用についても町として利子補給などできる限りの指導援助ができないのでしょうか。

5番、すべての鶏舎はウインドレス、高層鶏舎で、旧式の鶏舎はないのでしょうか。鶏舎の中に入って実態を把握し、経営者に直接指導していますか。鳥インフルエンザの予防からなかなか鶏舎に入れませんが、排せつ物の処理について、具体的に現在35万羽の排せつ物の処理がきちりできているのか、確認をしていますか。

6番、野犬の多さは非常に心配であります。昨年、南部地域で約60頭捕獲したとお聞きしました。子供の人数が減っている今、学校へは、行きは集団登校であります、帰りは学級下校のこともあり、子供が1人になることもあります。大変心配です。対応策はどうするのか。

7番、この質問は養鶏業者を敵視するのではなく、経営のモラルを遵守してほしいから行っております。私も含めて地元の住民はよく我慢しております。よく聞く言葉は、「業者が少しでも努力しているということがわかればあえて文句は言わないが」と、そう言います。養鶏業者はこの言葉に甘んじることなく、日々努力すべきではないでしょうか。鶏の数は35万羽という知多一の多さであります。排せつ物の処理は法的に問題ないのでしょうか。廃鶏については、1日何羽処分しているのでしょうか。

2点目は、大手企業の公害防止協定についてであります。

美浜町は、加藤化学株式会社と昭和48年3月30日に公害防止協定を結んでいます。加藤化学は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などを防止するために、公害防止計画書に基づき必要な措置を講ずるものとあります。会社が計画書の記載事項に違反した場合は、町は会社に対し施設の改善等の対策を要請し、さらに必要と認めるときは、会社の施設の全部またはその一部の操業の一時停止を指示することができることあり、会社はこれに従うものとあります。この防止協定が確実に守られていれば、私はこんな質問をしなくていいはずです。河和の人たちは、長年にわたり、このにおいの中で毎日生活しています。風向きによっては河和台にも届いています。河和台の人から、もう我慢できないという電話をもらいました。美浜町という名前は、美しい浜の町と書きます。ところが、実態はひどい悪臭の町となっております。このままでは、知らない人が観光に来て、びっくりして二度と来ないようなことにならないでしょうか。イメージを変えるためにも、大手企業に公害防止協定をしっかりと守るように指導すべきだと考えます。

1. 定期的な検査方法、内容、結果について公表すべきではないか。
2. かつて排煙の中に亜硫酸が含まれて問題になったが、今はどうですか。

次に、保育所で問題になっている防災ずきんについてであります。

保育所からの24年度予算要望の中に防災ずきんがあったと思います。しかし、町はこの防災ずきんを却下したと聞きますが、本当でしょうか。それは、町として防災ずきんが必要ないと判断して却下したのでしょうか。必要ないと判断したのなら、父母負担で買わせるのは矛盾していませんか。町は、防災ずきんをどのようにとらえているのでしょうか、お聞きします。ちなみに、園児全員で買うとしたら約78万円弱とお伺いしました。

以上です。

経済環境部長（久野元嗣君）

鈴木美代子議員の質問にお答えさせていただきます。

初めに、河和南部地域における養鶏業のにおいなどの改善についての御質問の1点目、においは改善されるどころかますます強くなり広がっているが、どのように指導してきたかについてでございますが、養鶏による臭気は人の感覚で強さが左右されますが、住民からたびたび苦情をいただいております、その都度経営者に報告し、必要があるときは県とともに指導してきております。最近では、平成21年度に苦情が集中したため、経営者に役場に来ていただき強く指導したほか、臭気対策、ハエ対策、雨水の排水対策など改善計画書を提出していただきました。その後、一部の改善は図られたものの、臭気対策やハエの発生についてはなかなか効果的な改善が見られて

おりません。このため、昨年におきまして半田市内にある養鶏場を視察し、飼育状況に見合った堆肥場や乾燥施設について研究し、今後の対策を検討しているところでございます。また、平成11年11月1日から家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行されておりますので、両面から指導していきたいと考えております。

2点目の、河南小の子供たちはこのにおいの中で学校生活を送っている。町として何もしてやれないのかについてでございますが、経営者の意識改革により、臭気対策を初め適正な養鶏場の運営をしていただくよう指導していかねばと考えております。

3点目の廃鶏の始末についてどのようにしているか、町は把握しているかについてでございますが、質問7の後半、廃鶏については1日何羽処分しているかに関連がありますので、一括してお答えさせていただきます。なお、廃鶏と死亡鶏について御説明させていただきます。

一般に卵を産まなくなった鶏を廃鶏といい、参考書籍に基づく計算ではおよそ18カ月程度で廃鶏となり、業者により引き取られ処理されるものです。死亡鶏は、24万羽が飼育されていますと、年間で約2万9,000羽が死亡鶏となり、処理機で処理されると聞いております。

野犬との関連につきましても、職員が野犬の捕獲のため、養鶏場周辺の田畑などに捕獲かごを仕掛けに出向いたとき、その周辺で野犬やカラスが食した鶏の残骸を確認したこともございます。今でも同様に確認することができるため、関連性はないとは言えないものと思っております。

4点目の、武豊以北でにおいが極力少ない経営をしている農家がある。この養鶏について学ぶよう指導し、費用も町としてできる限り指導援助できないかについてでございますが、農業経営基盤強化金融融資制度がございまして、既に鶏舎の建てかえで利用していただいております。臭気対策に係る改善メニューもありますので、積極的に利用していただきたいと思っております。

5点目の、すべての養鶏は高層鶏舎で、旧式の鶏舎はないかについてでございますが、4月現在で古布字平井地区にある最新式のウインドレスの鶏舎は4棟で、高床式など開放型鶏舎が9棟で合計13棟、約24万羽の成鶏が飼育されております。

鶏舎の中に入って実態を把握して、経営者に直接指導しているかにつきましては、さきに御説明させていただきましたように、平成21年に指導したころから、鳥インフルエンザが県内で発生し、鶏舎の中に職員は入ることができませんでした。それ以降、各地で鳥インフルエンザが危惧され、中に立ち入った指導は控えております。

6点目の、野犬の多さは非常に心配で、下校時には子供が1人になることもある。どうするのかについてでございますが、町では古布地区の養鶏場付近と矢梨、切山地区の養鶏場付近に野犬の捕獲かごを設置しています。昨年度の実績で、古布地区で58頭、矢梨、切山地区で9頭、合計67頭の野犬を捕獲しております。これは、昨年度の捕獲頭数141頭のうち、ほぼ半数を河南地区である養鶏場付近で捕獲したことになります。しかし、現時点でも多くの野犬が生息し、対策に追われているところでございます。幸い人への危害の報告は入っておりませんが、町といたしましても大変心配しております。根絶するには、養鶏場に侵入できないような対策と、堆肥場への野犬やカラスの侵入を防ぎ、死亡鶏がえさとなることのないよう対策が必要と考えております。

7点目の、排せつ物の処理は法的に問題はないのかについてでございますが、まず排せつ物の処理はさきにも述べましたが、平成11年に家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行され、施設の構造や排せつ物の処理量の記録など、管理面について規定されております。この法律では、管理基準に基づく指導、勧告の措置などは都道府県の事務とされており、河南地区にある養鶏場の規模、特に飼育数に対する堆肥化施設や乾燥場の規模、そして管理面において適正であるかにつきましては、今後、県と協議してまいりますので、よろ

しくお願いいたします。

なお、矢梨、切山地区においても野犬や臭気の苦情がありますので、同様に対策を指導していく予定でございます。

いずれにいたしましても、経営者の意識改革と適正な規模で適正な管理を行っていただけるよう指導していきますので、議員の協力もよろしくお願いいたします。

次に、大手企業の公害防止協定についての御質問の1点目、定期的な検査方法、内容、結果について公表すべきだについてでございますが、当該事業所との公害防止協定の中には、定期的な検査方法や内容、結果を公表することにはなっておりません。しかし、公害を防止するために、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等に必要な措置を講ずることとなっております。当該事業所とは、公害防止協定に関係なく大気汚染や水質等の適正化を行っていただくために、当該事業所の排煙関係については、県民の生活環境の保全に関する条例の規定により大気指定工場等の届け出を、排水関係では水質汚濁防止法により県への届け出が義務づけられており、これに基づく愛知県により常時監視されております。臭気につきましては、県民の生活環境の保全に関する条例に基づき、コーンスターチ製造事業としての届け出を町に提出していただいております。

町におきましては、硫化水素など化学物質調査による調査とにおい袋による臭気測定を行っています。騒音、振動の測定につきましては、定期的に測定しておりませんが、苦情がありましたときに、その都度測定し、対応しております。

なお、当事業所では昨年より耐震補強工事をしており、設備の改善もあわせて実施していると聞いております。

2点目の、かつて排煙の中に亜硫酸が含まれていて問題になったが、今はないのかについてでございますが、現在では工場から出るすべての排ガスは県条例により総量規制されており、公的機関、経済産業省による監査や県による立入検査が行われ、特に発電ボイラーについては硫黄酸化物、窒素酸化物の自動分析装置も設置され、常時監視されておりますので、今はそのようなことはございません。以上です。

厚生部長（家田兵蔵君）

次に、保育所で問題になっている防災ずきんについての御質問でございますが、規定の防災ずきんだけではなく、手づくりのものや市販のものを買っていただくことで進めさせていただいております。

予算要望の中で要望を却下したのかという御質問でございますが、却下したとは判断しておりません。地震災害や火災に対して、子供たちの安全を確保するために防災ずきんを用意してほしいという御意見が父母の間に従来からありました。近隣の市町を調査しましたところ、保育所の防災訓練において使用しているところがほとんどであるということがわかりましたので、町の予算をもって保育所に備えつけることを検討いたしました結果として父母の負担をお願いして進めていってはどうかということになりました。

そこで、父母の会の総会におきまして、父母負担で実施する旨を説明し、御賛同を得て進めさせていただきましたが、当日御欠席された父母の方の中から規定のものではなくて、市販のものや手づくりのものも認めてほしいという御意見が保育所に寄せられましたので、保育所長会を開き、市販のものや手づくりのものでもよいということで、すべての保育所を統一してその旨の文書を送付いたしました。

防災ずきんにつきましては、子供の安全上必要なものですので、予算の厳しい中、早期に実施するために、父母の方々の御理解を得て、進めさせていただいている事業でございます。

議長（丸田博雅君）

鈴木君、再質問ありますか。

6番（鈴木美代子君）

私は、アイナン養鶏さんの地元です。本当に今回の質問は、平成10年代に何回かやっています。しばらく見守ろうということで質問はしてきませんでした。地元だからこそ、業者さんにモラルを守ってほしいという願いを込めてきましたが、残念ながらアイナンさんの鶏の羽数が、私が質問したときは20万羽、平成11年です。今、答弁では24万羽と言いましたが、働いている人に聞くと35万羽、この1月ごろでは40万羽いたと聞いております。やはり鶏の羽数がふえればにおいも出るし、大変だということは重々わかっています。そうしなければ経営が成り立っていかないのなら、しりの心配をしてから羽数をふやすという、そのとき私も議会でそう言ったはずですが、議事録にもあります。

今回は、本当ににおいがきつくて、フィールやカインズの駐車場やレジの辺までにおっている、そういう住民からの苦情です。今まで平成10年代に私が質問したときは余り少なかったと思うんですけど、古布の柿ヶ坪の辺も大変ひどいにおいです。私は、せっかく今回のアイナンさんにも後継者がいて、これからも若い力でやっつけようというところでもありますので、ぜひ経営者にはこれが公害だと、住民に迷惑をかけないという認識をぜひ持っていただいて、改善のために努力してほしいと。地元住民は、努力しているという姿を見れば、努力している結果が少しでも出れば我慢しています。その辺を私は今回町当局にお願いしようと質問に立ちました。

これがアイナンさんのところの臭気測定結果ですね。これを見ると、適合になっているのが不思議だなと思うんです。適合になって、不適合というのは何回もないんですけども、この辺で町としてはアイナンさんのおいについて適合していると本気で思っているのか、お聞きしたいと思います。

経済環境部長（久野元嗣君）

鈴木議員の言われますことは本当によくわかりまして、まずは鶏の話でございます。

先ほど私が24万羽と言いましたのは、成鶏と言いました。といいますのは、古布のところである親鶏の卵を産んでおるのが24万羽でして、切山でも同じような成鶏では10万羽強、それから浦戸のほうでは育成の鶏がおりまして、卵を産む前の鶏がおります。そのところを合わせますと39万7,000と約40万羽、確かに言われましたようにおるといふ、従業員の方に聞かれたのはそういう意味での答えだろうと思っておりますので、すべて合っておる数字だと確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。まずは数字上のことはそうでございます。

それから、本当ににおいがあるかどうかということの話でございますが、いろんなところから本当にたくさんの苦情をいただいております。先ほど言いましたように、においは答弁の中では触れさせていただきましたが、人の感覚で大きく左右されるのは御存じだと思いますが、本当に敏感な方もおられますし、鈍感な方もいる。だけれど、敏感な人が本当に少数かということの中で、あのにおいが少数の方だけが臭いと思っておるんでないということは十分承知しております。そういうことの中で、我々も不安に感じておりますので、議員のところ測定数値の結果があるかと思いますが、20年度からいろんな測定をさせていただいた中で、あそこについてはどういう基準のところまでいいかということでは、3種というところで18という臭気のことがございます。18以下であれば適合ということの中で、その基準で臭気を取ってそれを測定するわけでございますけれども、これにつきましても機械の測定ではなくて人の専門家ですから素人ではございませんが、中で測定をするという中でいきますと、測定上では結構数字的には下がった数字が出ておるのは事実でございますが、じゃああそこにおわんと思っておる人がようけおって、におっておると思っておる人が少ないのかという話とは別の話でして、本当に困っておるなというふうには町も思っております。

それから、議員言われますように、平成10年とかちょっと前から八工対策のことで相当頑張っていたいただきましたけれども、その中で改善されておるかということでございます。町はどういうふうにしていくんだという中で、御存じのように、町としても基準に合っておればもちろんいいですよという考えは持っておりません。一般

住民の方が困るのであれば、少しでも御協力を願っていいものに改善していただきたいという気持ちは持っておりますので、機会をとらえて発表させていただいておりますが、ただいかにせん基準以上の要求をさせていただくわけでございますので、つらい立場にあることも御理解いただきながら、かといって苦情がすごい多いという中でございますので、我々も何とかしたいなというふうに思っております。

そういう中で、改善策としていっているところを見ていく中では、いろんな対応策がございます。それがウインドレスであったり、いろんな菌をまぜて発酵でのごとをやるということでございますが、先ほどちょっと述べさせていただきましたが、鳥インフルエンザによってやっておるということは確認を、聞いてはおりますが、なかなか今の厳しい鳥インフルエンザの状況下の中で、職員も立ち入ることが容易ではございません。何かごとの、本当に法的な関係でないと入れないような状況下でございますので、入るのは厳しいんですが、外でのにおいをかいだり対応することは問題ありませんので、そのことに対しては町もできる限り一生懸命やらせていただいていることだけ御理解いただければありがたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

6番（鈴木美代子君）

実は、平成12年に平塚議員が質問しているんですね。それをけさ読みまして、当時の答えは、これから改善していきますよという答えでした。臭気対策もしっかりやっておりますので、改善のめどがついたような答えをしているんですが、その辺はどうですか。平成12年のその当時と今と、臭気対策というのか、それは随分違うんでしょうか。それとも大体同じだということでしょうか。

経済環境部長（久野元嗣君）

対策の方法として変わっておるかということに関しては、一生懸命やっておるという気持ちでは一緒だと思います。それから、においに関係しましては、当時私がそのときににおいをかいでおりませんので、これは御勘弁願いたいと思いますが、ただそのときの記録も私も読ませていただきました。そのときにつきましては、確かにその対策として、EM菌等を踏まえた菌を3日に1度与えながらやっておると。そのときの担当部長さんがその地域をしょっちゅう通る方でしたので、それで確認をとっておるということも聞いてございます。

ただ、それにつきましても絶対的な効果があったわけでもございませんし、それはどんないいものでも、定期的きちんと適正な管理を行わなければどんなものも効果は発揮いたしませんので、そのことに問題があるかなということと、それから今いろんな文献では、この対策につきましては処理方法の菌をまいてやるというものがあるわけでございますが、その企業さんのPR用のものを見ると絶対的にすごく効くようなことが書いてございますが、ほかの文献を読みますと、ある程度は抑えられるけれども、絶対的な対策は今現在ないということも書いてございますので、絶対的は難しいかな。でも、ある程度効果は絶対あるんだろうなというふうにはとらえております。ですから、町といたしましても今の現状よりもとにかくよくなっていただかないと周りの人が困りますので、その点に関しましてはいろんな機会をとらえながら一生懸命やっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

6番（鈴木美代子君）

廃鶏についていろいろ質問させていただきましたが、うわさはうわさを呼んでいろいろあるわけですが、本当に、犬があればいいということ、河和の養鶏場の近くで58頭ですか、すごい数だと思うんですね。

実はきのう、じかにその人から聞いた話なんですけど、畑へ行ったら子牛ぐらゐの大きさの野犬が7頭連れておったと。すごい怖くて、周りを見たら人がいないと。60代のおばさんなんですけど、車にちょっと乗って、車から出られなかったと。子供だったらどうなっただろうという話を私は聞いてきたんです。確かに私も以前見たことがあるんです、大きな野犬を。私もこういう質問をする以上は、目の前で河南小へ行く町道で2頭の犬が、廃鶏

でしょうか、死亡鶏ですか、その辺はわかりませんが、取り合いのけんかをしている姿を見ました。本当に大変なんですけれども、これを何とかしないと、子供たちに何かあったらいかんと思うんですけれども、その辺はどうですか。

経済環境部長（久野元嗣君）

半田のほうで、捕獲かごで捕らえられた動物を処理していただくところがございます、そこでの統計上でいきますと、半田だとか常滑だとか美浜は野犬が多く捕まるところになってございます。ということは、その地域は養鶏業者も多いので、関連性があるのかわかりませんが、たまたま美浜町の中でも養鶏が盛んなところに野犬がおるといふのも事実でございます。関連性についてはわかりませんが、そういうことを踏まえまして、その地域では不安を感じておりますし、群れでゆっくりと歩いてなかなか逃げないような状況下もあるということも聞いてございます。そういう中で、いろんな問題点を少しでも改善すべきことはさせていただいておりますし、町といたしましては野犬に対しては捕獲かごの設置以外はできません。それから、過去にはいろいろ場所によって毒のえさを与えたり、大昔には麻醉銃の話もあったようでございますが、なかなかそういうことにつきましては難しい問題もございますので、そういうことを県自体がやっていただくということは、お願いはしておりますけれども、対応できませんが、少しでも減らす方法があれば、町といたしまして一生懸命やらせていただきますので、逆にお願いしておっしゃいかな立場ですが、情報があれば教えていただければありがたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

6番（鈴木美代子君）

本当に笑い事ではなくて、大変切実な問題です。

柿ヶ坪というところでは、何年前かに自分のうちで飼っていた犬が野犬に殺された事件がありました。2頭殺された、たしか覚えております。うちで飼っていた犬ですけれども、家族にとっては大変ショッキングな、地元の村にとっても大変ショッキングな話でした。何年も同じことを言いたくありません。できることなら、いろんな殺虫剤をまいて、においばかりではないもんですから、公害は。これから秋にかけてハエがふえてきます。そうするとまた大変なことになります。できるだけ薬を、今言われているのは100%ゼロになることは絶対ありませんけれども、えさに乳酸菌をまぜるといふ話も聞いたことがありますし、いろんな例があると思うんですね。経営者に役場から、公害を出しているんだという認識を持っていただいて、ぜひおいだとかハエだとか、そういうものが少しでもなくなるように努力をしていただきたいと、経営者に迫っていただきたいと心から思います。何としても、そういう人間のまだ被害はないですけれども、私も弱い立場ですけれども、子牛ほどの大きな野犬がいたら、多分大の大人でも、男の方でも怖いと思います。ぜひ少しずつでもいいといふものは何でもやってほしいと、ぜひ経営者に訴えてほしいんですが。

経済環境部長（久野元嗣君）

まず、においにつきましては、基準は別といたしまして、町民の方々の中で相当数の方がお困りをしておるんだということは切実に訴えさせていただこうと思っております。

それから、野犬に対しては、あそこは小学校もございまして、保育園もございまして。本当に不安でございますので、そのことも町といたしまして一生懸命教育委員会ともども一緒に訴えて、少しでも改善していただくように努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

6番（鈴木美代子君）

今回、地元の農家の方です、業者さんですけれども、取り上げました。

私が議員になって25年になりますが、毎回同じようなことを言わせないでほしいと。当局の職員の方も一生懸

命やってみえることは重々わかっておりますけれども、業者の方も認識を持つようにぜひ頑張ってもらいたいと切に願います次第でございます。

次に行きます。大手企業の公害防止協定についてとありますが、つまりアイナンさんの話でなくて加藤化学の話です。

公害防止協定はここにあります。公害防止協定には、においというのか悪臭ですね、それから排水についても騒音についてもいろいろ書いてありますね。要するに公害防止協定の守るべき基準は、公害防止計画書にあります。「排水は、毎月1回以上測定し」と書いてあります。「騒音については、昼間65ホン、夜間は50ホン以下とする。騒音は月1回以上、振動は年1回以上測定をし」と書いてあります。においについても書いてあります。今、公害防止協定を確実に守っていると判断をしますか。

経済環境部長（久野元嗣君）

まず、結果論から言いますと、もちろんその数値上で逸脱をしたことがございます。といいますのも、もちろん機械の故障だとか、それから施設の改善の際の途中の経過上で出ることもございます。ですから、いろんな中で突発的にいろんなものが壊れて対策ができなかったということがございますので、そのときにはもちろん苦情も入ってまいりますし、会社からも連絡が来ますので、町も言っております。そうすると、直ちに対応はしていただいております。ですから、一切問題がなかったかということに関しては、365日、何年も問題ないという日が続いたということではございませんが、対応につきましては直ちに対応していただいておりますということだけは承知しておりますので、よろしく申し上げます。

6番（鈴木美代子君）

これが加藤化学の臭気測定結果、臭気ばかりじゃないですけども、これをいただいて、平成22年の1月の測定で硫化水素が検出されていますね。もちろん指導したと思うんですけども、この硫化水素は出てはならないものなんですけども、かつての亜硫酸ガスとのあれですけども、これについてどうなっているんですか。

経済環境部長（久野元嗣君）

今、硫化水素の資料は持ってございませんが、もちろんいろんな中での基準のものを持ってありますが、その資料は持ってございませんが、近年におきましていろんなときにいろんな問題が出ました。振動の問題、においの問題、いろいろありましたが、もちろんそのたびに自発的にわかった段階で向こうからも報告が来ますし、町も言っております。県も立ち会ってもらっております。もちろんその日に改善するということは言えませんが、直ちに対応していただいておりますので、それが紳士的に守られていないというふうには思っておりませんので、これに基づく対応によって、それが公害防止協定を結んだがゆえに、議員言われましたように、一番最悪では操業停止もあるという中で守っていくということがございますので、その段階もございまして。これを結んでおるからというわけではないと思いますが、これは重要なものとして活用し、向こうも直ちに対応していただいております。今日やっておるということは理解しております。ですが、先ほど言いましたように、一回も問題がなかったということではございません。ですから、改善策を今やっておりますし、近々、今言われております震災に対しましての耐震のこともやっておりますので、その都度、耐震をさわるとき一緒に別の騒音上の問題だとか、いろんな臭気の問題だとかということにもさらなる改善の施設と一緒にさわっていくということで、費用効果としても一緒にさわれますので、そのときに基準をクリアしていてもさらに新しいものを入れていただくということでは対応していただいておりますということだけ御理解いただければなど。それについては、うちの担当が出向いて相談をしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（丸田博雅君）

鈴木君、あと10分弱です。できるだけマイクを使ってください。

6番（鈴木美代子君）

硫化水素の話ですけれども、硫化水素が検出されてはならない物質なんですけど、先ほど申しましたように22年の1月に硫化水素が検出されておりますが、23年の7月も高い値ではないが結構数値が出ています。24年の1月でも0.016という数字が出ています。だから、先ほど部長が言われたように、全く出ないというわけではなくて、こうやって値が出てくるんですね。私たちが言いたいのは、硫化水素なんか本当に危ない物質だもんだから、ぜひ今後出はならないように、1回でも2回でもこういう形で出ればやっぱり心配ですよ、大気汚染が。

もう1つは、公害防止協定の中にいろいろあるわけですけれども、私は以前、騒音について質問したことがあります。昼間は65ホン、夜間50ホンということで、工場の近辺でたしか測定していると思うんですけど、夜間は50ホン以下に現時点ではなっているのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

経済環境部長（久野元嗣君）

議員言われましたように、先ほど言われました硫化水素の関係でございます。確かに1回基準を超えました。21年度の後期のときに、基準値が0.004のところを0.086、それから23年度につきましては0.002のところを0.01、それから0.002のところを0.00007が出たということがございますので、ゼロではないということは事実でございます。基準値を超えたことは1回確かにあったということは記録してございますので、ですけど御存じのように、もちろんゼロが一番いいわけでございますが、基準値の中にあるということだけは御理解だけいただければありがたいと思っております。ですが、もちろんそれならいいよということではございませんので、絶えず町といたしましても調査をさせていただきながら対応させていただきましますので、よろしくお願ひいたします。

それから、騒音につきましては、確かに出るときがございます。機械のふくあいの関係もございまして、それについても報告は受けておりますが、それについて長く続いたとかということではございませんので、部品の調達の関係でちょっと待っていただいたということは確かにございますが、それにつきましても弁護しておる話ではございませんが、いつまでも改善しなくてどうこうなっておるということではないということですが、もちろん一切ないほうがありがたいですので、今後とも事前に、そうなる前に対応、壊れてからかえるのではなくて、事前にかえていただくようなことはお願ひしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（丸田博雅君）

鈴木君、残り5分。

6番（鈴木美代子君）

公害防止協定をしっかりと結んでいるわけですから、加藤化学さんとはこういった紳士協定をきちっと結んでいるもんですから、極力においも少なくなつてほしいし、騒音も、私が10年代に騒音で質問したとき、おじいさんが、そのときはおじいさんじゃなかったんですけど、夜中にすごい騒音で、パジャマ姿で正門の前に行って何とかしてくれと、このままじゃ寝られないぞと泣いて訴えたという話をしましたが、少しでも改善されているはずですので、ぜひ今後も注意深く見守っていただきたいと。河和台の方は電話の最後に、加藤化学さんは美浜町にとっても大切な企業だ。ぜひモラルを守って、きっちり周りに迷惑をかけないように、そういう指導をしてほしいということをお願ひしたので、私は最後につけ加えておきます。

加藤化学さんもアイナンさんも企業の公害ですけれども、私たちはできることなら地元のそういった企業さんはモラルを守って、社会的に責任を果たしてほしいと思っております。ぜひ担当職員も頑張つてやっていただきたいと。甘んじることなく、頑張つてやっていただきたいと思っております。

最後、3分か4分ありますので、保育所で問題になっている防災ずきんについてお伺ひしたいと思います。

何で私がこの防災ずきんについてこだわるかといいますと、実は3月の終わりが4月に保護者の方から電話がありました。町で決まったんですかと。何の話だか全然わかりません。防災ずきんを父母負担で買うということが町で決まると、そういう保育園からの説明があったと。町で決まったんですか。よく聞いていくと、こういう話でした。保育園側が防災訓練をするのに防災ずきんをかぶせたいと。同じものを、要するに1カ所に置いておくから、防災訓練をやるとなると、何かあったときにはそこからばあっとみんなが取っていくと。だから、1カ所に入れるためには同じものがないということで父母負担で買えないかということでそろえたいという話だったんですね。私のところに電話があったもんだから、私は部長さんにどういうことだと。父母負担で、手づくりはいかんのかとその電話の方は言ったもんですから、手づくりで私はやろうと思うと。手づくりもいいじゃないかと思って話を聞いていたら、そういう防災訓練で防災ずきんを使うのに、よその町に倣って予算要望をしたけれども却下したと、町のほうはね。私は今回のことについて、町のほうに聞きたいんですが、防災ずきんが必要ないと判断して却下したのか、総額約78万円の防災ずきんですけれども、その辺をお聞きしたいと思います。

厚生部長（家田兵蔵君）

先ほど私が答弁させていただいた中に、この予算は却下されたとは思っておりませんというふうにお答えをさせていただいております。今もそう思っております。議員御承知のように、限らない私ども担当の要望の中で、当然財政当局のほうもいろんな意味合いの中で、こういったこともあり得ると思います。

検討した中で、必要があるという中で、早くこういったものをそろえていこうという中で検討した結果、御負担をいただくという結果になったものでございます。

議員が私のほうに御指摘いただく前後しまして、父母の方からも御要望がありまして、既成のもの、あるいは手づくりのもの、そういったことも園のほうに御意見が寄せられましたので、そこら辺もよく所長会で検討した中で、結果的にそういったことも認めていこうという結果になりました。今現在は、園のほうに御注文される方、あるいは手づくりをされる方、それから市販のものを購入される方、そういった方がお見えになるというふう聞いております。

6番（鈴木美代子君）

要するに町は必要ないと思って却下したんじゃないと言うけれども、防災訓練に使うものだから、防災訓練というのは町の事業の一環ですよ。だから、防災訓練で使うなら町が購入すべきだと思う。保育園で使うものなんですよ。うちで使うんじゃないんですよ。だから、できるだけ町で用意すべきではなかったかなと思います。済みません、これで終わります。

厚生部長（家田兵蔵君）

議員の言われることはわかる面もございしますが、町といたしましても限りある財源の中で運用させていただいておりますので、その点もひとつ御理解いただきたいと思います。

議長（丸田博雅君）

以上をもって、鈴木美代子君の質問を終わります。鈴木君は自席に戻ってください。

〔6番 鈴木美代子君 降席〕

議長（丸田博雅君）

次に10番 山本和久君の質問を許可します。山本和久君は質問してください。

〔10番 山本和久君 登席〕

10番（山本和久君）

ただいま議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長あてに提出いたしました一般質問通告書の内容に

基づき質問してまいります。

本日は、美浜町の精神障害者の一般疾患に関する医療費の助成について及び障害者福祉手当の支給拡大についての2点を質問させていただきます。

まず第1点目、美浜町の精神障害者の一般疾患に関する医療費の助成についてでございます。

本町の子ども医療費助成については、就学前に限られていたものが、平成20年度から中学校卒業までの入院分まで拡大され、そして昨年10月からさらに拡大されて、中学校卒業まで通院分を含めた医療費の無料化が実施されております。このように、本町の医療費助成はより充実した内容になってきています。

しかし、かねてより要望をいただいている精神障害者の一般疾患に係る医療費助成については、他の障害者医療費助成に比べておこなっています。そこで、今後の本町の精神障害者の一般疾患に係る医療費助成についてどのように考えているか、伺います。

次に第2点目、障害者福祉手当の支給拡大について伺います。

美浜町障害者福祉手当は、障害者の福祉の向上を図ることを目的とした手当とされていますが、少なからずハンディキャップを持っている障害者の方々のさらなる福祉の向上を図る必要があると考えます。現在、障害者福祉手当は身体障害については1級から4級までの方に支給されていますが、今後より一層充実した内容にするためにも、5級・6級の方にも支給されることが求められています。

そこで、以下3点質問させていただきます。

現在、美浜町における障害者5級・6級の方の人数はどれほどでしょうか。

概算で予算はどれくらい必要になりますでしょうか。

近隣市町（知多管内5市4町）の現状はどのようになっているか。また、本町の今後の取り組みはどのように考えていますか。以上です。

厚生部長（家田兵蔵君）

山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目、美浜町の精神障害者の一般疾患に対する医療費の助成についての御質問でございますが、現在、美浜町では精神科診療の通院につきましては、自立支援医療受給者証所持者の方に精神障害者医療費受給者証を発行しておりまして、医療機関で提示することにより自己負担はございません。精神医療の入院につきましては、精神障害者保健福祉手帳1級または2級所持者の方について、医療機関で支払った医療費は後日支払われますので、通院同様、自己負担はございません。

御質問の精神障害者の一般疾患に対する医療費の助成につきましては、町長より指示がありましたので調べてまいりました。また、精神障害者の方々の医療の実態について、家族会の御意見を拝聴いたしまして検討をしてまいりました。他市町を見ましても、多くの市町が取り組んでおりますので、厳しい財政状況の中ではありますが、担当としましては本町におきましても精神障害者手帳1級または2級所持者の方に対しまして、全疾患の入院及び通院の医療費を助成対象とする医療費助成拡大の実現に向け、精いっぱい頑張っております。

2点目の1番でございます。障害者手当の支給拡大についての御質問の1点目、障害者5級・6級の方についてでございますが、平成23年3月末現在におきまして、5級の方は44人、6級の方が26人、合計70人でございます。

2点目の予算はどのくらい必要かについてでございますが、この人数をもとに近隣の町の額を参考にして計算いたしますと、武豊町の手当額で151万2,000円、常滑市の手当額ですと75万6,000円、半田市の手当額ですと109万2,000円でございます。

3点目の近隣市町の状況を把握しているか。また、本町の今後の取り組みについてでございますが、近隣市町で身体障害者の5級と6級の方について、支給していないのは本町と南知多町でございます。武豊町は5級・6級とも月額1,800円、阿久比町は5級が月額1,700円、6級が月額1,400円、東浦町は5級・6級ともに月額1,600円でございます。市の状況でございますが、半田市は5級・6級とも月額1,300円、常滑市は5級・6級とも月額900円、東海市は所得税課税者が5級・6級とも月額1,650円、所得税非課税者が月額3,950円、知多市は所得税課税者が5級・6級とも月額1,600円、所得税非課税者が月額1,800円、大府市は5級・6級とも月額3,400円でございます。本町の今後の取り組みにつきましては、議員の皆様の賛同を得て、予算の許す範囲におきまして来年度当初予算に計上してまいりたいと考えております。

議長（丸田博雅君）

山本和久君、再質問はありますか。

10番（山本和久君）

それでは、順次伺ってまいりたいと思いますが、精神障害者の一般疾患に対する医療費の助成についてですが、まず最初にお伺いしたいことは、障害の中には身体障害、知的障害、そして精神障害と3つあるわけなんです、なぜ現在まで精神障害者の助成ができていたのか、経緯的なものがあればお知らせをいただくとありがたいなと思うんですが。

厚生部長（家田兵蔵君）

私もこちらへかわってきまして1年がたちまして、まだ不勉強な面もございますが、御質問の3障害に比較して精神障害者の医療費の助成ができておると、どうしてかという御質問でございます。

今、障害者につきましては、障害者自立支援法という法がありまして、障害者が地域で暮らせる社会の実現を目標といたしまして、平成18年度に施行がされております。施行されるに至った経緯でございますが、これまで障害者は、それ以前は精神保健福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、こういった障害別にそれぞれの法律が定められておりました。伴いまして、給付される障害者の福祉サービスも障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてまいりましたが、この支援制度導入によりまして地域生活支援が大きく前進したというふうに考えております。また、平成16年9月に公表されました精神健康医療福祉の改革ビジョンにおきましても、精神障害者に対する生活、就労活動支援体制の充実を図る施策が示されました。

そうした支援体制の中で、精神疾患の医療費につきましては、長期入院や再発、長期にわたる薬の服用など、自己負担が高額となることから、精神疾患に係る医療費を助成することにより生活負担を軽減する役割を担うという考えがあり、一般疾患に係る助成におくれが生じたというふうに考えております。したがって、こうしたおくれから、先ほども申しましたが、近隣市町におきましても、今年度あるいは翌年度に向けて障害者の一般疾患に対する医療費の助成に取り組んでおるところだと考えております。

10番（山本和久君）

最初は、それぞれ別々の法律のもとで助成がなされてきたという形で、精神障害だけが取り残されておったというお話でしたが、平成18年より障害者自立支援法のもとで一つの傘の中に入ったという解釈でいいかと思うんですが、やはりその中で精神障害者の一般疾患がおくれているというのは非常に問題があると思ひまして質問させていただいたわけなんです、近隣市町、その他で精いっぱい頑張りたいというような答弁だったかと思ひますので、強気に推進していただきたいと思うんですが、1つ、近隣市町の具体的な状況はわかりますでしょうか。

厚生部長（家田兵蔵君）

近隣市町の状況の把握をしているかという御質問でございます。申し上げます。

東海市につきましては、平成23年10月診療分より実施をされております。半田市におきましては、今年度10月分より精神障害者手帳1・2級所持者に対し、精神疾患以外の医療費に対して保険診療自己負担額の3分の2を助成する予定と伺っております。大府市、知多市、阿久比町におきましては、精神障害者手帳1・2級所持者に対しまして、今年度10月分より全疾患の助成をするというふうにお聞きしております。武豊町につきましては、来年、平成25年1月分より助成を行うということでお聞きをしております。大府市のみ、同手帳の3級保持者のうち市民税非課税者におきましても全疾患を助成対象とするというふうにお聞きをしております。常滑市、東浦町、南知多町、美浜町、1市3町につきましては、現在のところ実施はしておりません。以上です。

10番(山本和久君)

各市町の助成を伺いましたが、23年、24年、25年と、ここへ来て対応が非常に加速されているなという感想を持っておるわけですが、近隣市町の状況を見まして、美浜町としては具体的にはどのような方策を考えてみえるのか。助成の内容とか実施時期、支給方法、いろいろあるかと思いますが、わかっておればお知らせをいただきたいと思いますが。

厚生部長(家田兵蔵君)

美浜町の今後の方針というか取り組み、また実施時期という御質問でございます。

私ども担当といたしましては、美浜町障害者医療支給条例の改正を初めといたしまして、平成25年度当初予算をお認めいただいた後に、システムの改修といいますか、変更ですね。それから受給者証の発行等々そういった期間を踏まえまして、また医療機関との調整、またそういった制度改正の周知、こういった環境を整える期間をいただきまして、担当といたしましては近隣市町の動向を注視した中で、1・2級の精神障害者の一般疾患に係る医療費の全額助成について取り組んでいきたいというふう考えております。

実施時期ということでございますけれども、実施時期につきましては、先ほどちょっと申し上げました近隣市町の状況、10月が多いということ、10月になるというのはそうした環境を整える期間がある程度かかるということで、平成25年10月診療分からの実施を担当としましては考えております。以上です。

10番(山本和久君)

ありがとうございます。半田市なんかは3分の2とかいろいろ規制があるわけなんですけど、今1・2級の全額助成を考えているという答弁だったわけですが、非常にありがたいと思っております。

ただ、担当としてのお考えだと思いますが、実施時期が25年の10月というとやっぱりちょっと遅い、どうも私いつも思うんですが、行政の対応がいつも、いいことをやっても非常に遅いもんですから、もっとタイムリーにジャストポイントで入るような対応がなされないかなと思うんですが、これは前倒しをすることは無理なんでしょうか、お知らせください。

厚生部長(家田兵蔵君)

今、行政は何をやらせても遅いというお話がございました。よく世間一般にそういうふうにも言われております。

先ほど来も申し上げましたが、他市町のまねをするわけではございませんけれども、我々もいろんな市町でお聞きする中で、環境を整える面ではやはりそういった時間が必要だというふうにお聞きしておりますので、決してまねをするわけではなく、最善の努力をして頑張りたいと思いますので、よろしく願いたいと思います。

10番(山本和久君)

システム改修とか、いろいろ時期的な面もあると思いますけれども、何かにつけて前倒しを試みていただいて、

一日でも一時間でも早く支援ができることを望んでおります。

次に、2点目の福祉手当の拡大についてなんですが、これもまた非常に前向きな答弁だったと思うんですが、来年の当初予算に計上するということなんですが、具体的な実施時期はどれぐらいを考えてみえるのか、お知らせいただきたいと思いますが。

厚生部長（家田兵蔵君）

具体的な実施時期をどのように考えておるかという御質問でございます。

やはりこの福祉手当につきましても条例改正が伴ってまいりますので、私ども担当といたしましては、今年度中の議会において条例改正のほうを御提案させていただいた中で、平成25年度当初予算を認めていただいて、4月1日から施行していきたいと。担当では4月1日から、年度当初から実施していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

10番（山本和久君）

条例改正を行った後の対応という形で、25年の4月1日から、これも早くならないかということとまた言われますけれども、少しでも早くお願いをしたいと。予算化がありますので新年度という形だと思いますが、先ほどの答弁の中で予算の許す範囲ということですが、それこそ先ほどの近隣市町の状況を見ますと、非常に助成額にばらつきがあって、一番高いところが一般の方で3,400円、少ないところで常滑市の900円という月額、この辺なんです。美浜町でも予算の許す範囲という微妙な表現なんです。担当としては月額どれぐらいを考えてみえるんでしょうか。

厚生部長（家田兵蔵君）

担当として月額幾らぐらいだという御質問でございますが、非常にお答えがしにくい。議員言われますように、一番安い常滑市さんが月額900円というようなお話もございます。半田市さんが1,300円というようなこともございます。

今、美浜町の場合、4級で1,700円という状況でございます。5級・6級につきましては、議員はそれじゃあ納得できんと言われるかもしれませんが、私担当といたしましては新年度予算に向けまして財政当局のほうで十分に検討した中で、美浜町の適正な額、そういったものを詰めていきたいなというふうに思っておりますので、きょうこの場で幾らを考えておるといようなことは御勘弁いただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

10番（山本和久君）

そうですね。いろいろ勘案する事項もあると思いますし、各市町の対応がこれだけ違っていると、美浜町のスタンス、どの辺に置いたらいいかというのをまた一回じっくり検討していただいて、少しでも多くの額を助成されることを希望しておきます。

それで、これは支給方法としてはいろいろとあると思うんですけど、どのような支給方法を考えておみえになるんでしょうか。

厚生部長（家田兵蔵君）

今現在、美浜町は4級まで手当を支給させていただいております。これにつきましては、美浜町障害者福祉手当支給条例というのがございまして、その中で支払いの方法、月が決められております。年2回の支給でございまして、3月と9月の年2回になっています。3月分までの半年分、9月分までの半年分というようなことで口座に振り込みをさせていただいておりますので、同様に考えております。よろしく願いいたします。

10番（山本和久君）

ありがとうございました。

大きな1番、大きな2番ともに非常に前向きな答弁をいただきまして、大変評価をしたいと思っております。

最後に、私から町長に伺うわけですが、一連の障害者に対する支援策、いわば生活弱者、本当にハンディキャップを持った方の支援という形で、大変重要な部分だと思いますので、その辺の今後の取り組みまで含めました町長の方針というか、行政運営の方針を話していただくとありがたいなと思ひまして、これで質問を終わりたいと思ひます。

町長（山下治夫君）

基本的には、担当と私の考え方は一緒でございます。ただ、せっかくの機会でございますので、自分の考え方も述べさせていただきながら、もう少し詳しく話をしたいと思ひます。

今、担当が申し上げました一般疾患に対する医療費の助成、また障害者福祉手当の額等々の問題につきまして、何が一番問題かと私が思っていることにつきましては、本来であれば国の制度として広く国民の方々がどこに住んでいようと、同じ状態の方であれば、同じ助成、同じ方法というのが、私は本来の姿ではないかなというふうに感じて、きょうもおります。

ただし、美浜町の町長としてほかの町を見させていただきまして、やっぱりこの点はおくれているな、何とかしたいなと思うのは、人間として当たり前のことだと思ひしております。最初に述べさせていただきましたように、国の制度としてやっていただきますと、我々も負担の額が、人口、対象者によっては違いますが、負担の率としては同じ率になります。ただ、今現在こういった問題が、子ども医療費もそうではありますが、何が行われているかという、国の制度はそのままにしておいて、いろんな問題を抱えた、私にとっては財力の問題、人口の問題、該当者の問題の中において、各市町の取り組みが今行われておるわけです。

そうした中、知多半島を見ますと、知多半島というのは二極化しています。どういうことかといいますと、人口の多いところ、つまり財力の多いところと、私ども美浜町のようなところもございまして。そうした中で、同じ知多半島に住みながら同じ状況の方が、あの町に行ったらこういう制度がある。何だ、美浜町はないのかと。これは町長として、大変心苦しく耳をふさぎたくなるような状況であります。

しかし、どうしてもやりたいことの中の順番からいけば、きょう御質問いただいた点につきましては、最上位だと思います。日々大変な思いをされている中におきまして、我々が決断を下すには、たった一度のことであれば、来年だけのことであれば、今この場でも、担当でも私でも気持ちよく返事ができると思うんですが、やっぱり持続していかなくちゃいけませんし、ほかの福祉サービス、行政サービス、まちづくり、いろんなことを取り組んでいく中におきまして、ちょっとお時間をいただいてじっくり考えないと物が進んでいかないんじゃないかなということをお思ひしておりますので、気持ちは最初に言いましたように担当と同じ気持ちでありますし、私も担当のほうに指示した責任がございまして、やりたいんですけども、ちょっと慎重にならないといけないところもありますが、今回の質問につきましては最重要課題として取り組んでまいりますので、また予算審議の中におきましてしっかり御審議いただきたい。

この場では、私も担当も精いっぱい頑張りますと。この中におきましては、許された財力の中で、これを今薄切りしているわけですよ。いろんな方々のいろんな御注文に対しましておこたえしなくちゃいけませんし、まちづくりをやっていかなくちゃいけません。防災のことは防災のことでやっていかなくちゃいけない。そういった苦しみの中で、今取り組んでおるといふことの御理解をいただいた中で、議員さんの立場としてはいろんな方々の思いを述べていただきたいと思ひし、我々もやりたいものの中で十分協議し、持続可能なことでやれるように努力してまいりたいと思ひますので、精いっぱい当初予算に向けて頑張りますので、担当が申し上げました一般疾患に

つきましては25年の10月を目指す。また、福祉手当の拡大につきましては、同じ当初予算でございますが、4月1日の開始に向けて精いっぱい頑張ってもらいますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（丸田博雅君）

以上をもって、山本和久君の質問を終わります。山本君は自席に戻ってください。

〔10番 山本和久君 降席〕

議長（丸田博雅君）

ここで10分程度休憩をしたいと思います。再開を11時40分とします。お願ひをいたします。

〔午前11時31分 休憩〕

〔午前11時40分 再開〕

議長（丸田博雅君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きますが、午前中の時間も押し迫っております。次の質問者、山本辰見君に対しましては質問のみといたしまして、回答は午後の部に回させていただきますので、よろしく御了解のほう、お願ひをいたします。

それでは、5番 山本辰見君の質問を許可します。山本辰見君、質問してください。

〔5番 山本辰見君 登席〕

5番（山本辰見君）

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、事前に申し入れてあります一般質問通告書の要旨に基づき、順次質問をいたします。山下町長を初め関係する部課長には、明快なる答弁を求めるものであります。

1点目は、東海・東南海・南海地震など同時発生が心配される中、南海トラフの巨大地震に関する内閣府の検討会の資料が示されました。現在、科学的に考え得る最大の震度と満潮時の津波の高さが公表され、新聞に大きく発表されましたが、国や県からの詳細な説明がない中で、町民の中にはこれに対してどのように対応できるのか、大きな不安が広がっております。町民の不安を早い段階で解消し、安全・安心のまちづくりにどのように生かしていくのか、行政の真価が問われていると思います。

以下、具体的に美浜町としての対応をお尋ねします。

1点目は、この3月31日に発表された南海トラフ巨大地震に関しての、いわゆる震度や津波の問題ですけれども、美浜町での想定の高さが示されました。たしか5.9メートルだと受けとめておりますけれども、これらに対する美浜町としての基本的見解と、来春以降にもなるとされている国や愛知県の詳細な防災計画が示されるとは思いますけれども、それが示されるまでの間、どのような対応策を考えておりますでしょうか。

2点目は、以前、美浜町西海岸と東海岸の一部について、護岸の液状化に関する調査が行われて、その結果が私の議会の質問に対して答弁で報告されました。知多建設事務所の管轄している、いわゆる土木のほうで管理している護岸と、管理形態の異なる布土川から北側の地域、これは衣浦港務所が管轄になるかと思っておりますけれども、あるいは美浜町が管理者となっている区域もあります。そのところの護岸の液状化の調査が済んでいないところがあると思っておりますけれども、どのように県のほうに調査を進めるのか。また、それらの調査、あるいは改修工事の愛知県の計画が示されているのかどうか、お尋ねします。あわせて、前の西海岸等を調べた土木の関係での調査のスパンは相当、数字は確かじゃありませんけど、スパンとしては長過ぎた、こういうふう理解しております。もっと詳細な調査を要求すべきだと考えますけれども、こういった土木関連でのそれまで調べたところの新たな県の計画は示されているでしょうか。

3点目が、野間海岸など老朽化して内部が空洞化して、23年度に実際に亀裂が生じて、今通行どめになり対応

しておりますけれども、この対策が求められますけれども、この現場の護岸の整備改修の見通しはどのようになっているのでしょうか。

大きい2点目でございます。

国道247号あるいは町道、海岸の護岸管理道路等の管理運用について、下記の点で町の考え方を問います。

1点目が、国道247号は河和中学校、野間中学校とも中学校生徒の自転車通学の通学路として設定されております。しかし、多くのところが歩道が整備されていなく、側溝の上を通らざるを得ない状況とか、あるいは路側帯そのものがないところもあります。あるいは電柱等障害物がたくさんある中で、安全な通学が非常に危惧されております。野間中学校の学区会からは、パソコンを使った詳細な要望も町のほうに寄せられております。これらを受けて、全体的な改修計画、あるいは通学路の設定がこれでいいのかも含めたルートの見直し、具体的に子供たちへどういう指導をしているのか、お尋ねをしたいと思います。

2点目は、22年度に住民相談を受けました、町道の中の民有地と想定されている箇所、ここを測量して早く確定をしなければなりませんけれども、この測量あるいは側溝等の整備計画はどのようになっているのか。この方からの相談は、長い間、その方の言い分では自分の土地を町道に使ってもらっているながら固定資産税、都市計画税を払ってきたということですが、測定した結果、地境がはっきりした場合は、これまで支払っている固定資産税、都市計画税、減免の対象となるものかどうか、確認したいと思います。

3点目は、前回の議会でも同僚議員から質問がありましたけれども、さっぱり進んでいません、ビーチランドの西側のところが極端に目立つわけですが、海岸の管理道路上に噴き上げられた砂の除去対策はどうなっているのか。今は潮干狩りが始まっていますし、一般の方の生活道路にもなっているように思われます。

大きい3点目でございます。美浜町非核・平和都市宣言を昨年の6月に行いました。実施して1年が経過しましたけれども、ぜひ私は町のほうで1周年を記念したような平和学習、あるいは平和問題での取り組みをしていただきたいと思っておりますけれども、2点にわたって町の考え方を問います。

1点目は、昨年6月に平和都市宣言をして、こちらの面にPRの横断幕を掲げましたけれども、昨年の夏以降、取り外しせずと眠ったままでありました。通告書には、眠ったままで終わっていましたが、ようやくこの6月から役場の庁舎南側、こちらの側ですね、ちょうど議長の背中のところになると思っておりますけれども、再度掲げられることになりましたけれども、私はこの宣言というのは決して時限立法というか、夏場の行事でもなければと思います。ぜひ年間を通じて美浜町内外の方々に高らかに宣言をされ、目に見える形での行動を示していただきたいと思っておりますけれども、これについてはぜひ山下町長の決意を伺いたいと思っております。

2点目、私は先日、美浜町9条を守る会の方々が取り組まれた河和海軍航空隊の跡地などをめぐり、いわゆる戦跡めぐりという行事に参加させていただきました。この取り組みは、CCNCでも取材に応じてくれて、2回ほど報道していただきましたので、もしかしたら議場の中でもごらんになられた方もお見えかもしれません。

美浜町の教育委員会で作成した「河和海軍航空隊調査報告書」というのがあります。こういう冊子ですが、これをつくったのは2007年です。今から5年ほど前になりますけれども、この報告書を主に編集していただいた、3名の方々が編集したみたいですが、山下泉先生という方が先ほどの戦跡めぐりをずっと案内していただきました。いろんな詳しいことを教えてもらいました。私もフィールドのところ、浜のほうは前も何回か行ったことあるんですけど、南部小学校のほうとかずっとめぐって改めて勉強させていただきました。例えば1万5,000人もの規模の基地だったということだと、私よりも皆さん地元の方ですから、浦戸とか河和、部落ごととか、町ごと移転させられた。ここの役場の向こう側、浦戸ですが、そこから強制移転させられてきた、そういう社会的な大きな影響があった事柄でございます。私は、児童・生徒だけではなくて、一般の

住民の方、また美浜町を訪れる方々にとっても、ぜひこの美浜町の大事な歴史を紹介し、平和学習をしていかなければならないんじゃないかなということを改めて思った次第です。

遺構や遺跡については、多くのところが個人の所有地になっておりますし、大分風化もしています。そういう面では個人のところですから難しい課題だと思いますけれども、例えば紹介の看板を立てるとか、そういう形で地主の方の了解をいただいて、そういうPRのことができないものかどうかをお尋ねします。

当初の質問は、これで終わらせていただきます。

議長（丸田博雅君）

それでは、先ほどお願いしましたように、ここで昼の休憩に入りますが、山本辰見君は10分ここでありましたので、あと残り40分を午後1時より行います。それでは、再開は午後1時から再開したいと思いますので、よろしくお願いたします。

〔午前11時50分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

議長（丸田博雅君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、山本辰見君の持ち時間は残り40分でありますので、御承知おきください。

それでは、答弁を求めます。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

山本辰見議員の御質問にお答えをさせていただきます。

想定地震に関し、町の対応策を問うの1点目につきましては、私のほうから御答弁させていただき、その他の質問につきましては各担当部長より御答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

初めに、想定津波高さに対する町の見解はについてでございますが、南海トラフの巨大地震のモデル検討会でシミュレーションを行った結果、美浜町では最大で5.9メートルの津波が襲来する可能性があるとして、3月31日、内閣府により発表されました。その条件は、津波の襲来が満潮時であるものとし、その際に東京湾平均海面よりも5.9メートル高い波が到達するというものであり、その高さの津波が到達すると想定される区域は美浜町内の全地域ではなく一部であるとお聞きしておりますが、具体的な区域については、今後詳細が通知されるまでは明確にお話しできる資料がございません。

この想定は、議員を初め町民の皆様方にも衝撃的なものであったと推測いたしますが、報告書にはあらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震、津波を検討したものである旨及び南海トラフ沿いにおいて次に起きる地震、津波を予想したものでないと記載がなされております。どのような災害が発生するかが予見できない以上、あらゆる場面を想定することは大切ではありますが、必要以上に不安感を抱くことは逆効果であるともお聞きしたことがございますので、詳細が通知された後に再度検討してまいります。

次に、国・愛知県からの詳細な防災計画が示されるまでの間、どのような対策を考えているかについてでございますが、現時点では国の中央防災会議の資料等を反映した愛知県の防災計画が平成25年6月ごろに市町村に示される予定であるとお聞きしております。その中では、従来の想定と比較して、震度及び津波の高さなどの数値が大きくなり、被害想定も大きく膨らむ内容となって示されるものと予想されます。

ところで、東日本大震災の教訓として、ハード面よりもソフト面に重点を置くべきだという意見もお聞きしているところであり、またハード面の整備は時間的にも財政的にも大変難しい面もございますので、主にソフト面

で減災を図るよう努力することが現実的ではないかと考えています。

災害が発生した場合に、正確な情報がいかに重要であるかは、さきの東日本大震災の例を見ても明らかであり、地震の想定内容にかかわらず普遍のものであると考えております。

本町は、これまでも災害の発生時等における情報提供手段として、同報無線の整備、戸別受信機の配付、美浜町安心安全メールサービスの提供、標高入りの防災マップの作成等を行ってまいりました。今年度におきましても、防災専門官の設置、防災に関する出前講座の開催、災害弱者世帯を対象とする家具の転倒防止金具設置事業、井戸水の水質調査、防災リーダー養成講座の開催、奥田地区での津波避難を念頭に置いた防災訓練の開催、ごみ集積所等への標高表示などを実施する予定でございます。国の中央防災会議の内容が明確になり、県の防災計画が示されましたら、可能な限りの防災対策を進めてまいりますが、これまでと変わることなく、正確な情報提供ができる体制の整備維持に努めてまいりたいと考えております。

また、行政による公助が届くまでの間は、自助及び住民相互による共助が非常に重要であることも再認識されておりますので、自分の命は自分で守ることを基本に、町民の皆様の方の防災意識高揚と自主防災組織の活動活性化についても積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

〔降 壇〕

建設部長（片岡 勝君）

2点目の護岸の液状化に関する詳細な調査を要求しているか、県の計画をどのように把握しているかについてでございますが、布土川から北側の衣浦港務所が管理いたします護岸延長1,138メートルの海岸堤防につきましては、平成7年度及び平成20年度の港務所によります海岸耐震化調査業務の中でボーリング調査が実施されております。私が3月の定例会で未調査と答弁したことは詳細調査のことで、言葉が足らなかった分、おわび申し上げます。そのボーリング調査の結果の簡易判定では、港務所管内では70センチメートルの地盤沈下と診断がなされております。本町がさらに調査を要望した結果、本年度から港務所によります基本調査を実施する予定とお聞きしております。

また、西海岸及び布土川南の東海岸につきましては、平成19年度に簡易調査がされているものの、ボーリングの箇所数が限られた中での判定のため、詳細調査を引き続き強く要望してまいります。

県の計画の把握につきましては、県が津波・高潮対策検討委員会を昨年11月に設置いたしまして、護岸整備、津波対策、高潮対策、液状化対策等の見直しを進めております。本町も、関係沿岸市町といたしまして、ともに参加しておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目の護岸整備改修の見直しはどうかについてでございますが、昨年8月に野間海岸の護岸において洗掘による陥没が確認されました。管理者の県において、袋詰め玉石設置による応急工事措置の実施と現地測量設計を行っていただきました。陥没の大きい整備区間のうち、延長約20メートルを本年5月に海岸緊急整備工事として県より発注していただきました。

また、今回の発注工事とは別に、追加発注できるよう鋭意本町としても要望し、調整中でございますので、県に伝えております。本町といたしましては、地域の生命・財産を守るためにも、この整備区間については可能な限りの早期完了を目指すよう強く要望しているところでございます。

続きまして、国道247号、町道、海岸道路の管理運用についての御質問の1点目、国道247号が中学校生徒の通学路として安全な通学が危惧されている。県に対する改修の要望、ルートの見直しや学校への指導はどのように考えているかについてでございますが、国道247号については交通渋滞の緩和と通学路の安全確保のため、以前

より歩道設置整備を県に要望しております。今後も引き続き要望してまいります。現在の県の財政状況や優先度から整備の時期のめどは現在立っておりません。しかしながら、通学路でもある本路線の安全確保を図ることは重要であり、県に要望した結果、昨年度におきましては中奥田の信号機から野間小学校までの区間について、路側帯 路肩の部分でございますが 緑色にカラー化するグリーンベルトを施行していただきました。このグリーンベルトは、ドライバーに歩行者及び自転車に対して注意を促すものでありまして、通学路を中心に普及が進んでおります。未施行区間の小野浦地区、北奥田、並びに上野間地区についてもグリーンベルトを要望しているところがございますので、御理解いただきたいと思っております。

また、半田警察署に長年鋭意要望した結果、信号機の視認性が高いLED化も進めていただきました。本町におきましても、国道247号の山王川にかかる奥田橋の幅員が狭小なことから、通学路の安全対策として奥田橋に併設した歩道橋の設置整備を今年度整備予定しております。よろしくお願いたします。

ルートの見直しや学校への指導はどのように考えているかにつきましては、後ほど教育部より御答弁させていただきます。

次に、2点目の町道内の私有地の箇所に測量、並びに側溝等の整備計画はどのようになっているか。また、地境が確定した場合、固定資産税、都市計画税は減免等の対象となるかについてでございますが、一般論でお答えさせていただきます。

側溝改良工事に伴った測量や境界確認により官民界が確定し、民地を道路用地等で利用していることが確認された場合には、寄附または現況での施工をお願いしております。また、地境が確定し、民地を利用している場合には、固定資産税、都市計画税の減免を検討させていただいております。

続きまして、3点目の海岸管理道路上の砂の除去対策はどのようになっているかについてでございますが、堤防道路は県が管理する海岸管理用道路であり、特に冬場の西風による飛砂の堆積が著しく、漁業関係者や一般利用者が困難を生じており、管理者であります県は現場状況を確認の上、海岸管理に支障とならない範囲で除去されるとお聞きしております。本年におきましても3月に除去していただきましたが、現在、再度砂が堆積したため、除去をお願いしておりますのでございます。

海岸管理道路の砂の堆積につきましては、抜本的な対策もなく、地域の皆様に御不便をおかけしていることは町も十分認識しております。予算の範囲内での重機による除去や、職員みずからも除去作業を実施しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

教育部長（山森 隆君）

通学路のルートの見直しなどの学校への指導についての御質問でございますが、各学校において通学路の点検等は常に行い、通学路における児童・生徒の通学方法、その他注意事項を周知徹底しております。

御指摘の国道247号につきましては、歩道やガードレールが整備されていないところが多く、安全な通学が危惧されることは学校及び教育委員会といたしましても十分認識しております。ルートの変更については、以前より検討してまいりましたが、旧道などのルートは道幅が狭く、車の往来も多いため、より危険度が増すおそれがあり、その対策に頭を悩ませているところでございます。

通学路の安全対策につきましては、昨年12月15日に野間中学校生徒指導推進連絡協議会において意見交換がなされ、国道247号の田原谷交差点から中学校までを実際に現地調査していただき、本年2月28日の美浜町交通安全推進協議会の場で報告をいただいております。また、5月21日に開催されました野間中学校PTA委員会においても、地区内の危険を感じる道路等について情報交換がなされ、地域みんなで子供たちの安全を見守っていく体制の強化に努めさせていただいております。さらに、生徒自身も生徒会役員を中心に、5月27日に行われまし

たごみゼロ運動に合わせ、自転車通学生の多くが通行する箇所の点検と、草刈り、ごみ拾い等の環境整備を行っていただいております。今後も地域の皆様との連携、協力はもちろんのこと、関係機関への連携を密にし、道路改修については愛知県に対し粘り強く要望し、また半田警察署へは交通取り締まりの強化を働きかけてまいりますので、よろしくお願いいたします。

企画部長（靱山博資君）

次に、平和学習、平和問題への取り組みに関する考え方についてのご質問の1点目、美浜町非核・平和都市宣言を年間を通じて美浜町内外の方々に高らかに宣言しないかについてでございますが、昨年の6月1日に非核・平和の町を宣言し、6月7日から8月16日までの夏季時期を強化啓発月間として非核・平和宣言の町の横断幕を作成し、役場東側に掲出するとともに、8月15日には同報無線での黙祷の協力をお願いし、町内外に平和に対するアピールを行いました。また、1月16日には議会の協力を得て、臨界前核実験を実施しましたアメリカ大統領あての議会議長さんとの町長との連名で抗議文を送付させていただきました。また、5月には原水爆禁止知多地区協議会が生涯学習センターで「原爆と人間」のパネル展示を行っていただいたときに合わせて、非核・平和宣言文とアメリカ大統領あての抗議文を掲出させていただきました。

本年度においても、3月議会定例会でお答えさせていただきましたが、昨年同様に6月1日から8月16日までの夏季時期を強化啓発期間として役場南側に横断幕を掲出するとともに、8月15日には同報無線での黙祷の協力をお願いし、町内外に非核・平和に対するアピールを行い、町のホームページにおきましても非核・平和都市宣言文を常時掲載し、啓発を行っております。

また、新たな取り組みといたしまして、世界各国の都市と力を合わせて核兵器のない平和な世界の実現に取り組むために、昨年の8月に平和市長会議に加入しましたが、その加入認定書を拡大コピーし、非核平和都市宣言文と米国の臨界前核実験に対しましてアメリカ大統領あてに抗議しました抗議文の拡大したものをパネルとして、町民ホールの待合室に展示をさせていただきました。

また、役場玄関には非核・平和宣言の町のメッセージを掲示し、町内外の方に非核・平和に対する啓発に努めておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

教育部長（山森 隆君）

2点目の河和海軍航空隊の歴史を紹介し、平和学習に努め、遺跡、遺構について紹介看板等を設置できないかについてでございますが、河和海軍航空隊の歴史資料の紹介につきましては、平成15年から河和海軍航空隊の歴史講座の開催、生涯学習センターでの資料展示、中学校では資料を使った授業など、平成18年度まで行ってまいりました。

航空隊としての遺構は、現存している名残の門、滑りなど、現在していない遺構も写真などを掲載した河和海軍航空隊調査報告書を平成19年3月に美浜町教育委員会で作成し、記録として残しております。地域の方々や航空隊関係者からも河和海軍航空隊に関する資料の寄贈を受けておりますので、悲惨な戦争を風化させることなく、貴重な資料として後世に伝えていきたいと取り組んでいるところであります。今後も機会を見て紹介してまいりたいと考えております。展示に使用したパネルなども貸し出しに応じてまいります。

看板の設置につきましては、史跡の範囲も広大であり、遺構も老朽化が進んでいることや、昨年発生した東日本大震災の影響により住民の津波に対する関心も高まっている地域でもありますことから、関係者の方々の御意見をいただきながら慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（丸田博雅君）

山本辰見君、再質問はありますか。

5番（山本辰見君）

答弁のほうが長かったんで、再質問は限られていますけれども、幾つか確認させてください。

1点目の南海トラフに関する問題ですけれども、当然私もハード面での対応というのは一定限界があるのかなというのも十分わかります。そして、ソフト面による対応が当面必要だと思います。しかし、ほかの地域と違って、この20年あるいは30年ぐらいのうちに八十数%という確率で来るだろうということが、ほかの地域とはまた違う意味の対応がありますので、1点は先ほだるる町の今の取り組みの具体的な課題も出してもらいましたけれども、もちろん避難訓練も大事ですけれども、特に近くに高台が、距離としては少し距離のある奥田地域なんかには特別の手だてを、町としてどういう対応を地元にも要請していくんだと。一緒にこういうことをやらないかということが必要だと思いますし、もう1点は、先ほど護岸の調査のことでお聞きしましたけれども、三重県では昨年うちに全体の傷んでいるところ、空洞化しているところの調査をして、多分2回にわたって130とか二百何カ所とかいうことです。もちろんそれは予算がありますから順番になっていくわけですけれども、先ほど部長の答弁の中で、区間の長いところの詳細な調査も必要だろうということ、どういう形で町から県にたかく要求していくのか。

それから、先ほど港湾関係のほうの布土川から北の話は、私もこの質問を準備するに当たって衣浦港務所に行ってきました。24年度に前回の調査からもう少し詳しい調査をしたいということですから、ぜひこれは早い段階で数字を出してもらって、危険な箇所を私たちもつかむことが大事だだと思いますけれども、どういう形で、具体的にいつまでにこういうのをやってほしいという要望が大事だと思いますけど、要望していることについてもう1回答お願いします。

総務部長（森田 篤君）

まず最初に、奥田地区で避難の関係をとということで、その質問につきましては昨年の12月議会とかことしの3月議会で議員さんが避難ビルの関係を質問されたこととの関連かと思いますが、奥田地区につきましても後背地に丘陵地等がありますし、また地震が起こってから津波が来るまでの時間もかなりあるんじゃないかということで、現在のところはまず逃げていただくという、これをまず一番に周知をしていきたいというふうに思っております。以上です。

建設部長（片岡 勝君）

三重県では、早い時期の調査、それも数多くの調査をされておるといことでございますが、愛知県におきましても第2次地震対策アクションプランの目標ということで、県が26年度の基本対策整備の考えを持って進めていきたいと、基本計画の対策を26年度中に重点的にまとめたいということをお聞きしております。

それから、布土川北の衣浦港務所管内の状況、今後の進め方の要望ということではございましたが、答弁のほうでもさせていただきましたですけど、平成7年度にはそれオンリーの液状化調査ということじゃなくて、基本的には同じ県が出しておりますアクションプランの目標、26年度中にまとめるといことで、今年度につきましてはまず基本計画、これが内容的には液状化をやるのか、あるいは現況測量をやるのか、平面測量をやるのか、その辺はまだ具体的には決まっていないんですけど、いずれにいたしましても26年度の目標を掲げておると聞いております。

5番（山本辰見君）

時間が限られていますんで、少し飛ばします。

先ほど教育部長のほうから、中学校の通学路の問題でいろいろ学校のほうでも取り組んでいると、鋭意町としてもやりたいということですが、具体的には先ほど紹介のありました町の交通安全推進協議会、こういう

形で写真50枚も掲げてPRしてもらって、実際にピックアップしますと、県の道路として直していかないかん、あるいは管理するほう、例えば草があつと出ているとか、側溝に土砂がかぶっているとか、お金をかけて済む仕事もあるうかと思えます。でも、実際には県のほうで拡幅だとか、全面的な拡幅ではなくて、箇所数によってはここここ危険箇所があるということ、先ほど紹介がありましたように田原谷から野間中学校で半分ぐらいの区間でもこれを見るだけで10カ所ぐらいあります。町全体として、危険箇所はどのくらいあると判断していますか。

教育部長（山森 隆君）

済みません。全体的にはまだ把握できておりません。また、今後も調べて対応していきたいと思っております。

5番（山本辰見君）

実は、先ほどの資料50ページの写真を添えて出しました。当然、この中には県にすぐに伝えてほしい項目があるうかと思えます。この質問の前にお聞きしたところ、具体的にここここが危ないからやってほしいということとは出してないんですね、書類としても項目としても。やってないわけじゃなくて、公道がないとかいうのは出しているわけですけど、私は先ほど言いましたようにこの資料だけで10カ所ぐらい、ざっとね。上野間、小野浦、野間、あるいは河和中学校のことも含めると、ぜひこのことをいきかけに、町としても学校の方、あるいは地元の方と一緒にあってざあっとリストをつくって、県に項目として要求することが大事じゃないですか。いかがですか。

建設部長（片岡 勝君）

今の山本議員の御指摘の校長会が何かでのピックアップをされて、うちのほうにも届いておりますが、その件の部分の内容につきましては、土木課のほうから知多建設事務所の維持管理課のほうへ年2回そういった要望提出時期がございます。今回、6月ですので、今その部分をまとめて県の指定修繕工事として要望させていただいておりますので、書面でもって要望させていただきますので。

5番（山本辰見君）

ぜひこれは野間の、先ほど校長会と言いましたが学区会のほうですね。緑苑の区長さん、それぞれの区の区長さんなんかも入って、それから学校の先生方も一緒に加わってやっています。地元の方も、例えばある個人のうちの枝がはみ出ているとかについては、地元も頑張らないかんなど。子供たちにもPRしようということで、先ほど紹介があったような子供たちも草刈りがまを持ってやるかということをやっています。町は、国道ですから県のほうにしっかりと物申していくと。それから、私たちも地元の議員として、ほかの議員も学区会の会議に出ていますし、いろんなケースというルートで声を大きく上げていくということが大事だなと思えます。

とりわけきょうは触れませんが、春になって、通学路の子供たちがトラックや自動車にはねられて、こういう大きな事故がありましたから、ぜひそういう設備として不備なところは大人の側が心を砕いて、時間をかけて対応すると。子供たちには意識の問題だとか、交通安全の指導は一方でするわけですけど、私たち大人の側が頑張らないかんところをもっとあろうかと思えます。

次に行きます。先ほどの砂の除去の問題も、前回同僚議員も質問しました。部長のほうから、ぜひ県に強く要望して、あるいは地元で工事して予算をつけるということもできるかなと、そういうことも対応したいということでしたけれども、当初この議会の前に言ったところは、ことは予算がないからやるつもりはないということでしたけれども、部長とこの質問をつくる中でいろいろ調整しながら、何としても、例えば町のほうで肩がわりしてでもやるとか、本当に危険な箇所3カ所ぐらいはトラックでも落ちるんじゃないかなぐらいの、護岸の横が1メートルが90センチぐらいの高さですけど、そこを乗り越えるぐらいの砂が吹きだまっています。そこは、

御存じのように潮干狩りが始まっていますから、きのうもお客さん、学校の子供たち、たくさん来ていました。その子たちが例えば走ってきた自動車にばあんと当たるとか、そういうことがあってもいけませんし、何とか対応できませんでしょうか。

建設部長（片岡 勝君）

砂の除去対策につきましては、私どもも県の維持管理課のほうと十分話し合いを行っております。議員も御存じかと思いますが、奥田地区における西海岸線、堆積土があります。これにつきましては、県の維持管理課のほうへ予算の確保、並びに早期対応ということで強く話をしており、時期の約束はできないけど、何とか対応していきたいという返事をいただいておりますので、その間、うちの職員みずからきのうもそうですけど、先週も、具体的に言いますとビーチランド西の海岸の砂の除去作業を行っております。

5番（山本辰見君）

一つ一つ詰めて話してできないんで申しわけないと思いますけれども、もう1点、先ほどの町道の後退用地というか、町道と民有地の重なっているところ、先ほど部長は一般論ですがということですけど、私は具体的には多分部長も御存じだと。22年度に、野間漁協からかんぼのほうへ入っていく道路のところのことでございます。これが去年のときに、早々にやるからもうちょっと待ってほしいと。早々にということですから24年度に予定しているということですけども、具体的にはどういう測定の予定になっているのか確認させてください。

私は、個人の要望を取り上げているつもりはないです。そういった見落として町で使ってもらっているけど、個人の負担しているところはたくさんあるんじゃないか。前もいっぱいあり過ぎて、それぞれ対応はできないということも言ったと思うんですけど、具体的にこうやって相談を受けたところが2年たっても3年たっても、ことしも春先に固定資産税の請求書が行っているわけですよ。22年度に直してほしいという話をしているわけですよ。それが23年度も払いました、24年度も多分払っちゃっているんだと思うですよ。そういうことに対してどうでしょうか。

建設部長（片岡 勝君）

議員22年度からということでございますが、確かに22年度に当路線の奥田・若松・一色線の路線になるうかと思えますけど、地主さんが見えたことがございます。そのときのお話によりますと、寄附だとか買収だとか云々という具体的な話はございませんでした。具体的になりましたのは昨年度、23年度ということで、地元関係者と地元区長さん、区会議員さんと同席いたしまして、この路線の土地の手当てをどういうふうに進めていくんだということを協議させていただいた中で、まずもって測量をかけて、果たしてどのぐらいの面積が民地にかかっておるのか、あるいは道路側に出ているのか、そこらの判明を答弁書のほうでもさせていただきますですけど、その旨、まずは測量だということで、議員に言わせると遅いということかもしれませんが、私ども今月の1日に測量を発注いたしまして、業者も決定して、早速官民界の確定に入らせていただきますので、御理解いただきたいと思えます。

5番（山本辰見君）

最後の課題に載せさせてもらいました平和の問題、いわゆる非核・平和都市宣言のことについてでございますけれども、以前に山下町長、議会じゃないところだと思いましたが、他の市町が行っているような形の立て看板のようなものはどうだろうということをお話しさせていただきましたときに、目につき過ぎるので高い看板は上げるつもりはないということがありました。方式については、今話したのは武豊町、半田市ほかでやっていることですけども、別にそれと同じのをつくったほうが良いということを行っているわけじゃありません。方法論については、ぜひ町の担当の部署で検討していただいて、先ほど企画部長のほうから報告があったパネルも見さ

せてもらった写真を撮っていますから、入り口に非核・平和都市宣言のこれだけの紙も張り紙がありますけれども、それをもっと目に見える形でPRをできないか。先ほどはおろすということですが、昨年のように8月の終戦の時点で横断幕を引き下げということではなくて、今言ったように何らかの形で公にしっかりとこれが伝わる形、もちろんホームページだとか何かには載っているのは知っています。じゃなくて、形として役場に来たらこの町はこういう町なんだということがわかるようにしていただきたい。

ついでで済みません。最後の航空隊の資料の件ですけれども、先ほどもちょっと紹介しました。これは、今図書館の中の生涯学習課のところにありますので、私はぜひ議員さんも一般の方でも、それぞれのうちに1冊あってもいいのかなと思うようなすごい資料でございます。先ほど海岸のことですと、津波のこととか何かあって、だれでも行けるようにしようとかいうことではありませんけれども、本当にいっぱい残っているんです。中には表示しても差し支えないところが結構あるかと思えますから、ここはこういうのだったよと、この石はそうだとかいうようなことを、そんなに大きな予算がなくてもできる運動だと思っていますので、ぜひそのことももう一度検討していただいて、何とか方法を、頑張ってみえると言ったんですけど、具体的にそういうことを検討できませんでしょうか。2点お願いします。

議長（丸田博雅君）

残り2分弱ですので、最後の答弁としたいと思います。

企画部長（初山博資君）

ただいまの平和宣言の御質問でございますけれども、以前にもお答えさせていただいたと思うんですが、この運動はずっと継続していく運動でございます。そういった中で、打ち上げ花火という言葉は適切じゃないかもしれませんが、そういった派手なPRじゃなくて、美浜町に合った地道な活動でもって啓発をさせていただきたいと考えております。

そういった中で、玄関への張り紙、それからパネル等については通年を通して簡単にできるというか、言い方が適切じゃないかもしれませんが、そういった形でやることは容易ですので続けていきたいと考えております。

あと、横断幕についてはせっかく御了解をいただけてつくらせていただいたものですから、少しでも長く使いたいと考えておりますので、それにつきましては例年どおりの方法で当面は行っていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

教育部長（山森 隆君）

河和海軍航空隊の件につきましては、報告書、これはつくただけでよしとはしておりません。当然活用していきたいと思っております。多くの方に見ていただいて、それぞれの悲惨な戦争のことについて思いをめぐらせていただきたいということは十分承知しております。

それから、遺跡の件につきましても、予算をかけることなく表示できるものがあれば表示していきたいと思っております。その表示の方法、ただ看板を掲げるだけでなく、いろんな方法を考えながら担当のほうとも相談しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（丸田博雅君）

時間が参りましたので、以上をもって、山本辰見君の質問を終わります。山本君は自席に戻ってください。

〔5番 山本辰見君 降席〕

議長（丸田博雅君）

次に、9番 杉浦剛君の質問を許可します。杉浦剛君、質問してください。

9 番（杉浦 剛君）

議長の許可を得ましたので、あらかじめ一般質問通告書に従いまして、順次質問をさせていただきます。

午後の眠たいときではあるかと思いますが、きょうの最後の質問となりますので、しっかりお答え願いたいと思います。

1 番、小・中学校通学路の安全対策について。

ことしの4月、5月と、小学生の集団登校児童に車が突っ込み、多数の死者、重軽傷者を出す事故が多発しました。児童は、先生、保護者等に安全ルールを教わり、遵守していたと思いますけれども、車が交通渋滞を避けて、あえて狭い抜け道を通ったことなどが事故の原因であったとも聞いております。我が町の各学校区においても心配のお声を多く聞きまして、町としても早速校長会などで注意を喚起されたということを伺いました。その後の安全対策の実態についてお伺いしたいと思います。

大きな2番目、新しい「人・農地プラン」の施策について。

本年度、かねてよりの課題である農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題への解決策として、人・農地プラン、新規就農、農地集積など、各補助金施策が始まろうとしております。

(1)このような施策が始まろうとしておるんですけども、なかなかどのような施策なのかなという、大変わかりにくいという声も多く聞いております。今までの施策との整合性はどうなのかという声も聞いております。この点、人・農地プランをわかりやすく説明していただきたいと思います。

そして、(2)町内で説明会を開く予定はあるのでしょうかということです。

そして、どのように各集落での合意形成を図るのが、今のタイムスケジュール等、お聞きしたいと思っております。

(4)去ることしに入ってから春先までに、農業委員会で耕作放棄地の調査を本当に丁寧に一筆ずつやっていたいただきました。各地元の農業委員さんの方々には頭が下がる思いですけども、ぜひきょうは調査された現状はどうであったのかをお聞きしたいと思います。

以上で終わります。

教育部長（山森 隆君）

では、杉浦議員の1点目の御質問、小・中学校通学路の安全対策についての御質問でございますが、登校中の児童の列に車が突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故の発生後、議員の御指摘のとおり校長会等を通じまして各小・中学校に注意喚起を行っております。

安全対策の実態としましては、従前より各小・中学校では日常の登下校指導、定期的な通学路の巡回指導、危険箇所の状況把握、学年ごとの交通安全教室などを実施し、また各小学校区の青少年を守る会、老人会、PTA、地域のボランティアの方々による交通立哨や登下校時の見守り活動を行っていただいております。今後も、教育委員会といたしましては、各小・中学校へ登下校指導や通学路の状況把握など、引き続き安全点検に努めるよう指示し、あわせて地域の各種団体、ボランティアの方々との連携を強化し、児童・生徒の登下校時における安全確保に努めてまいります。

また、愛知県において、警察、建設部、教育委員会などが参加して通学路での交通安全対策を協議するプロジェクトチームが発足しております。このプロジェクトチームは、効果的な安全対策や関係機関との連携方法について議論され、県内市町村に情報提供されると聞いております。美浜町としましても、土木課、防災安全課、学校教育課などの関係部署と一層の連携を強化し、県当局と情報交換を密にしながら、通学路の安全点検や安全確

保に全力を尽くす所存でございます。

議員各位におかれましても、危険を感じる箇所やお気づきの点など情報をお寄せいただければ、直ちに現場を確認させていただきますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

経済環境部長（久野元嗣君）

次に、新しい「人・農地プラン」の施策についての御質問の1点目、人・農地プランはどのようなものかについてでございますが、この事業は平成24年度スタートの事業でございます。詳細な運用、方法等、取り扱いが明瞭でない部分がございます。現在、説明を受けております範囲でお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議員も御承知のとおり、現在の農業事情は、高齢化が進んで若い農業者がほとんどいない。今後も農業で生活していける安定した経営体も少ない。将来、耕作放棄地ばかりになってしまい農業は消えてしまわないかなど、全国で多くの市町村が地域農業の将来に深刻な問題となってきております。このような状況の中で、人と農地の問題を解決するための施策として、農林水産省が提唱し、平成24年度より実施する事業でございます。

この事業は、地域単位で農業の将来の形を決めるために、地域農業の担い手、その地域の担い手に農地を貸し出す意思のある方、新規就農者、そのほかみずから現状維持が行える農業者、それぞれの持つ農地といった情報を整理したものが人・農地プランであり、問題解決の基本となるものでございます。

具体的な支援内容といたしましては、この人・農地プランに位置づけられた地域の農業を担う人、新規就農者、そしてそれらの方々への農地集積に協力をしていただける人に対しまして3つの支援策が用意されており、国の予算により町が事業実施主体となり、就農者等に支援を行います。1つ目が青年就農給付金の経営開始型事業、2つ目が農業経営基盤強化資金の金利負担軽減措置事業、3つ目が農地集積協力金事業の3つでございます。

1つ目の青年就農給付金の経営開始型事業の概略でございますが、自立の自営就農された方で、就農時の年齢が45歳未満の方、平成20年4月以降に農業経営を開始した方を対象に、年間150万円を最長5年間給付する事業でございます。

2つ目のスーパーL資金の金利負担軽減措置事業につきましては、認定農業者が農地取得を含む施設整備等を行う場合に対象となる事業に対し、長期間低金利で資金を融資する事業でございます。貸し付け当初の5年間は実質無利子で融資を受けられる資金でございます。

3つ目の農地集積協力金事業につきましては、地域農業の担い手に対し、農地集積に協力していただける農地の所有者で、農業者戸別所得補償制度に加入され、10年以上農地利用集積円滑化団体へのすべての自作地を白紙委任し、今後、みずから農業を行わない方を対象に、経営転換協力金として0.5ヘクタール以下の方は30万円、0.5ヘクタールを超え2ヘクタール以下の方は50万円、2ヘクタールを超える方は70万円が交付されます。

この3つの事業が人・農地プランの概要で、地域の実情により随時見直すことができます。また、今までの集落営農施策との整合性につきましては変更ございませんが、国の予算配分により地域農業の将来像については、人・農地プランの事業で地域農業を支える施策となっております。

2点目の、町内で説明会を開く予定があるかについてでございますが、人・農地プランにおける支援事業につきましては、地域における合意形成が必要となります。本町では、早期実現に向け、国の事業説明会開催後の3月8日には美浜町農用地利用組合長及び生産組合長会議を、3月16日には美浜4Hクラブの総会、3月30日には農業振興推進協議会、4月17日には農業委員会におきまして本事業の説明を行わせていただきました。また、農地利用組合及び生産組合を通じ、地域の農業者全員にアンケート調査を実施し、各農家の問題点や農業経営に対する御意見を4月27日までに提出していただき、その内容を集計いたしました。このアンケート結果を参考にい

たしまして人・農地プランを作成し、支援該当者に一日でも早い事業詳細説明を行っていきたいと考えております。今後予定しています事業説明会につきましては、この事業の青年就農給付金に該当すると思われる新規就農者の方を対象に6月下旬に個別案内をさせていただき、説明会の開催を行います。

3点目の、どのように各集落の合意形成を図るのかについてでございますが、将来の農業をいかに維持、振興を図るかという問題については、まず現状を把握する必要があるため、5年、10年後の状況を地域の方がどのように考えているかを記名式のアンケート調査により、農業者全員より意見聴取させていただきました。アンケート内容の結果によりましては、集落の合意形成に向けて関係者の意見が必要となる場合もありますので、その状況に応じ、調整、話し合いの場を持ちたいと考えております。

4点目の、農業委員会で耕作放棄地の調査をした結果、現状はどうであったかについてでございますが、平成21年度の農地法改正により、農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況について調査を行わなければならないことになりました。それに伴い、遊休農地の状況を把握するため、平成23年度に農地制度実施円滑化事業補助金を利用し、美浜町内すべての農地を調査いたしました。その調査の結果、本町内における農地筆数は2万6,392筆、農地面積は1,670ヘクタールあり、このうち直ちに耕作可能な農地面積は88ヘクタール、直ちに耕作できない農地面積は99ヘクタール、復元可能な農地面積が265ヘクタールで、遊休農地としては452ヘクタールという調査結果となりました。

現在、この調査結果に基づき、地域ごとの遊休農地マップを作成し、その分布を把握することにより、遊休農地の拡大防止、耕作地への転換等を活用してまいりたいと考えています。

なお、今議会におきまして、新規就農者を増加させ、耕作放棄地の減少に歯どめをかける一助となるものと思われまますので、人・農地プランの支援事業として青年就農給付金を計上させていただいておりますので、よろしく御審議いただきますよう、あわせてお願い申し上げます。以上です。

議長（丸田博雅君）

杉浦剛君、再質問。

9番（杉浦 剛君）

1番目の質問は、先ほど同僚議員の山本さんがしっかりとやっていただきました。先ほどの回答もあわせて、今後の連携を密にとっていただきましてやっていただきたいと思っております。

ちなみに、大村知事が県の中でプロジェクトチームをつくられた一番の原因は、県内の事故が多かったと聞きます。私は、きのうちょっと話をしたところ、八十何件と聞いておりますけれども、正式に愛知県の中で昨年起こったこういった小・中学生の事故数、または町内の事故数などをお知らせください。

教育部長（山森 隆君）

愛知県内、昨年の23年で全体的な数字を今担当のほうから資料をもらっておりますので、私のほうからお答えしますが、愛知県では事故の発生件数は4万9,998件、23年度ありました。そのうちの死者が225人、負傷者が6万1,534人で、死傷者数の計が6万1,759人というふうな統計数字が出ております。

先ほどの登下校中の小学生での事故ですが、82名に上がっております。内訳は、登校中に32名、下校中に50人というふうな数字が出ておまして、ことしの1月から4月までの4カ月間では28人の小・中学生の負傷者が出ておるとい数字を把握しております。以上です。

9番（杉浦 剛君）

ありがとうございました。

実は、昨日もBSの列島ニュースを見ていましたら、松山市で3人の中学生が下校中に事故に遭いまして、2

人がけがをされた。きょうの朝刊をじっくり見ましたが、地方版です。出ておりませんが、そういった状況で各地で多発しているということを感じました。ぜひとも今後とも我々全員が、先ほど山本議員が指摘されましたように、危険箇所の把握やいろいろな形で見守っていきながら、小・中学生の事故のないようにしていきたいと思います。

そして、この問題を私が出しましたのは、布土地内においても信号が今度できました。歩道橋をつくっていただきましてね。そして、東西の信号の時間がちょっと短くなったのかな。それで、新美眼科のところの旧道から入ってくる車がすごく多くなったそうです。そして、スピードも出ているので、ぜひとも注意してほしいという区会議員のほうからの要望がありまして、早速総務課のほうにも伝えさせていただいたり、青少年を守る会の総会で地元の交番長の堀さんのほうにも伝えさせていただきました。今、看板が二、三枚多くなっておりまじけれども、私としては最善の策は7時半から8時ごろまで、地元の住民の理解をいただきまして、時間規制ができないものかなということで、今、半田署内の規制委員会のほうで検討していただいているということです。1番目の問題は、そのくらいでお願いいたします。

それから、2番目の新しい農地プランです。

この問題は、かねてから高齢化、後継者不足ということですが、5月29日の農業新聞に2030年の販売農家予測というものが出ました。今までの施策、そしてこれから人・農地プランによって施策が余り効果が反映されないという予測のもとでの予測ですが、販売農家があと18年後には64%減るといことです。2010年の販売農家数は163万戸ですね。それが何と58万戸に、64%減っていくと。そして、今販売農家の平均年齢は64.5歳ですが、それが平均71.7歳になる、こんな予測が出ております。

民主党政権になりましてから、戸別補償のプランが出たり、小さい農家も全部とにかく補償していこうというような施策に少し変わってきました。それが人・農地プランですが、今までの融資型から支給型への転換ということで、このプランのモデルはフランスでの営農給付金が参考だということです。そして、なり手がいないという農家の後継者も、今現在、年間1万3,000人就農しております。1万3,000人就農していて、3,000人がリタイアしていきますので、約1万人が残っていくそうです。そして、このプランのここの予算が、8,200人を何とか確保しようということで国の予算がついたそうです。そして、先ほど最後に部長さんが言われましたように、我が町でも11人分の1,650万円ですが、補正がつかしました。この質問書を書いてから知りましたので、私はこれは頑張ってつけてくれたものだと評価したいと思います。といいますのも、これから我が町でも先ほど示しましたのと御多分に漏れず、本当に高齢化、そして後継者が少なくなっていくというのが明らかですので、少しでもこういった政府のものを利用して、何とか定着していただいたいものだと、そのように思っております。

我が町ではこのくらい的人数ですが、一度お聞きしたいのは、美浜町の隣町などがどのような状況か把握しておりますでしょうか。そしてもう一つ、この新規就農給付金が、新規就農の方ばかりじゃないと思いますが、農家の跡取りもどのくらい見えるのか、11人中ね。それからもう一つは、就農してことして3年目になれば、3年、4年、5年と、あと3年間受けられるということもお聞きしました。途中で病気またはどうしても気持ち折れてしまったという方たちは、こういった中断された場合の支給されたお金の返納はどうかと。とりあえず3点お聞きしたいと思います。

経済環境部長（久野元嗣君）

まず、町の状況はどうかと言われましたので、せっかく美浜町は全農業者の世帯にアンケートをやらせていただきました。アンケートの中にその部分も出ますので、そのアンケートを報告させていただければと思いますの

で、よろしくお願ひします。

まず、アンケートの配付総数でございますが、1,557人の農業の世帯の方に配付いたしまして、1,084人の回収を得ました。69.62%の回収率があったということです、半数以上の方がとりあえず回答していただいた。その中の経営形態でございますが、その中で専業農家の方は13%おられました。それで、兼業農家であって、なおかつ収入が農業が主体だという方が4%おられましたので、農業で生活を中心に考えている方は17%その中におるんだなというふうに理解させていただきました。あと、その他の兼業農家が37%ございました。それから、農地の所有状況の中での営農状況でございますが、自分で耕作されている方は33%ございました。回答した本人ではないけど家族の人がやっているという方が11%おりましたので、その報告を求めました人の44%、5割弱の方が実質自分のところで耕作を現在ももっているのが美浜町の現況であろうなというふうに思っております。ですが、他の方に耕作を委託したり貸してみえる方は、その中の別に34%おるといふ方と、次が問題でございますが、何もしていないという人が21%おりましたので、これが耕作放棄地の関係に付随していくであろうなというふうに理解をさせていただいております。

それから、将来のことを聞かれましたので話させていただきますと、5年後、10年後の所有農地の耕作状況はどうだということがございました。その中でアンケート調査の中では、複数回答とさせていただいておりますので、自分だとか後継者が耕作するという方は23%おられました。ですから、専業農家、兼業農家の中では、結構回答した中のある程度の方は、そのまま維持していこうという方は23%おられるということはあるがたいことだということに思っておりますが、そういうふうに自分だとか後継者がいないので耕作しがたいという方は24%おられました。ということが現状でございます。そういう中でいきますと、農業で生計を立てている方が17%ということは、大変生活上では主体的に困ってみえるというか、不安に感じておる人が多いということもこの調査結果でわかりましたので、よろしくお願ひいたします。

それから、後継者が地元何人おるかということでございますが、後継者につきましては、今現在、就農だとかそういう手続上のことがございますが、後継者として位置づけをさせている方が、子・孫ということも入れさせていただいて6人の方が見えます。それから、町外より本町に来て農業をやっていくんだという方が10人おりますので、それが今度人・農地プランの中で対象となって適用を受けられる方が、今現在で10名は見えらるというふうに調査結果と報告の中では確認しておりますので、よろしくお願ひします。

それから、その一番もとになります戸別補償制度の加入の関係がございます。この加入数が現在71名の方が加入してございますので、よろしくお願ひいたします。

聞かれたことは以上かと思ひます。また何かありましたらよろしくお願ひします。

〔発言する者あり〕

経済環境部長（久野元嗣君）

申しわけございませんでした。ちょっと抜けました。

近隣市町の状況はどうなっておるかということでございます。

この人・農地プランへの近隣市町の対応といたしましては、事業の内容説明を実施した市町は東海市、大府市、美浜町ですので、2市1町が人・農地プランについての説明を行っております。それから、アンケートだとか意見聴取を行ったのが、半田市、東海市、大府市、美浜町として3市1町で対応しております。そういう中で、今、人・農地プランの状況下について他市町がどのように動いているかというのは以上でございますので、よろしくお願ひします。

9番（杉浦 剛君）

よくわかりました。なかなか新しい施策が浸透するには時間がかかろうかと思っております。

せんだって南知多の農主の方と話したときにも、南知多もアンケートも実施されて、それから町内2カ所で東海農政局の職員を呼んで説明されるということです。先ほどの2番目の私の回答によりますと、6月下旬に新規就農対象者、ここで言います跡取り就農6名と、町外の新規就農10名でこういったもののプランを説明したいという話でしたが、私は説明会を設けたらどうかと、それで気にしているのは、やはり集落合意を得るためのあらゆる方策の1つにこういった周知徹底を図っていくということが、将来その集落の農地プランを図っていくという大前提ですので、私は大切なものではなからうかと思ってお聞きさせてもらいました。

これは、3番目も同じような関連なんです。今いろいろと見てみますと、施策についてはいろんな形で私も勉強させていただきましたが、とてもいいプランですけれども、参入するにはハードルが高いというのが正直なところであろうと思っております。例えば農地集積の補助金は、戸別補償が前提となりますね。それとかし資金にしても、これは認定農家でなきゃいけない。そして、中心経営体であるという指定が両方要ることなどからすると、なかなかハードルが高いであろうと思います。今、それで説明をぜひしたいという、新規就農者を集めるというその部分だけが対象になるということで、そちらをとりあえず具体的にやっつけていこうということかと思うんですけれども、それはそれとして私が一番大事に思うのは、これから先々、各集落がどのような自分のところの、せつかくこういったものが始まったんですから、時間をかけても集落合意形成を図るべきであろう。それは、いろんな各団体がありますよね。先ほどこういうところで言いました、例えば農用地利用組合、農業委員会、それから土地改良区、そういったものがいっぱいあつたりします、各地区に。そういったところとぜひとも今後長い時間をかけて、僕は集落形成を図るべきであろうというふうに考えています。

それから、プラン検討会というものを立ち上げなければならないというふうに思いますけれども、全体のプランの検討会をですね。これは聞くところによりますと、今、農業振興体がいろんな代表が出ています。女性を3人入れなきゃいけないとか、いろんな形がとられると思いますけれども、大体農業振興体のメンバーと同じメンバーが構成員になるんじゃないかということを聞いております。

それで私、年に1度、振興体が、これは町の農業関係の最高機関ですけれども、昨年度末もやられましたが、そのときに部長さんにトイレでも話しましたが、こういう会議は、日当をつけなくてもいいから年に二、三回やってくださいよと。ぜひとも進捗状況を知りたいし、こういう大事なことからいろんな人とお知恵をかりて進めていったらどうでしょうと。そうしたら、農協の人と農水産関係の人で勉強会をやるんだという話も小耳に挟みましたが、私は農業推進隊という、これがプラン検討会にきつと当たっていくと思いますので、こういった会合をせっせと開いていただきまして、町としての方向性を、一番いいものをつくっていきなと思っております。

経済環境部長（久野元嗣君）

済みません、途中で中断したみたいで。ちょっと覚え切れませんので、抜けましたらお許しくださいませ。

まず1回目のやつが抜けておりました。

まず、新規就農者で年度途中でやめたらどうなるんだということでございます。もちろんそのやめ方だとか、それに対する内容上の問題がございますので一律的なことではありません。作弄的な要素だとかそういうことがあれば、もちろん全額返還ということはございますが、基本的に行ってきた、経営上の問題だとかやむを得ない事情だということであれば、その年度に1日でも該当しておればその年度までのものはもらえるというのが基本だということで聞いてございますので、よろしく願いいたします。この部分が最初のときの部分で抜けたかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、人・農地プランが使いづらいいろんな規制がある中で、対応が難しいというのがございました。今、議員言われましたように、まず大前提が農業者の戸別所得補償制度に入っていないければ対象になりません。どんなすべてのものも人・農地プランについてはそうです。ですから、先ほど71名と言わせていただきましたが、この71名の内訳では、これもアンケートで出ておりますが、布土で7、時志で3、北方で5、河和で9、古布で11、矢梨で2、切山で3、小野浦で5、細目で2、柿並で4、内扇で1、奥田で11、上野間で8の71名がこの制度に加入してございます。ですから、今現在ではこの71名しか人・農地プランに該当しません。今後はいかんということだけでなく、もちろん入っていただければいいんですが、今の段階でいくと今回の美浜町に対する人・農地プランというのはこれしかない。その中で、プランに新規就農者の中で位置づけられた人が新規就農の150万のそういう補てんがいただけるということもございませぬ。

それから、集積の話につきましても、集める人、貸す人、これもこの中に両方が入っていないければいけませんので、71名の人の中で貸す人と借りる人になります。ですから、限りなく限定される人が少なくなるという現状がございませぬ。

それから、地域でいろんな将来的なことの検討を意見集約として必要ではないかということをおっしゃられたと思います。もちろんそれは本当に大事なことだということで、美浜町は基本的には先ほどからアンケートの中で私が、また後で出てくるかもしれませんが、遊休農地のことも詳しく地域で説明する機会があったら説明させていただきますが、今回の戸別補償の人数を言ったのもそうなんですが、美浜町の農業委員会もそうですが、美浜町は地域で一番地域を知っている農業者の方たちが地域を見て対応していただくように農業委員会の制度もなっておりますように、そこを中心に活動して対応していくことを主として考えております。もちろん全体としては大事なことでありますが、集約するのは町でやりますが、個々については個々のことでいろいろ考えていただきたいという基本姿勢を持っておりますし、崩すつもりはございませぬ。そういう中で動いておるといって、今71名の話と比率割合を説明させていただきます。

ですが、ここがちょっと難しいところで、だれが中心になって意見集約をまとめるのか。といいますのは、方向性が決まります。農業といってもいろんな農業がございませぬので、それをどういう形でどこをメインに進むんだという、将来展望の大事なことになっていきますので、なった人の方向性の好みと言っちゃいかんですけど、もちろんなる方は全体のことを考えていただけるとは思っておりますが、それによって本当に方向性が大きく変わる要素がございませぬ。ですから、その前段としてまずは全員にアンケートをとらせていただいたのは、皆さんのある程度全体としてこう思っておるといってわかるためにも、まず全員の意見を聞くことが変わるときには大事だろうと思ひまして、美浜町としましては全部の農家の方にアンケートを行わせていただきました。ですから、よその市町村ではやっていなくても美浜町はさせていただいたという説明をしたくて、どこどこがやったというのはそういう意味でしゃべらせていただきました。

ですから、美浜町はもちろん個々に聞く制度といたしまして、農業委員会さんとかいろいろ制度があります。そういうところで地域の代表として、農転のときもそうでございませぬが、いろいろ意見を聞くことになっておりますので、まずは全体の個々の意見をすべて聞いて、それから少しずつ少しずつ地域の方たちが地域に合った農業施策だとか続けていく手法、地域に合った農業形態のものをやっていただけないと耐えていけませんので、そういうことは必要だと思っておりますが、まずその土台づくりを今スタートしたというふうに御理解いただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（丸田博雅君）

10分切りましたので。

9番（杉浦 剛君）

詳しく説明ありがとうございました。

聞いていても、専門用語だとかいろんなのが出てくるので、なかなかわかりにくいかと思えますけれども、とにかく前提として、美浜町は71名、戸別補償をいただいている方がこういった対象になるということは、全農家の約9%ですよね。ですから、今回の人・農地プランによって具体的に御支援ができるというのは、後継者の方と新規就農者の方だと思います。そのほかはちょっと難しいかなと思っております。

そして、先月の総務産業委員会の後に、古布の宮崎さんのハウスキュウリの研修をされている方を呼んで、どんな考えで新規就農をやっているのか聞きたいなということで、委員長さんにお骨折りいただきまして勉強会を持ちましたよね。あの方は49歳ということで、今回の対象外ですけども、私はそこで1つ、こういった形の宮崎さんのような先進農家、研修先の農家が受け入れとなって、そして県の認定をいただいて、そういったものになると思いますが、九州のある村ではそういった農家が18軒まとまって、村農協研修受入協議会というのをつくっているそうなんです。これは受け入れ先にもお金が入りますね。年間120万でしたかね。そういった方にも喜んでいただけますし、町を挙げて、いろんな形でこれからそういった受け入れ先もぜひ検討していただきたいと思いますと思っております。

いろいろと聞きたいことはありましたけど、以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（丸田博雅君）

以上をもって、杉浦剛君の質問を終わります。

〔9番 杉浦剛君 降席〕

議長（丸田博雅君）

これをもって本日の町政に対する一般質問を終わります。

議長（丸田博雅君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす6月7日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでございました。

〔午後2時25分 散会〕

平成24年 6 月 7 日（木曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

平成24年6月7日(木曜日) 午前9時00分 開議

議事日程(第3号)

日程第1 町政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

(議事日程と同じにつき省略)

本日の出席議員(14名)

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀莊之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

説明のため出席した者の職、氏名(26名)

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	神谷信行君
総務部長	森田篤君	企画部長	初山博資君
厚生部長	家田兵蔵君	経済環境部長	久野元嗣君
建設部長	片岡勝君	教育部長	山森隆君
総務課長	牧守君	防災安全課長	本多孝行君
税務課長	大岩哲治君	企画政策課長	大井徳男君
秘書広報課長	谷川徳寿君	住民福祉課長	岩瀬知平君
保険課長	山下幸子君	健康推進課長	飯味拓次君
農業水産課長	永田哲弥君	商工観光課長	竹内康雄君
環境保全課長	齋藤博君	土木課長	廣澤辰雄君
都市計画課長	斎藤功君	水道課長	伊藤昭一君
生涯学習課長	坂本順一君	学校給食センター所長	森川幸二君

職務のため出席した者の職、氏名(2名)

議会事務局長	岩本修自君	局長補佐兼 議会係長	日比郁夫君
--------	-------	---------------	-------

〔午前9時00分 開議〕

議長（丸田博雅君）

皆さん、おはようございます。

傍聴の皆様、大変ありがとうございます。

昨日、第1日目の一般質問をされた6名の議員の皆さん、大変御苦労さまでございました。中身の濃い、また住民の立場に立っての質問であったように思います。

本日も、一般質問に3名の方が予定をされております。よろしく願いをいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

昨日に引き続き、本日の会議に知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可いたしました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

ここで、執行部より報告の申し出がありましたので、許可します。

町長、報告してください。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

大切なお時間をかりまして、報告をさせていただきます。

昨日、該当された方は御存じだと思いますけれども、停電が発生いたしました。発生時刻は19時32分、復旧につきましては22時12分、完全復旧が3時43分ということでございます。範囲におきましては布土、時志、北方、河和、上野間、件数といたしましては約1,500戸だということでございます。原因はどうもへびだということ、先ほど中電のほうから連絡が参りました。

まだ、詳しいことがわかっておりませんが、こういったことに対しまして、いろいろと我々も勉強することがございましたので、一部メールでは流させていただきますけれども、今後とも安心できるまちづくりのために尽くしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

以上で、報告を終わります。

日程第1 町政に対する一般質問

議長（丸田博雅君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には、9名の諸君より質問の通告をいただいております。昨日に引き続きまして、そのうち3名を本日は行います。通告の順に許可いたしますが、質問時間は答弁等すべての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないことといたします。

なお、昨日もお願いをいたしましたが、議員の皆さんは、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。

それでは、最初に7番 野田増男君の質問を許可します。野田増男君、質問してください。

〔7番 野田増男君 登席〕

7番（野田増男君）

皆さん、おはようございます。よろしくお願いします。

議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき質問に入らせていただきます。よろしくお願いします。

まず1点目に、美浜町総合公園遊歩道（万葉の森）、町民の森についてです。

これの24年度での進捗状況と今後の計画について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

2番ですけれども、24年度の地震防災と津波対策の対策に対する計画、それもおかしいんですけれども、その中で、飲料水の備蓄量は何日分あるのか、また井戸水の水質検査はどのようになっているのかをちょっと伺いたいと思います。

この地区は、津波が最大5.9メートル来ると聞きましたが、その対策と、ちょっとその辺を聞きたいと思いません。

3番ですけど、AED（自動体外式除細動器）について、学校体育館には設置してあるが、公民館、公会堂等、人の集まる所にはないようなんですけれども、これをどうか、ちょっとお願いしたいと思います。

4番、野良犬、野良猫の状態と対策についてですけれども、野犬、ちょっとこれを聞きましたら物すごい数で去年も捕まったそうなんですけれども、それをちょっとでも減らすということで、去勢・避妊手術の費用を町がちょっとでも負担したらどうかと思ひまして、よろしくお願いします。以上です。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

皆さん、おはようございます。本日も精いっぱい答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

野田増男議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目につきましては私より答弁させていただき、そのほかの質問につきましては順次担当部長より御答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、美浜町総合公園遊歩道、町民の森についての御質問でございますが、美浜町総合公園遊歩道につきましては、平成23年12月の全員協議会の中でも説明させていただいたとおりでございますが、美浜町総合公園は全町民を対象とした、文化、スポーツ・レクリエーションの活動に対応する総合公園と位置づけられるとともに、公益的な観光、レクリエーションネットワークの拠点であります。

また、美浜町総合公園基本計画の中で自然レクリエーションゾーンとしての位置づけもあり、平成22年度より遊歩道整備事業を着手し、県の緊急雇用創出事業基金を活用し、万葉の森の中の古窯群発掘調査及び遊歩道測量、遊歩道基本計画を策定させていただきました。今後の予定としましては、国の社会資本整備総合交付金の補助事業で今年度は公園実施設計業務及び測量業務を、平成25年、平成26年の2カ年にて整備工事を実施する予定でございます。今回の散策路を整備することにより、吉田池を中心とした自然に触れ合える歩行環境が整い、町民の森やオレンジライン、ハイキングコースとの連携により、自然散策を通じた町民の健康づくりにつながっていくものでございます。

また、将来的には総合公園を拡張し、グラウンド、テニスコートの増設、文化施設などの建設等を行い、全町民を対象とした文化、スポーツ、観光、レクリエーションの拠点とすべく、現在検討を進めておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

〔 降 壇 〕

総務部長（森田 篤君）

次に、2点目の24年度の地震防災と津波対策についての御質問の1点目、飲料水の備蓄は何日分か、また井戸水の水質検査はについてでございますが、現在、河和中学校及び野間小学校の敷地内に飲料水としても使用できる防火水槽を設置しております。容量は、ともに100立方メートルでございます、成人1人当たり3リットルの水が必要と言われておりますので、2カ所で蓄えている水により、町民2万4,000人の方を対象として約3日間の提供が可能でございます。また、現在、町の防災倉庫におきまして、500ミリリットルと2リットルのペットボトルで合計4,104本、2,412リットルを備蓄しており、これで800人の約1日分ということになります。

これに加えて、昨年度寄附をいただきました500ミリリットルのペットボトルのうち、おおむねすべての区に合計で7,800本、日本福祉大学に5,184本、学区自主防災倉庫に合計で3,576本を配付させていただいており、そのうちの相当数が備蓄されているものと考えております。

なお、河和及び上野間配水池では、地震で緊急遮断弁が作動した後の水量がそれぞれ5,000立方メートル、550立方メートル残る予定であり、町民全員の方を対象としての2カ月程度は対応できる量が確保できる見込みでございます。

次に、井戸水の水質検査についてでございますが、飲料水としても使用できる井戸水を確保するため、水質検査の費用を本年度の予算でお認めいただいております、ことしの秋に検査を行う予定でございます。飲料水は必要不可欠であります、東日本大震災の被災地においては、水洗トイレなどで使用する生活用水が飲料水以上に不足し、被災後の生活に大きな支障を来していたという事実がございました。

そこで、当初予定していたよりも検査の項目数を減らしまして、主として生活用水に適しているか否かを検査する内容に変更し、その分、検査対象の井戸の数をふやして検査を行いたいと考えております。検査項目を減らしましても、飲料水として使用することが不可能なものは確実に除外することができますし、煮沸することで飲料水としての使用に適しているものであるか否かを判定することは可能でございますので、よろしく願いいたします。

次の2点目の、この地区は津波が最大5.9メートル来ると聞いたが、その対策はについてでございますが、この質問への答弁は、昨日の山本辰見議員への答弁と重なることが多いとは思いますが、御容赦を願います。

最大5.9メートルの津波につきましては、3月31日に内閣府により発表されたもので、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震津波を検討したものであり、南海トラフ沿いにおいて次に起きる地震津波を予測したのではないと記載がされております。津波が襲来するような場合には、まずは高台へ避難することが大切であり、その際に行政に最も求められるものは、正確な情報を迅速かつ確実に提供することであるとされており、今後も正確な情報提供ができる体制の整備及び維持管理に努めてまいりたいと考えております。

また、町におきましては、防犯灯などに張ることができる標高表示シールを作成中であり、完成後は各区の皆様方の協力をいただきながら、町内で活用してまいりたいと考えております。また、奥田学区におきましては、地元住民の皆様方の御協力をいただきながら、日本福祉大学や南知多ビーチランド等との合同で、津波避難を念頭に置いた防災訓練を実施する方向で準備中でございます。

なお、今回の発表後、奥田地区を初め町内各地において、自主的にごみ集積所などに標高表示を行う等、積極的な活動をいただいております。このような活動は、住民の皆様方が防災に対して意識が高まってきたあかしであり、感謝申し上げますとともに、住民の皆様方のさらなる防災意識の向上が図られるよう、町としても積極的に協力していきたいと思っております。

東北地方には、「津波てんでんこ」という言葉が伝わっていると聞いておりますが、これを防災教訓として、自分の命は自分で守ると考えることも大切だと思っております。さらに、「備えあれば憂いなし」のことわざもあり、事前の備えの一つとして、町における今後の防災対策の充実及び強化の契機にしていきたいと思います。

行政にも限界があることが明確になった昨年の東日本大震災を踏まえ、また今回の発表が災害時には自分自身で最善の策を考えて行動できるような意識高揚のチャンスと考えて、町としても積極的に協力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、3項目めのAED（自動体外式除細動器）についての御質問でございますが、まず現在の公共施設への設置状況を申し上げますと、これまで美浜ライオンズクラブ及び知多信用金庫様の御寄附によりまして、小・中学校へ8台、あと役場、総合公園体育館、心育館及び食と健康の館へそれぞれ1台、合計12台の整備を行うことができました。また、町の方の予算で1台購入し、河和港観光総合センターにも設置しております。

公民館等一部公共施設につきましては、いまだ設置には至っておりませんが、AED設置施設においては所属職員が取扱講習を受けることが望ましく、役場におきましても、すべての職員を対象として3年ごとに普通救急救命講習とあわせて、AED操作取扱講習を行っているところでございます。このほか、パッド及びバッテリー交換など機器の保守管理を行っていく必要もありますので、導入につきましては指定管理者とも相談しながら検討してまいりたいと考えております。

また、公会堂につきましては、施設の所有が各区となっておりますので、それぞれで対応していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

経済環境部長（久野元嗣君）

4点目の野良犬、野良猫の現状と対策についての御質問でございますが、野良犬につきましては、愛知県動物保護管理センター知多支所と協力し、現在、捕獲用のおりを町内14カ所に設置してございます。本年度5月末時点で15頭を捕獲しております。また、主に住民からの目撃情報をもとに、捕獲用のおりの場所を変えながら野良犬の捕獲に努めております。

野良猫に関しましては、むやみにえさを与えることで周辺環境が悪化したとの苦情が幾つかありましたので、現地を確認させていただき、回覧、看板設置のほか、本人への指導などで対応させていただいております。

野良犬、野良猫の去勢・避妊手術の補助は知多管内では実施されておませんが、飼い犬、飼い猫の去勢・避妊手術費用の補助につきましては、現在知多管内で実施しておりますのは東海市のみで、他の4市5町では補助は行われておりません。本町といたしましては、現時点で補助制度を導入する考えはありませぬので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（丸田博雅君）

野田増男君、再質問はありますか。

7番（野田増男君）

それでは、総合公園遊歩道、町民の森につきましてですけれども、これは予算もつき、皆さんオーケーということで始まっていくんです。でも、このできてからの維持費はどういうふう維持していくのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

建設部長（片岡 勝君）

完成後の維持管理費ということだと思いますけど、基本的には遊歩道自体が一般交通道路とは違いますので、ある程度、うちは総合公園の管理人さん等も見えますし、そういった中で当然うちの職員も管理に対応するとい

うようなことで考えておりますので、お願いしたいと思います。

7番（野田増男君）

それはいいんですけど、町の玄関口として、僕もいいと思います。やる限りにはいいものをつくってください。町長、お願いします。

それで、町民の森、今活用が少ないんじゃないかと。もっと活用できる何かないんですかね。そこをちょっとお願いします。

経済環境部長（久野元嗣君）

町民の森の今後の計画といたしましては、まず町民の森の草刈り、施設の維持管理の強化をいたしまして、安心して利用できるための環境整備に力を注いでいきたいというふうに考えております。地域住民の方や学生ボランティアの募集などを積極的に行いまして、行政と住民の力によりまして整備していければというふうに考えております。

これまでどおり町内外の野外活動、自然体験学習、各種イベントには広く利用していただいております。ございますけれども、さらにPRに力を入れて、より一層使っていただければなあというふうに考えております。

それともう一つ、先ほどから質問にございましたように、総合公園との動線整備を検討させていただいて、さらなる増強を図っていきたくて考えておりますので、議員の皆さんからもPRのほど、よろしくお願ひしたいというふうに現状では思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

7番（野田増男君）

どうもありがとうございました。

2点目の24年度地震防災と津波対策の計画についてですけど、その中で飲料水備蓄、大分ありそうなんですけれども、水のろ過器が何かあるようなんです。大した金額じゃない、もうそこそこのもので使えるという、その辺ちょっと教えてもらいたいんですが。

防災安全課長（本多孝行君）

今、議員がおっしゃるもの、恐らく電気も使わない、燃料も動力系も必要もないというものがあるかという、そのように解釈させていただきます。

たまたま先日、ゼオライトという放射能を吸い取るという機能を持ったものを使った浄水器で、ポータブル、持ち運びができるものでどうだという実はセールスがちょうど来ておりました。その内容を見ますと、例えば避難所単位に置くにも、サイズのにも、また購入価格もべらぼうに高いものではございませんので、置くこと自体非常に好ましいかなと思いますけれども、予算が伴うことでありますので、置くことそのものは担当としては望ましいというように思っておりますけれども、今後、財政側とまた検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

7番（野田増男君）

水は、ある程度持っているとなればやっぱり傷むことがありますので、そういう器械を防災倉庫、避難所等々に、もう全部とは言わないですけども、置くように、予算のほうをなるべくお願いします。

井戸水の検査ですけども、本年度秋から行うということですけども、それは一般の人はここへ持ってくるのか、どういうふうにするんですかね。ちょっとお願いします。

防災安全課長（本多孝行君）

現在考えておりますのは、各区のほうでここに井戸があるけどどうだろうと、そういったものを推薦というんでしょうか、区長さんのほうから、ここの井戸をやりたいよというふうで振っていただいたもの、そこを検査し

たいというふうに考えております。例えば人口の小さな区と大きな区というのは、井戸水の必要数が多分違うと思うんですけども、その辺はうちのほうで数はある程度割り振りをさせていただきたいと思いますが、場所については区長さんのほう、あるいは区のほうで相談していただきまして、こちらの井戸はどうだと、使うなら使いやすいというようなものを選んでいただきたい。それで、そこを検査するというふうに考えております。以上です。

7番（野田増男君）

それとその次の、津波が5.9メートル来る、これをどうしろといったってどうしようもない、逃げるしかないんですよ。実際そうなんだと思います。その逃げるには、奥田地区やっぱり低いんですよ。それで、道が狭い、川がある、その地震で橋が壊れた、さあどうやって逃げるか。だから、最終的には川、橋の補強。今回山王川を補強してもらえんというふうなんですけれども、そのところも、もっといろいろ道が欲しいんですよ、逃げる道が。もう何をどうするといったって逃げるしかない、最終的にはそうだと思います。そのところ、また道の整備、順々によろしくをお願いします。

それと1つ、防災リーダーの話は、議長、いいですかね。

議長（丸田博雅君）

はい、いいです。

7番（野田増男君）

防災リーダー、ちょっと聞いているんですけど、これはどういうことで、この人たちの責任とか何かはどういうふうになっていくんですかね。ちょっとお願いします。

防災安全課長（本多孝行君）

防災リーダー、責任という考え方では私どもは考えておりません。

実際、災害が発生したときに、みんなが右往左往してしまって、次に何をやればいいのかというのが多分わからなくなるんですね。そのときに、こんな災害が起きたら次はどういうふうにしたらいいか、例えば避難の人が押し寄せてきたら、どういうふうにすることが運営上必要なのか、そういったようなことですね。何というんでしょうか、「采配」という言葉が適切かどうかはわかりませんが、みんなが右往左往して何もできないという状態よりも、知識を持って、次にこういう状態ならば次にはこういうことをしたほうが運営がしっかりいく、みんなが避難所生活をするにも大丈夫、あるいはこのほうが防災効力が上がるとか、そういったようなことをみんなに、こういうふうにしようじゃないか、こういうふうにしたほうがいいよというように言える、そういった立場の人だというふうに考えていただきたいと思います。決してその人に何か責任を負わせるとか、そういったものではないというふうに考えております。以上です。

7番（野田増男君）

それはよくわかりました。

それで、これはいつからこういうことを始めるんですかね。何か話は聞いているんだけど、ちっとも始まっていかないと思うんですよ。

防災安全課長（本多孝行君）

おっしゃるとおり、なかなか今すぐは。ただ、実際には美浜町には日本福祉大学がございまして、福祉大学さんも非常に防災に関して積極的に取り組んでいただいております。

防災リーダーの養成の講習につきましては、やはり知識を持った方の講演とかというものが必要になってまいります。そこで、大学の協力を得まして、防災に関する専門家の講演、あるいは地域の防災ボランティアの知識

を持った方、いろんな方の講演をいただきながら、また指導をいただきながら実地訓練、実地練習等を考えております。現在のところ、まだ煮詰まってはおりませんが、やはり9月、10月ぐらいから、5回前後をかけてリーダーの養成をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

7番（野田増男君）

その人はどういうところから選抜するんですか、ちょっとお願いします。

防災安全課長（本多孝行君）

これもまだ事務局といいますか、担当で考えているのは、今、自主防災会、自主防災組織というのは各行政区と一体になったものでありますので、これから単年度で終わるものではなく、各担当としては継続して養成をしていかなければならないと思っております。まずは各区のほうへお声をかけさせていただきたいと思っております。初めのうちは、もしかすると現職の区長さん、あるいは防災担当の方というふうになるかもしれませんが、あと一定の人数に余裕、余裕と言うとまた語弊がありますが、あるようであれば一般的にも興味のある方にもお声をかけたいと思っておりますが、今の段階では各区のほうから一定数、1人とか2人ではなく、なるべくなら多く、先ほども言いました講演を受けるとか実地の訓練もありますので、それに支障がない程度、なるべく多くの方に参加していただけるように考えていきたいと考えております。

7番（野田増男君）

それと、先ほど標高シールの話が出たんですけれども、北奥田は老人会が単独でやってみたいんですよ。南奥田もじゃあやらないけないという話が出てきまして、これは町でやってくれるのであれば、そっちに任せればいいんですけれども、これはいつごろシールが完成して張るんですかね。

防災安全課長（本多孝行君）

先日、北奥田、中奥田の老人会の皆様方には自主的にやっていただきまして、あのシール、表示板はなかなかセンスがよくてありがたいと思っております。私どもが考えておりますのは、中電さんの電柱や何かに張ると土地の占有の関係等も出てきますので、町の持ってありますカーブミラーですとか交通安全灯にも張れるような、若干小さ目ではありますが、ここの標高は約何メートルといったシールを今作成中であります。一応見積もりもとっておりまして、こんな案も既に出ておりますので、印刷をかければ7月ごろには納品されることはできると思っております。

ただ、この場で御説明をするべきかどうかはわかりませんが、やはり私どもが張るよりも、この間北奥田の老人会の方もおっしゃっていました。自分たちが張ることで意識が上がると、すぐに壊れても、自分たちがやったことでまた意識が上がるから、もう一回やろうという気持ちがあるということを書いてみましたので、私どもも役場がやればよいというふうではなくて、できる限り地元の方にお手伝いいただきまして、ここは何メートルというまず標高の意識、それから自分たちがそういう活動をするという防災の意識、そういったものも高めていければいいと考えておりますので、そういった意味では南奥田のほうで、じゃあそのシールを使ってやろうというふうであれば、謹んでお願いをしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

7番（野田増男君）

ぜひとも早目にシールをつくってください。区の人たちがみんなやると言っていますから。

それとAEDのことなんですけれども、これはどうして公民館、公会堂に、人の集まる所がないのかとちょっと不思議に思うんですけれども、もう難しく考えないで、これはもう消火器と一緒にじゃないですか。もしなかった場合、その人が助からなかったら。あったらよかったというもんなんだけれども、もしなかったでこの人助からなかったよということが、前のスポーツでもありましたよね、そういうことが。だから、ぜひともこれは

つけてほしいんですけども、どうでしょうか。

総務部長（森田 篤君）

これまでの設置につきましては、先ほども御答弁させていただきましたように、主に御寄附をいただいたお金によりまして購入させていただいておりまして、大体1台が30万円前後という結構高額なものになってまいります。AEDをよく使うということは、体育施設とか、そういうようなところになってくるかと思ひまして、あと小・中学校でも運動等しますので、そういうところに置かせていただきました。それで、購入するのに、先ほど申しましたように、金額も高いということもありますから、あと先ほど答弁させていただきましたように、それを設置した場合には、操作できる職員がおるのが望ましいと。公民館等につきましては、そういう操作の講習会ももし設置しましたら、ぜひ受けていただきたいというようなこともあります。そういうことも含めまして、公民館等、今指定管理をしておりますので、そちらの管理者の方と相談しながら、また町の財政のほうも考えながら検討してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

7番（野田増男君）

その辺はよくわかりました。

それで、ちょっと調べたら、レンタルもあるようなんですね、これ。金額はちょっとはつきり出ていないですけど、レンタルもあるようですし、実際、僕の近くの名前言っても何かしらん保養所があるんですけど、そこで実際それを何回か使って助かった例があるって聞いたんですよ。僕、そこへ行って、ちょっとあるから、これ使ったことあるのって聞いたら、何回かありますと、そこは特殊なところですから。ぜひつけてほしいと思ひます。

それで、これはちょっと変な話なんですけれども、夏に8月に武豊に鑑定団が来ますよね。その収録には、もう確実にこれはあるんだそうですね、皆さん、危ない人がいるそうですから。だから、これはうつけてください、お願ひします。

それで、野犬の話ですけども、野良犬、野良猫、もう少しでも生まれちゃった子を殺すのではなくて、その前に何とかならないかという単純な話です。よろしくお願ひします。

経済環境部長（久野元嗣君）

そうですね。確かにこれにつきまして、先ほどちょっと言わせていただいた中で、飼い犬が野良犬、野良猫にならないために避妊・去勢手術をするという話の中で、東海市がやられておるようでございます。知多半島では1市だけでございますが、その費用が、東海市につきましては23年からやられたようでございまして、避妊手術の補助が4,000円、去勢手術が2,000円のようにございます。参考でございますけれども、23年度が避妊が152件、去勢が101件。24年度の予算といたしましては、避妊が147件、去勢が105件を見ておるようでございます。

7番（野田増男君）

ぜひお願ひします。

私の質問はこれで終わりました。ありがとうございました。

議長（丸田博雅君）

以上をもって、野田増男君の質問を終わります。野田君は自席に戻ってください。

〔7番 野田増男君 降席〕

議長（丸田博雅君）

次に、3番 石田秀夫君の質問を許可します。石田秀夫君、質問してください。

〔3番 石田秀夫君 登席〕

3番（石田秀夫君）

あらかじめ議長あてに提出させていただきました一般質問通告書に従い、順次質問をさせていただきます。

1. 上野間大新田、中新田地区の間を通した下水・排水町の承認工事について。

下水・排水に係る町の承認工事として、許可したことに大きな責任が問われる一つの例をつくってしまう重大な問題であり、将来に禍根を残すものであると考えます。確認させていただきます。

(1)奥田山王川に流すべき水を上野間側に流すとしたこと、(2)区に相談、話もしなくてよとしたこと、(3)鵜の味のつくった排水路がいっぱいになってあふれたときの対処は、(4)県道横断はサイホンになったが、管理はだれがするのか、(5)地主、周辺地権者に相談、説明なしに進めたこと、(6)工事の変更を安易に許可したこと、(7)道路が狭い中、工事中に観光客を通したこと。

2 番目、上野間小学校の校庭樹木伐採について。

町の答弁は弁解ばかり、責任の所在もうやむやであった。今後への反省はあるのかないのかを問う。

(1)不幸中の幸いで早く発見し、地際より切られなかった町古木指定のセンダンの木とクスノキは新しい芽を吹いて生き残っているが、今後どのようにするのか、(2)古木指定の立て札は抜かれてしまったが、もとのように立てるのか立てないのか。

3. 日本福祉大学は、東海市へ看護学部新設と複数の学部を置くことも検討するという発表があったことについて町の見解はどうか。町は町内への影響をどう考えるか、受けとめるか。

4. 農業委員会会長選任についてお伺いいたします。

今回、議会推薦の委員の不在の中で会長が選任されました。理由をお伺いしたい。以上。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

石田秀夫議員の御質問にお答えをさせていただきます。

3点目の御質問につきましては私のほうから御答弁させていただきます、そのほかの質問につきましては担当部長より御答弁いたしますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、日本福祉大学の東海市への看護学部新設と複数の学部の設置について町の見解はどうか、また町内への影響をどう考えるかについての御質問でございますが、日本福祉大学が昭和58年に本町に移転開学してから、本年でちょうど30年目となります。その間には、奥田駅前駐車場、駅エレベーター等の設置を行うとともに、図書館の共同利用、包括協定・防災協定の締結、大学校舎の第2次避難所の指定など、良好な関係を構築してきたことは議員も十分承知されていることと思います。本年度におきましても、奥田駅周辺の整備計画構想や、地区、大学からの要望で、奥田小学校から報恩寺までの町道3106号線の道路拡幅工事など環境整備を予定しております。

そうした中で、平成27年に日本福祉大学が看護学部を東海市の太田川駅周辺土地区画整理事業地内に新設する計画に伴いまして、美浜キャンパスの一部の学部が移転し、東海キャンパスを開設することが、年末の12月24日から27日にかけて各新聞にて報道をされました。学部の新設、一部移転の理由につきましては、県内の大学の経営の方向性として、都市近郊へ回帰する流れとなってきている中で、日本福祉大学も少子化に伴って大学間競争が厳しくなり、生き残りのため、学生募集等のメリットが大きいことが理由と伺っております。

日本福祉大学が、本町に総合移転したことによりまして、奥田地域はもとより、美浜町の経済の発展に大きく寄与し、経済波及効果も多大であることは周知の事実でございますので、今後、美浜キャンパスの一部の学部が移転することによりまして、経済波及効果等に多くの影響があるものと考えられます。

町といたしましても、日本福祉大学や、美浜町家主組合、商工会等と協議を重ね、学生が引き続き町内の施設を利用していただけるよう、働きかけていきたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

私からは以上です。

〔降壇〕

建設部長（片岡 勝君）

次に、上野間大新田、中新田地区の間を通した下水・排水の承認工事についての御質問の1点目でございます。

奥田山王川に流すべき水を上野間側に流すことにしたことについてでございますが、排水の放流先はあくまで申請者が決めるものでございます。今回の承認工事につきましても、申請者が町の排水管へ接続する内容の申請でございました。

続きまして、2点目の区に相談、話もなくよとしたことについてでございますが、過去においては、浄化槽放流等につきまして、放流先の地域住民等の放流同意を求めた時期もございました。しかしながら、昭和63年10月の厚生省の通達通知がありまして、放流同意書を一律に求めることは不適切とのことでありますので、現在、本町といたしましても許可条件としておりません。今回の承認工事につきましても、町の排水管に接続するものでありまして、区の同意は求めておりません。

次の3点目の、鶺鴒の味のつくった排水路がいっぱいになってあふれたときの対処についてでございますが、御質問の排水路は鶺鴒の味さんが承認工事をつくった排水管でございます。工事完了後の平成8年に、町へ帰属されて町管理となっております。現在は、町が管理するための排水管でございますので、排水に支障が生じた際には、町が責任を持って対処をいたします。

4点目の、県道横断はサイホンになったが、管理はだれがするのかとの御質問でございますが、県道横断管につきましても、申請者が愛知県に占用申請を行い、許可を得たものでございます。申請者がみずから管理するものと県のほうとも確認をとっております。

5点目の、地主及び周辺地権者に相談・説明なしに進めたことについてでございますが、町は申請者に対して当然申請者の責任施行管理が大前提でございますので、関係地主への事前の工事説明並びに御理解を得るように指導を徹底いたしました。施工業者からは、事前に説明に伺ったという報告も逐次受けております。

6点目の、工事の変更を安易に許可したことについてでございますが、変更申請が提出された際には、当然担当のほうより現地調査、並びに内容等を審査した上、許可をしたものでございますので、安易に許可したものではありません。

7点目の、道路が狭い中、工事中に観光客を通したことについてでございますが、近隣の観光施設の意向もございまして、観光客の当然多い土・日、休みの日については工事を休工していただき、近隣の観光施設の御理解をいただいております。

教育部長（山森 隆君）

次に、上野間小学校の校庭樹木伐採についての御質問でございますが、昨年の9月議会の中で御答弁させていただいたとおり、暴風雨を伴う大型の台風等によっては非常に危険性が高いため、安心・安全が最優先と考え、伐採に至ったことを説明させていただきました。

御質問の1点目、切られなかった町古木指定のセンダンとクスノキは、今後どのようにするかについてでございますが、倒木の危険があったので伐採したものでございますので、危険が伴わず、学校で管理ができる状態であれば、教育委員会といたしましてはそのまま見守っていく所存でございます。

2点目の古木指定の立て札はもとのように立てるのかについてでございますが、現在の状況では、銘板を立てる考えはございません。平成5年、平成6年度に、美浜町巨樹・古木調査委員会が町内の豊かな自然に気づき、自然への関心を深め、自然保護の意識を高めるため、町内全域に生育する巨樹・古木の調査を行い、平成7年度

にダイジェスト版をまとめました。平成9年度に代表的なものを28本選定し、樹木所有者から銘板設置の同意をいただいて、教育委員会が銘板を設置したものでございます。銘板は、文化財指定とは違い、町民の方へ巨樹・古木の説明用に設置したものでございますので、よろしく願いいたします。

経済環境部長（久野元嗣君）

次に、農業委員会会長選任についての御質問でございますが、一般的な農業委員会のことは、町長の業務に当たりませんが、今回、農業委員会等に関する法律で、一般選挙後、最初に行われる総会は町長が招集することと決められておりますので、会長決定までの内容につきましては町が発言させていただきます。

議員も御存じのとおり、農業委員会の業務といたしましては、農地法に関する許可事務がございます。この許可事務は、農業委員会会長名で許可証を交付しているものでございます。平成24年5月18日に委員の任期満了になり、会長不在の状況が起きました。このことにより、許認可事務が停滞することは、住民を含め申請者に多大なる迷惑と不利益を与えることとなりますので、前農業委員会の会長さんに事前に相談をさせていただいた際に、当時の農業委員会さんに取り扱いの対応を確認することとなりましたので、任期満了前の5月17日の定例農業委員会におきまして、会長の選出方法について御協議をいただいたところでございます。その結果、農業委員会の任期満了が5月18日と決まっておりますので、委員の任期満了後、許認可事務に支障のない早い時期に臨時総会を開催し、会長の選出を行い、許認可事務の迅速な対応を行っていくということに農業委員会として決定いたしました。この決定に従い、議会推薦の方たちの選出前に会長の互選をさせていただきましたが、許認可事務の円滑な運営を重視することはできましたので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、この案件につきましては、県農業会議の指導及び全国農業会議所の運営実務により、法第5条によりまず委員が会長を互選する規定及び法第21条で一般選挙後の最初に行われる総会は市町村長が招集するとの規定となっております。委員会が選任委員が決定しなくても、法の規定どおり、最初の総会であれば確定している農業委員のみで会長の互選は可能だとの見解がありましたことを申し添えさせていただきます。

なお、再質問があった中での農業委員会の業務内容の質問につきましては、農業委員会事務局長でもあります農業水産課長が農業委員会事務の内容についてありましたら、そちらのほうで再答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（丸田博雅君）

石田秀夫君、再質問ありますか。

3番（石田秀夫君）

今、一番耳に近い農業委員会からやらせてもらいますけれども、今、全国農業者会議へ問い合わせた結果でということだったんですけれども、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

経済環境部長（久野元嗣君）

今申し上げさせていただきましたとおり、任期満了に伴います中での農業委員会の会長さんが18日をもちまして任期が切れますので、そのときの対応をどうするか、次の会長が決まるまでの間につきましてどうするかということでございます。

といいますのも、日にち順に申し上げますと、平成24年5月10日に立候補届の受け付けを行いまして、5月15日に選挙会で確定すると。任期満了は18日までですということになっておりますので、その以降で、次に開かれるまでの農業委員会の会長さんが決まっておりません。そうすると、農業委員会を開けなければ、農業委員会の会長として農業委員会の許可証を発行することができませんので、そうすると、その受け付け事務と発送ができませんので、農地転用が一月おくれるということになりますと、それだけその申請者に多大なる迷惑と不利益が

かかるということの中で、事前にそれがわかっておりましたので、どういふふうに対応するか、どれがベストの方法かということの中でいるんな指導を受けたということでございますので、よろしくお願ひいたします。

3番(石田秀夫君)

そういう中でというか、職務代理者を置けるということも、農業委員会に関する法律の中で規定になっておるんじゃないかなあというふうには理解しておるんですけども、そういうことは考えなかったわけですか。

じゃあなぜそういうかという、農業委員会の会長を選ぶのに、選挙で選ばれた委員と、それから選任された委員を委員とし、その中の委員で互選するということになっていて、今回の場合だと、確かに選挙で選ばれた、公職選挙法の委員、当選した委員だけで選ぶということに関しては、非常に公平性からいくとまずいやり方じゃないかなあとは思って質問させてもらったんですけども、そういった中で、臨時議会、選任委員というのは議会推薦の委員なもんですから、そういう兼ね合いで、どうしてそうされたのかということは、非常に私は理解できないところでございます。

経済環境部長(久野元嗣君)

ちょっと説明の段階が早口で申しわけなかったと思いますので、もう一回そのところを再度発言させていただきます。

5月18日に農業委員会の委員さんの任期満了となります。会長の不在が起こってしまいますということで、申請者に迷惑をかけるということの中で、町がではなく、農業委員会の中で農業委員さんたちが、そういうことの中でこういうことが起きますよということを相談させていただきました、町から。そうして、農業委員会の人たちが農業委員会の今後に対する決め方をどうするのかということをお前農業委員さんが中心になって、前農業委員さんでその決め方を決定していただきました。それに対する内容だとか、情報提供は事務局が行いました。

農業委員会の決め方についての質問を、農業委員会に聞きたいのであれば町が答えることはできませんので、農業委員会事務局長に答えさせますので、よろしくお願ひいたします。

3番(石田秀夫君)

じゃあ、そういう中で農業委員会で決められたということですけども、そういう情報提供というのはされたんでしょうか、こういうことがあるよという。

経済環境部長(久野元嗣君)

申しわけありませんでした。再度説明させていただきます。

5月18日に任期満了となり、会長が不在ということが起きます。ですから、それによって農業委員会の元来の事務が停滞することによって申請者に不利益が生じないようにするために、いろいろな方法があるということの中でいるんな条件を農業委員会の事務局として農業委員さんに報告するために、一番最初に農業委員長さんに相談をさせていただき、農業委員長さんは、その農業委員さんたちと方法を決めたという中で、こういうふうにやりますという答えを聞きましたので、町といたしましてはその方法に従いまして、第1回目の招集は町長が招集するということになっておりますので、それを行ったということでございますので、その決め方がどうのということであれば、町ではなく、農業委員会への質問として農業委員会の事務局をやっております事務局長にお答えをさせますということで答弁させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

3番(石田秀夫君)

再度、私もくどいようですが、その農業委員会の事務局として、決め方が、基本的な法に沿っていない部分をどう考えるのかということをお伝えたのかという、沿っていないというのは、全国農業者会議にも問い合わせたということでしょうし、また農業委員会で5月17日ですか、決められたということですけども……。

議長（丸田博雅君）

石田君に申し上げます。

どの部分が法的にそぐわないのか、そぐわない部分、それをきちっと質問をしてください。

3番（石田秀夫君）

ですから、最初の言いましたように、じゃあ議会推薦の委員を外して選挙していいのかと。農業委員会等に関する法律によると、会長の選出は委員全員でやるということのようです。議会推薦も含めた、その中での互選ということになっておるはずですけども、そういったことをきちんと、事務は確かにおくれちゃあいかんということは理解します。しかしながら、そういう部分もしっかりと委員さんに理解していただいた上でのごことでしょうかという質問です。

経済環境部長（久野元嗣君）

執行部には反問権がございませんが、質問に答えるために、内容がわかりませんので、ちょっと御確認だけさせてください。

今お聞きしておるのは、町がどう思うかということでお聞きされておるのか、農業委員会としてどうなのかということによって答える担当者がちょっと今回は変わりますので、それだけちょっともう一回よろしく願います。

3番（石田秀夫君）

農業委員会事務局長は、それをきちんと説明なされたんですかということです。

農業水産課長（永田哲弥君）

今、農業水産課長ということでお話をしましたが、事務局として御答弁をさせていただきます。

先ほど答弁の中でございました経過とおりではございますが、石田議員が申しされます内容につきましては、前農業委員さんにお話をさせていただいて、こういう問題があると、こういうようなことが起き得るんじゃないかというようなことでお話をしました。そういうの中で、農業委員会の上層部でございます農業会議のほうにも確認をとりまして、こういう方法でやりますと、こういうことではないのか、読めんというような御返事もいただきまして、ということも当然、農業委員さんにはお話をしてお話をしておいて、どのようにして選出方法をしたらいいかということをお話をしていただき、農業委員さんの総意の中で決定をさせた方法だということでございます。以上でございます。

3番（石田秀夫君）

私も農業委員さんの基本的なところで考えておるんですけども、事務局としてそういう方法もあるけれども、ほかの議会推薦を外して、私らにしてみると、なぜじゃあ臨時議会を開いても即決をしても送り出して決めてあげたいという責務を感じております。そういうところで、農業委員会等に関する法律の選挙で選ばれた委員と選任された委員と、それを委員として委員の中で互選をすると、それで会長を決めるということが法律に載っておるもんですから、なぜそういったことを外して、説明したということでしょうけれども、理解が得られなかったのか、議会がじゃあ無視されたんじゃないかという、議会推薦委員が、そういうことに私は考えるところなんですから少し言わせていただきました。この答弁は要りません。これで結構です。

次に、後ろから順番にということになりますけれども、日本福祉大学のことについてお伺いいたします。

この記事の中で、複数の学部を置くことについて検討されているということもあつたんですけども、どの学部が行くのかというお話。それから、学生数の推移は今までどうなつておるんだと。それと、アパートを業者への影響、それから商業者への影響、そういったものをどうとらえているのかということなんですけれども、ど

うでしょうか。

企画部長（朧山博資君）

東海キャンパスの新設に伴います学部移転の件でございますけれども、昨年12月の新聞報道では「一部の学部」という表現がしてあったわけでございますけれども、その後、日本福祉大学が2015年4月に東海キャンパスを開学するという事の中で、ホームページで発表がございました。そういった中で、東海キャンパスには看護学部が400名、今美浜キャンパスにあります経済学部が1,000名、あと国際福祉開発学部が320名の1,720名が東海キャンパスのオープン時にいます学生という形になります。

それと、学生数でございますけれども、現在、昨年4月の数字でございますけれども、美浜キャンパスには5,352名の学生が美浜のキャンパスに通っております。そういった中で、美浜町の町内の下宿生が1,429名ございます。あと参考までに、その関係で経済学部と国際開発学部の学生の下宿者数でございますけれども、昨年4月の状況では174名の下宿生がおるということで、昨年の状況でいきますと174名。あと一般下宿の方も見えますので、一般下宿につきましては町内の下宿生の把握はしておりませんが、この下宿生、全体では894名でございますけれども、そういったことで、トータル的にはこの2つの学部が移転することによりまして200名強の下宿生が減るといふふうに想定しております。

そういった中で、あとほかの商売への影響ということでございますけれども、当然そういった人口が減る可能性が非常に高いということもございますけれども、答弁でもお答えしましたように、美浜キャンパスというか、美浜町のほうの利用をお願いしていくということの中で、当然、現在旅館等で行っております学生の下宿だとか、それからクラブ活動や何かで、当然東海キャンパスは敷地が狭いもんですから、そういった中での活動拠点を美浜で行っていただいて、できる限り美浜町のほうに下宿をしていただくというような呼びかけをしていきたいなあといふふうに考えております。以上でございます。

3番（石田秀夫君）

学生の推移、それからアパートへの影響というのは、当然出てくるということでしょうけれども、今、美浜キャンパスに5,352人通っているということですか。

企画部長（朧山博資君）

5,352名につきましては、美浜キャンパスの全体の学生数でございます。よろしくお願いたします。

3番（石田秀夫君）

端的に、私あれだったですけれども、東海市へどの学部が移転するという予定ですか、経済学部だったですか。

企画部長（朧山博資君）

東海キャンパスに美浜キャンパスから移転しますのは、経済学部の1,000名、それから国際福祉開発学部の320名の1,320名が美浜キャンパスから移動するという事でございます。

3番（石田秀夫君）

私が懸念すると言ったらあれですけども、大学の生徒数の表を見ておってですけども、募集停止をしており学科が結構あってという部分を見ていて、生徒数が大分落ち込んでおるんだなと。今美浜において生徒が集まらないんじゃないかという、そういう数字が見えるわけですけども、町もそれは一生懸命大学とのつながりということで対策ということですけども、この勢いというか、非常に厳しいものがあって、私は学生アパート業者への影響、それから商業者への影響といったものをお伺いしたところでございます。今後とも、また別の意味でも美浜キャンパスが有効に使われるよう、勉学の場になるような施策をとっていきべき、そういうものをしていくべきじゃないのかなあと。じゃあ何があるのかと言われても、今すぐには出てこんですけども、そういうこ

とは思いますが、はい、ありがとうございます。

続きまして、上野間小学校の樹木伐採についてでございますが、古木の立て札に対しては表示であって、確かに表示ですわな。しかしながら、その表示のあった木は古木で、今の年配の70以上の人でも、昔、小学校に通っておったところは大きな木だったという木も含まれておると聞いております。そういうところで、以前答弁されました、12本伐採されておりましたと。それで、落ち葉が雨どいに詰まるとか、道路の清掃が大変だとか苦情が、半分ほどの樹木が外側の斜面に植わっていることもあり、台風時に倒木の危険がある。そういう長年月育ってきた木だもんですから、風雪にやっぱり耐えてきた木で、伊勢湾台風、それ以前の大型台風にも耐えてきた木だと思われております。そういった中で「倒木の危険性があり」と。古木の立て札が立っておるといっても、そういう風雪に耐えてきた木がなぜ「倒木の危険性があり」という表現になるか、そういう見方をしたのか、そういった中で教育委員さんの視察があつて、どういう判断をされたのか。そういったことは私には非常にわからない。

そばのおばあさんが出てきて、私も見に行ったときですけれども、こんなに切るとは思わなかったと、小札が立っておると言つて。切ってみたら、どえらい厚いというお話をされておつたと。まあちょっと上手に切ってもらえるんじゃないかなということも内心は思つておつて、どうにかしてほしいということも言われておつたということでしょうけれども、どうしてそういう判断をされたのかということも非常に私にはわかりません。

その苦情に対しての対策としてどういう切り方をしてあつたんだということを聞きますと、住民の方が言われることに、道の半分ぐらい上でめちゃくちゃに切つてあつたぞと。めちゃくちゃと言つたらあれですけど、家のほうにかばらんように切つてあつたと。切られた後、私も見に行ったんですけれども、学校側のバックネットにもたくさん枝が、切つた後だもんですからひっかかつておつたと。そういうところで、高木であるがために職員の手ではどうすることもできませんでしたというのは、本当にそのとおりだと思います。しかしながら、予算をつけて切ることに関しては、その札を立ててあつて、その前にそれを騒ぎ出したのは小学生だという。夏休みで通つていて、行くときには木が立っておつたけれども、帰るときには木が切られてなかつて、それで騒ぎ出したと、そういうことを聞いております。

そういった中で、最後に答弁の中で学校での対応ですが、2学期の始業式に校長先生から、安心・安全のために樹木を伐採した経緯をお話しいただいております。また、体育の授業や放課後において、特に木陰により涼むことの必要性はないと聞いておりますという御答弁がございました。しかしながら、夏休みで、学校から帰るときには木がないということで騒ぎ出した。そういう木と、自然と触れ合うことをメーンとして、古木指定の札が立てられておつたという中で、自然に学校に通ううちに、木の涼しいところ、それから暑いところを通りながら学校に通つて、自然とその涼しみを体で味わつておつたというふうに理解するんですけれども、そういったことを散歩しておる人たちもそういう感覚でおられると思うんですけれども、それを木陰で涼む必要性はないとお聞きしておりますと、こういう先生の感覚というのはいかかなものかということも私は感じるところでございまして、じゃあ今、学校に寄附で植樹や何かしますと、大きくなったときにはこの木も切られるのかいなあと、邪魔になって根っこから切られるのかいなあとと思うと、これは学校にはとつて、そういうことも考えんでもないですけれども、そういう点で私はもう少し、しっかりと教育委員会として確認した上で予算をつけて対応するべきだったのではないかと感じておるんですけれども、いかがなものでしょうか。

教育部長（山森 隆君）

議員のおっしゃるとおり、自然の大切さ、木のありがたさは十分承知しております。あくまでも危険があるから切つたのでありまして、大きくなったから切つたという単純なお話ではございませんので、よろしくお願ひい

たします。

議長（丸田博雅君）

残り4分ですので、お願いします。

3番（石田秀夫君）

私の言いたいことはしっかり言わせていただいたつもりですが、今後の対応を十分やっていただいて、子供たちに木の大切さを教えていっていただきたいと思います。

続きましてというよりも、一番最初の上野間大新田、中新田地区の間を通した下水・排水の承認工事についてでございますが、町は下水・排水を業者の申し出のとおり承認したということですが、それが周辺農地の地主の方たちに、最初に理解していただいていたのかということが一番大きな問題で、なぜ承認をおろす前にでもしっかりと確認して、こういう問題はこうだよ、こういう問題はこうだよということをやっておかなかったのかということが私は一番残念で、承認がおりた業者がやるもんだという町の姿勢だとは思いますが、そのところが一番ギャップ、隠れた部分でだれも入らない部分、そういったことが非常に、それで持って強行に進められた。それから奥田の水を上野間側に流す。それで持ってなぜ悪い例だという。じゃあ上野間の水を奥田へ持ってくるということであれば、私は即座にそういう計画が出てきておるよというぐらい区に言っていたきたいというのがあれで、そういうことは絶対。

それともう1点が、この同じケースだけれども、どんどんそこへレストランなり、ほかのものができたときにどんどん水を流すのかと。今の排水路へどんどんつなげていくのかと。

町は鵜の味のつくった排水路を町で考えますということですが、じゃあできてきた場合になぜ……。

議長（丸田博雅君）

石田議員に申し上げます。

時間が参っておりますので、以上の回答のみにさせていただきますので、お願いします。

じゃあ回答できる部分だけしてください。

建設部長（片岡 勝君）

ちょっとよくわかりませんが、石田議員が言われますのは、地区の水は地区のほうでの解消方法が望ましいということだと思います。私もそう思いますけど、基本的にはそういった放流先系統につきまして、いろんなケースがあると思いますので、ケース・バイ・ケースということで今回奥田の水を上野間に流す、それについてのどうのこうのということは町当局としても何ら問題ないと考えております。

それと、事前に承認ということですが、基本的には答弁のほうでもさせていただきましたけど、あくまで申請者が対応ということで、町発注の工事ではございませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

議長（丸田博雅君）

時間が過ぎました。

以上をもって石田秀夫君の質問を終わります。石田秀夫君は自席に戻ってください。

〔3番 石田秀夫君 降席〕

議長（丸田博雅君）

それでは、ここで休憩としたいと思います。再開を10時55分からといたしますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔午前10時37分 休憩〕

〔午前10時55分 再開〕

議長（丸田博雅君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 大崎卓夫君の質問を許可します。大崎卓夫君、質問してください。

〔1番 大崎卓夫君 登席〕

1番（大崎卓夫君）

あらかじめ議長あてに提出いたしました通告書に基づき、質問いたします。

私は、都市計画税をこれまでどう使ってきたか、これからどう使おうとしているのかについて質問いたします。

1点目、土地区画整理事業について。

現在、土地区画整理事業の予定として4カ所あると聞いていますが、現状と見通しをお聞かせください。

2点目、都市計画税について。

都市計画税の使い道、また条件等を説明してください。(2)都市計画税の充当先の予定が数年間ある程度決まっていると聞いていますが、その後の予定をお聞かせください。

3点目、既成市街地の道路後退用地について。

(1)この事業の趣旨を説明してください。(2)建築基準法と道路の関係について簡単に説明してください。(3)年間どれだけの件数を買い上げているのか。どのような費用を負担しているのか。補助金等はあるのか、説明してください。(4)既存の門や塀がある場合は購入できないのか、除去費用は町の負担となるのか。(5)所有者が売り渡しを希望しない場合は、どのような指導しているのか。(6)この事業の効果をどのように町として評価しているのか。町なかは特に道が狭く、車社会となった現在住みづらいつ感じている人も多い。今後の展望をお聞かせください。(7)住民へのPRをどのようにしているのか。

以上、通告書の質問を終わります。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

大崎卓夫議員の御質問にお答えをさせていただきます。

都市計画税についての御質問のうち、1点目につきましては私のほうから御答弁させていただき、そのほかの質問につきましては、順次担当部長より御答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

初めに、都市計画税についての御質問の1点目、都市計画税の使い道、または条件等はあるのかについてでございますが、都市計画税の用途につきましては、地方税法に都市計画法に基づく道路、公園、下水などの都市計画面業、または土地区画整理事業に要する経費に充てるための目的税とございますので、よろしくお願いたします。

私からは以上です。

〔降壇〕

建設部長（片岡 勝君）

次に、土地区画整理事業についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり奥田、上野間駅南、岡ノ脇、浦戸第2の現在4地区が予定されております。町といたしましても、それぞれの準備委員会さんと今後の見通し、予定などの話し合いを続けておりますが、近年の厳しい経済状況及び土地価格の動向などから、事業化には至っていないのが現状でございます。

また、人口減少時代を迎え、新たに市街化区域に編入し、開発を行う新市街地整備事業は厳しい状況にあると愛知県より伺っておりますが、今後も引き続き各準備委員会さんと鋭意協議を行ってまいりたいと考えておりま

すので、よろしくお願いいたします。

次に、都市計画税についての御質問の2点目、都市計画税の充当先の予定はあるかについてでございますが、総合公園公園債償還金、並びに土地区画整理事業補助金、総合公園遊歩道整備工事及び現在計画中の総合公園の公園整備の拡張整備、それから都市公園整備事業等の都市計画事業に充当していく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、道路後退用地についての御質問の1点目、事業の趣旨は何かについてでございますが、この制度につきましても、建築確認申請に伴い道路幅員が4メートル未満の場合は、建築基準法の規定により道路中心から2メートルの後退が必要となります。所有者の希望により、後退した用地を町が買い上げる事業でございます。

2点目の、建築基準法と道路の関係はあるかについての御質問でございますが、本来、建物は4メートル以上の幅員の道路に接続した敷地でないと建てられないのが現状でございますが、4メートル未満の道路であっても、中心から2メートル後退すれば4メートルあるとみなし、建築が可能となるものでございます。

3点目の、年間何件買い上げているか、どのような費用を負担しているのか、補助金はあるのかについての御質問でございますが、この制度は平成4年度から実施しております。買収実績は、件数で143件、面積は2,959平方メートル買収させていただいております。今年度におきましても、8件分の後退用地の購入を予定させていただいております。費用内訳といたしましては、土地購入費、分筆測量費、登記費用及び舗装工事費用を負担しております。また、補助金につきましては、平成19年度より事業の2分の1の国の補助を受けております。

続きまして、4点目の既存の門や塀がある場合は購入できないのか、除去費用は町の負担なのかについてでございますが、既存の門、塀などは所有者で撤去していただくことが必要でございます。更地の状態にさせていただいた形での購入を行っております。

5点目の、所有者が売り渡しを希望しない場合はどのような指導をしているかについてでございますが、建築確認申請書提出ときにおいて、売り渡し、あるいは寄附、自己管理の選択をしていただきます。自己管理の場合は後退部分には建築しない旨の確約書を提出していただいております。町から後退ぐいを支給させていただき、現地に設置することとさせていただいております。

第6点目の、この事業の効果をどのように評価しているか、今後の展望はどうかについてでございますが、町が道路後退用地を購入することにより、土地所有者が道路後退に協力しやすいというふうに考えております。道路後退が確実に進むことにより、市街地の生活環境が向上し、災害時の避難がしやすくなります。消防活動の助けになるとも考えております。このようなことから、今後もこの事業を積極的に促進して実施していきたいと考えております。

7点目の、住民へのPRをどのようにしているかについてでございますが、町の広報におきまして2回程度掲載し、町民の方にお知らせするとともに、建築確認申請書を提出される方で該当される方全員に意思確認をさせていただいております。また、役場受付のほかに、建築確認申請を受け付ける民間確認機関においても周知をさせていただくよう依頼しております。今後も、町のホームページを初め、さらに積極的にPRに努めてまいりますので、よろしく御理解をお願いしたいと存じます。

議長（丸田博雅君）

大崎君、再質問ありますか。

1番（大崎卓夫君）

道路後退用地事業についてですけど、皆さんのところでもそうだと思いますが、最近空き家が大変ふえてきております。私の周りでも目立って空き家がふえてきております。既成市街地というんですか、私たちは郷中と言

いますけど、旧部落の中では道が狭いがために空き家がふえるのも原因の一つとなっております。そこで、せっかくセットバックしても、角っこに石が置いてある人が多く見られますね。後退用地内に石やプランターを置くことは法的には違法なんですか、適法なんですか、そこら辺をお願いします。

建設部長（片岡 勝君）

石やプランターを置くことは法に触れるかということでございますが、法の趣旨は、幅員が4メートル以上あれば道路として認めることであります。当然用地とともに、管理上においても規定のくいがなければならぬと、こういう解釈をしております。つまり、道路の機能が果たせる状態にあることが大前提だと、このように思っております。通行上支障のある障害物を置くことは適法とは言えませんし、住民の方には、そういうケースがあった場合に、その旨を十分説明させていただき、理解していただくよう努めてまいりたいと考えております。したがって、法的には触れるということで御理解いただきたいと思っております。

1番（大崎卓夫君）

法に触れることで、現状では何も手が打てないまま、そのままですね。私が区長をやっていたときにも、町が買い上げてくれるからぜひ譲ってくださいと何軒か頼みに行ったことがありますけど、とてもだめです。

これは、せっかくセットバックしても、こんなことでは何の意味もないと思います。これを何か強制的に取り除くような方法を考えていかないといけないんじゃないかと思っております。もうあとはその人の情に訴えるしかないということですか。こんなことばっかですね、世の中。これはまことに残念なことですけど、これは建築基準法に従うということになると県の仕事になるんですね。町の責任じゃなくて、県の責任ということですか。

建設部長（片岡 勝君）

建築法に伴いますので、愛知県の指導になると思っております。

1番（大崎卓夫君）

部分的にセットバックしても広いところができたり、また何メートルが行くと狭くなったり、もう虫食いみたいなもので、もう車のすれかわりには有効かもしれんけど、根本的な問題の解決にはならないと思っております。例えば、既成市街地に幹線道路を1本敷こうとした場合、これは組合をつくって土地区画整理事業をやらなければできないことなのか、ただ単純に道路を広げるだけの場合は、区画整理事業ではないから都市計画税は使えないということですか、そこら辺をお願いします。

建設部長（片岡 勝君）

1本の既存の道路を拡幅するということであれば、当然道路一般における道路整備改良事業となります。道路拡幅を含め、面的な整備を複合的にあわせて行おうということであれば、再開発となります。土地区画整理事業という手法も当然考えられます。土地区画整理事業で行う場合は、区域内のすべての道路を拡幅し、公園整備なども行うことが前提といった条件となってきます。

1番（大崎卓夫君）

区画整理事業をやればやるほど、既成市街地の空き家をふやす原因なると思うんですよ。ということは、自分が家を建てる場合、近くにきちっと区画された土地があれば、何もごちゃごちゃした旧市街地の中へ土地を求めると、きちっとした、値段は2倍、3倍になっても、皆さん必ず区画整理をされた土地を買うと思うんですよ。ですから、土地区画整理事業をやればやるほど、旧市街地の空き家をつくる原因になるのではないかと私は思うんですけど、美浜町の土地区画整理事業というのは、これまで何カ所行われて、どれぐらいの規模で、事業費はどのぐらい使われているか、説明してください。

建設部長（片岡 勝君）

これまで、既に7地区が行われております。すべて組合での施行事業となっております。総面積につきまして
は約89ヘクタール、市街化区域の約17%に当たろうかと思っております。事業費投入総額は、今までに104億円
という数字になっております。

1番(大崎卓夫君)

総額104億円ということは、美浜町の場合は10%の補助率なので、単純に計算すると10億円の都市計画税を町
から補助しておると、そう理解していいですか。

建設部長(片岡 勝君)

104億円なので、10%が10億円ということの質問だと思いますが、町としての今までの補助金の投入総額は6
億7,000万円程度、ほかに当然国・県の補助も投入されておりますので、単純に10%以内の中で今までの投入額
は6億7,000万円程度となっております。

1番(大崎卓夫君)

これから土地区画整理事業というのは、組合が主導して行うのか、町が主導して行うのか、いわゆる組合施行
になるのか町施行になるのか、そこら辺の予定をお聞きます。

建設部長(片岡 勝君)

組合施行になるか、町施行になるかという御質問でございますが、まずもって基本的には地権者の方々の合意
に基づく事業となり得ることが前提となりますので、組合施行となる考えで、現在のところあります。

1番(大崎卓夫君)

今後、住宅地を供給する目的のための土地区画整理事業、これは間違えんといってください。これだけはきり
しておいてください。住宅地を供給する目的のための土地区画整理事業というのは、補助金を出してまでやらな
いほうがいいと思うんですけどね。というのは、もう既に宅地は供給過剰になっておるんじゃないですか。すべ
ての土地区画整理事業をして、これは間違えないでくださいね。住宅地を供給するための土地区画整理事業はや
めたほうがいいと言っておるんです。そこら辺はどうですか。

建設部長(片岡 勝君)

もちろん宅地事業を見据えて事業を行うことは大前提と、このように考えております。事業の収支が成立する
見込みがあり、またまちづくりの上でぜひ必要だと、こういった判断がなされる土地区画整理事業には、美浜町
といたしましても支援を検討する形になろうかと思っております。

1番(大崎卓夫君)

都市計画税についてですけど、先ほど使い道を質問させていただきました。その中で、都市公園整備事業等も充
当できるという回答でした。例えば旧市街地の中で、いわゆる郷中の建物を取り壊した場合、その跡地を都市公
園として整備する場合でもこの都市計画税というのは使えるんですか。計画が立たなければ使えないのか、郷中
に空き地ができたからぼっとそこを買って公園にするという、それには都市計画税は使えないのですか。

建設部長(片岡 勝君)

都市公園は、当然都市計画決定をする必要がございます。街区公園の場合は規模が面積で言いますと2,500平
米を標準とする基準が設けられております。諸条件を満たせば、都市計画公園として都市計画税を充当して整備
することが可能でありますので、御理解いただきたいと思えます。

1番(大崎卓夫君)

都市計画税の使い方については、まだまだわからないことがいっぱいあります。基本的には、計画を立てなけ
れば使えないということは確かだと思いますけど、拡大解釈をして何とか使えるような方法を、いろんな皆さん

知恵を出して、拡大解釈をして使えるような方法を考えてもらえたらいいと思います。

最後になりますけど、先ほどの質問の中で、都市計画税を今後どのように使うのか予定を聞きましたところ、将来的には総合公園の拡張事業、都市公園等整備事業に充てるという答弁をいただきました。町長も、先ほど同僚議員の質問の中で、万葉の森の散歩道を含めた総合公園の充実を図るという旨の答弁をされていました。私は、以前から、総合公園を含めた県道小鈴谷河和線の開発を積極的にやるべきだという主張をしてまいりました。でありますからして、今度の万葉の森の散歩道の設置については賛成する立場をとっております。

今後とも、可能な限り都市計画税を総合公園の拡張工事に充ててもらいたいと思いますが、最後に町長、決意をお願いします。

町長（山下治夫君）

今、議員のほうから叱咤激励と励ましをいただいたというふうに思いますけど、我々はやっぱり税をいただいております上におきまして、税を使わせていただいて還元するというのは非常に大きな責務を帯びております。

そうした中、かねてより、私もそうでありますけれども、総合公園一帯は町の玄関であるんじゃないかというようなことから整備をというふうに考えておりましたところ、当初の総合公園整備計画もまだまだ未完成な部分があるということもわかってまいりました。そうしたことから、一つ一つ解決していきながら、先ほど野田議員に答弁もさせていただきましたけれども、既存の町民の森の活用だとか、あの一帯はやっぱり魅力あるものにしていかないといけないというふうに思いますので、これから地域の方々、また議員の方々、いろんなお声をいただきながら計画を練り、また御承認いただきながら工事を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、またそれぞれのお立場で御理解いただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、あの場所は大切な場所だと思っておりますし、今、防災関係も十分考慮しながら、御理解いただきながら、一步一步着実に進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1番（大崎卓夫君）

終わります。

議長（丸田博雅君）

以上をもって、大崎卓夫君の質問を終わります。大崎卓夫君は自席に戻ってください。

〔1番 大崎卓夫君 降席〕

議長（丸田博雅君）

これをもって町政に対する一般質問を終わります。

議長（丸田博雅君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

来る6月11日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでございました。

〔午前11時22分 散会〕

平成24年 6月11日（月曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

平成24年6月11日（月曜日） 午前9時00分 開議

議事日程（第4号）

- 日程第1 諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第2 諮問第2号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第3 議案第36号 知多南部広域環境組合規約の変更について
日程第4 議案第37号 美浜町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について
日程第5 議案第38号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第39号 美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第40号 美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第41号 美浜町障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第42号 平成24年度美浜町一般会計補正予算（第1号）
日程第10 発議第6号 愛知県民の安全を守るため、大飯原発3・4号機の再稼働を認めず、原発からの撤退へのあらゆる努力を求める意見書について
日程第11 発議第7号 愛知県の福祉医療制度の改悪に反対し、充実を求める意見書について
日程第12 発議第8号 暮らし・農業・地域の崩壊につながるTPP交渉参加に反対する意見書について
日程第13 請願第4号 精神保健福祉施策の充実を求める請願

本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀荘之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

説明のため出席した者の職、氏名（17名）

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	神谷信行君
総務部長	森田篤君	企画部長	初山博資君
厚生部長	家田兵蔵君	経済環境部長	久野元嗣君
建設部長	片岡勝君	教育部長	山森隆君
総務課長	牧守君	防災安全課長	本多孝行君
税務課長	大岩哲治君	住民福祉課長	岩瀬知平君

農業水産課長 永田 哲弥 君
環境保全課長 齋藤 博 君

商工観光課長 竹内 康雄 君

職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 岩本 修自 君

局長 補佐
兼議会係長 日比 郁夫 君

〔午前９時00分 開議〕

議長（丸田博雅君）

皆さん、おはようございます。

どうも、この地方も梅雨に入ったような報道がされております。稲作をしている方、あるいは野菜等をつくってみえる方にとっては恵みの時期かなあというふうに思っております。

7日の日に、非行少年の炭焼き体験の実績で、昨年、愛知県警のほうから表彰され、またことし、7日でしたが、県知事のほうから表彰を受けたと。これは古布に炭焼きクラブがございまして、そのメンバーの中に古布在住の須田徹さんという民生児童委員と、それから少年補導委員をやってみえる方がおります。そういった関係で、非行少年を3度か4度ぐらい招き入れて、非行少年の人たちに炭焼き体験をさせたということについて表彰をされました。8日の11時から町長室で、表彰に対しての報告の町長表敬訪問がございまして、私も同席をさせていただきます。大変すばらしいことだというふうに思っております。

それから、明けて9日の土曜日午後2時から、町総合体育館におきましてNHK大河ドラマ「平清盛」のチーフプロデューサーであります磯さんのお話がありました。前半は、玉木宏演じる源義朝のことを多く語っていただきました。これは美浜に気を使っていたのかなあというふうに思っておりますが、もちろん主役は松山ケンイチ演じる平清盛ですが、制作に当たっての苦労話が大変印象的でありました。このような歴史的な題材をドラマにするときに、歴史をより一層深く掘り起こして、忠実にドラマ化をする。ところが、それにはややかたくておもしろくないというイメージもあると。ですから、いわゆる脚本、脚色をして、やや娯楽的なものにするというところで、いろんな歴史学者とか、そういった方々の意見をもらいながらの制作であったというふうで、非常に苦労をしたと、そんな話をお聞きいたしました。講演の一部を紹介させていただきました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

次に、町長から、諸般の報告の発言の申し出がありましたので、これを許可します。

町長、発言をしてください。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

おはようございます。

早速でございますが、私のほうより諸般の報告をさせていただきます。

毎週火曜日の午後7時よりTBS系列で放送されております「もてもてナインティナインお見合い大作戦」の番組制作局へ趣旨内容を確認いたしましたところ、番組プロデューサーより、美浜町におきまして、観光、地域

産業のPRと婚活事業を一体的に宣伝できる番組を収録したいとの連絡がありました。

商工会、農協及び漁協の代表者と調整を行いましたところ、有意義な事業であるため、関係機関協力のもとに実施していくとの内諾が得られましたので、本定例会の最終日におきまして、事業実施に必要な経費を補正予算として追加上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

それでは日程に入りますが、その前に、毎度申し上げておりますが、携帯電話の確認だけはよろしゅうお願いをいたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1 諮問第1号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について

議長（丸田博雅君）

日程第1、諮問第1号、美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより諮問第1号、美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 諮問第2号 美浜町人権擁護委員の候補者の推薦について

議長（丸田博雅君）

日程第2、諮問第2号、美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより諮問第2号、美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第36号 知多南部広域環境組合規約の変更について

議長（丸田博雅君）

日程第3、議案第36号、知多南部広域環境組合規約の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第36号、知多南部広域環境組合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第37号 美浜町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について

議長（丸田博雅君）

日程第4、議案第37号、美浜町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第5 議案第38号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例について

議長（丸田博雅君）

日程第5、議案第38号、美浜町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第6 議案第39号 美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

議長（丸田博雅君）

日程第6、議案第39号、美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
す。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第7 議案第40号 美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例について

議長（丸田博雅君）

日程第7、議案第40号、美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第8 議案第41号 美浜町障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例について

議長（丸田博雅君）

日程第8、議案第41号、美浜町障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第42号 平成24年度美浜町一般会計補正予算（第1号）

議長（丸田博雅君）

日程第9、議案第42号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり各常任委員会に付託します。

日程第10 発議第6号 愛知県民の安全を守るため、大飯原発3・4号機の再稼働を認めず、原発からの撤退へのあらゆる努力を求める意見書について

議長（丸田博雅君）

次に、日程第10、発議第6号、愛知県民の安全を守るため、大飯原発3・4号機の再稼働を認めず、原発からの撤退へのあらゆる努力を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 鈴木美代子君、説明願います。

〔6番 鈴木美代子君 登壇〕

6番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、提案理由を述べさせていただきます。

発議第6号、愛知県民の安全を守るため、大飯原発3・4号機の再稼働を認めず、原発からの撤退へのあらゆる努力を求める意見書について。

愛知県民の安全を守るため、大飯原発3・4号機の再稼働を認めず、原発からの撤退へのあらゆる努力を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成24年6月11日提出、代表提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子、提出者、同じく美浜町議会議員 山本辰見。

提案理由です。

マスコミの世論調査でも、国民の62%が再稼働に「反対」と回答し、政府の安全審査を「十分でない」と回答した方は84%に達しています。また、愛知県の中小企業経営者へのアンケートでも、時期尚早を含め、再稼働に反対する意見が7割近くを占めており、国民の多数が再稼働に反対しています。

こうした世論に背を向け再稼働を強行することは、政治への信頼をさらに失墜させることになることは明らかです。

福島原発事故は、原発から100キロメートル以上離れた地域の人々をも苦しめています。福島原発の事故でも

放射性物質は同心円状に広がらず、風向きや地形によって拡散することが明らかになっています。大飯原発は、東南の風に乗って、数時間で放射性物質が愛知県に飛来する危険が指摘されています。同じ状況にある岐阜県議会は、5月8日、「原子力発電所に関して国の慎重な対応を求める意見書」を政府に提出しました。

よって、本美浜町議会においても、住民の安全が確保されない大飯原発3・4号機の再稼働は認めず、原発からの撤退へのあらゆる努力を行うことを求めることが必要であります。

よって、この意見書を提出いたします。以上です。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

日程第11 発議第7号 愛知県の福祉医療制度の改悪に反対し、充実を求める意見書について

議長（丸田博雅君）

日程第11、発議第7号、愛知県の福祉医療制度の改悪に反対し、充実を求める意見書についてを議題とします。本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

5番 山本辰見君、説明願います。

〔5番 山本辰見君 登壇〕

5番（山本辰見君）

発議第7号、愛知県の福祉医療制度の改悪に反対し、充実を求める意見書について。

愛知県の福祉医療制度の改悪に反対し、充実を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成24年6月11日提出、代表提出者として、美浜町議会議員 山本辰見、提出者として、同じく美浜町議会議員 鈴木美代子であります。

提案理由はここに短く書きましたけれども、意見書の現物もすごく短いですから、読み上げて提案とさせていただきます。

次ページにありますので、ごらんください。

愛知県は、行政大綱に係る重点改革プログラム（素案）において、子供、障害者、母子父子家庭、寝たきり・認知症高齢者等の医療費自己負担に対する公費支給については、将来に予測される所要額の増加に対応し、持続可能な制度に見直すとして、一部負担金導入を含む制度の検討を明らかにしました。

この制度は、歴年の政府が医療保険制度を改悪してきたのに対し、社会的に、特に必要な階層や分野の県民が、安心して必要な医療が受けられるよう、住民の要望を反映して市町村が築き上げ、県は市町村単独では財政的に

困難なことから市町村が支出する費用の2分の1を補助するものとして位置づけられております。

また、この制度は、実施主体である市町村で実施されているとともに、子ども医療費助成の対象年齢の拡大、精神障害者医療費助成の対象疾病の拡大など、一層の充実が毎年行われています。

地方自治法は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする」と定めています。今、県民所得の減少や格差の拡大など、生活の悪化が顕著になっています。住民の健康を保持するための医療費助成の取り組みは、各種の福祉医療施策の充実とともにますます重要となっています。

愛知県において、福祉医療制度を改悪せず、一層充実を図ることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

この内容は、後のほうの議題にも出てきます障害者の家族の方からの請願書、あるいは一般質問の中で、町長のほうからも答弁がありました美浜町の取り組みと関連する問題でございますので、ぜひ議場の皆さんのしっかりした論議をいただいて、意見書を上げるようにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

日程第12 発議第8号 暮らし・農業・地域の崩壊につながるTPP交渉参加に反対する意見書について

議長（丸田博雅君）

日程第12、発議第8号、暮らし・農業・地域の崩壊につながるTPP交渉参加に反対する意見書についてを議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

9番 杉浦剛君、説明願います。

〔9番 杉浦剛君 登壇〕

9番（杉浦 剛君）

発議第8号、暮らし・農業・地域の崩壊につながるTPP交渉参加に反対する意見書について。

暮らし・農業・地域の崩壊につながるTPP交渉参加に反対する意見書を別紙のとおり提出する。

平成24年6月11日提出、代表提出者、美浜町議会議員 杉浦剛、同じく議会議員 森川元晴、同じく野田増男、同じく鈴木美代子、同じく山本辰見。

提案理由といたしまして、短いので意見書（案）を読ませていただきまして理由とさせていただきます。

政府は、平成23年11月、TPP（環太平洋連携協定）交渉について、多くの国民が不安や懸念を抱く中、事実

上の交渉参加表明ととらざるを得ない「関係国との協議開始」を表明しました。

ＴＰＰは、農業だけでなく、医療や保険、食品の安全性など、国民生活と密接に関係する多くの分野に影響を与え、農林水産業を初めとする地域経済や、国民の暮らしを一変させてしまう重大な問題であります。

十分な情報開示や国民的議論、国家戦略もないまま、しかも地方議会の約８割が「反対」や「慎重な対応を求め」としている意見書を政府に提出、当美浜町議会においても、平成22年12月に交渉参加反対の意見書を提出しております。こうした意見を無視して、政府が拙速に交渉参加に向けてかじを切ったことは極めて遺憾であります。

関税撤廃の例外を認めない完全自由貿易を目指すＴＰＰは、我が国の農業、農村に対する影響は大きく、協定の締結ともなれば、輸入農畜産物があふれ、国産農畜産物は消費量が減少、需給バランスの崩れから価格も下落し、日本農業が崩壊することは必至である。

また、食料自給率は大幅に低下し、戸別所得補償制度のもとにおいても農業経営は立ち行かず、そればかりか関連産業も衰退し、多くの雇用が失われ、農村の疲弊、荒廃化につながるものである。

さらに、非関税障壁撤廃の名のもとに、食の安全や医療、金融、知的財産、労働など、あらゆる分野での無秩序な規制緩和が行われ、国民生活に深刻な影響を及ぼします。

よって、国民の命や暮らし、農業や食料、地域経済の崩壊につながり、国の主権までなくしかねないＴＰＰへの交渉参加は行わないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

十分な皆さんの御検討いただきまして、よろしく願いいたします。以上です。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

日程第13 請願第4号 精神保健福祉施策の充実を求める請願

議長（丸田博雅君）

次に、日程第13、請願第4号、精神保健福祉施策の充実を求める請願を議題とします。

本案について、紹介議員に請願趣旨の説明を求めます。

13番 磯部輝次君、説明願います。

〔13番 磯部輝次君 登壇〕

13番（磯部輝次君）

ただいま議題となっております請願第4号、精神保健福祉施策の充実を求める請願についてでございます。

請願者の住所及び氏名については、知多郡美浜町大字古布字須田14-1、南知多・美浜地域精神障害者家族会、かもめ会会長 久保田政夫。

請願事項でございますが、美浜町の精神障害者は、精神科以外の一般医療の治療費は、健常者と同様の3割負担となっております。他の2障害と同様に、無料として早期に実施していただくよう請願するものであります。趣旨内容については、よく読んでいただきたいと思います。以上でございます。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

請願趣旨の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって請願第4号の質疑を終わります。

この請願は文教厚生常任委員会に付託します。

議長（丸田博雅君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査、並びに日程の都合により、6月12日から6月14日までの3日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、6月12日から6月14日までの3日間を休会することに決しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る6月15日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前9時31分 散会〕

平成24年 6月15日（金曜日）

第 2 回美浜町議会定例会会議録（第 5 号）

平成24年6月15日（金曜日） 午前9時00分 開議

議事日程（第5号）

- 日程第1 議案第37号 美浜町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について
議案第38号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例について
議案第39号 美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
議案第40号 美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例について
議案第41号 美浜町障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例について

〔文教厚生常任委員長 報告〕

- 日程第2 議案第42号 平成24年度美浜町一般会計補正予算（第1号）

〔各担当常任委員長 報告〕

- 日程第3 発議第6号の訂正の件

- 日程第4 発議第6号 愛知県民の安全を守るため、大飯原発3・4号機の再稼働を認めず、原発からの撤退へのあらゆる努力を求める意見書について

- 日程第5 発議第7号 愛知県の福祉医療制度の改悪に反対し、充実を求める意見書について

- 日程第6 発議第8号 暮らし・農業・地域の崩壊につながるTPP交渉参加に反対する意見書について

- 日程第7 請願第4号 精神保健福祉施策の充実を求める請願

〔文教厚生常任委員長 報告〕

- 日程第8 議案第43号 平成24年度美浜町一般会計補正予算（第2号）

- 日程第9 議員派遣の件について

- 日程第10 議会閉会中の継続調査事件について

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀荘之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

説明のため出席した者の職、氏名（12名）

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	神谷信行君
総務部長	森田篤君	企画部長	初山博資君

厚生部長 家田兵蔵君
建設部長 片岡勝君
総務課長 牧守君

経済環境部長 久野元嗣君
教育部長 山森隆君
企画政策課長 大井徳男君

職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 岩本修自君
局長補佐
兼議会係長 日比郁夫君

〔午前9時00分 開議〕

議長（丸田博雅君）

おはようございます。

最終日になるとちょっと元気が出てまいりました。

私が毎日使っている廊下の片隅の小さな机のところにあるカレンダーに、こんな言葉があります。「振り返ればいつか見た夢がある。見渡せば向かっている夢がある」。作者は不明ですが、昨日は河和南部小学校に町教育委員、それから教育事務所の指導主事、そして町長、また我々議員が学校訪問をいたしました。児童の伸び伸びとした授業態度に、我々大人たちがどこまでこの子供たちと夢を語ることができるのでしょうか。私自身、もう少し心のゆとりと豊かさを心がけなければと思いました。時には立ちどまって振り返り、そして先を考える。そんな思いを子供たちから教えられた思いの学校訪問でございました。ちょっと御披露させていただきます。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは日程に入ります。

日程第1 議案第37号 美浜町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についてから

議案第41号 美浜町障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例についてまで5件一括

議長（丸田博雅君）

日程第1、議案第37号、美浜町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についてから議案第41号、美浜町障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例についてまで、以上5件を一括議題とします。

以上5件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告してください。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

文教厚生常任委員長（森川元晴君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る6月13日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席のもと、説明員として教育長を初め各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について慎重に審査をいたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第37号、美浜町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についてか

ら議案第41号、美浜町障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例についての5議案について、審査、採決の結果、全議案とも全員賛成により可決されました。

また、討論も全議案ありませんでした。

なお、審査の過程におきまして、質疑がありました議案について御報告いたします。

議案第40号、美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例において、町の遺児手当の受給者数はとの問いに、22年度の数であるが、182人の受給者があるとの答弁がありました。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第37号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第37号、美浜町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第38号、美浜町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第39号、美浜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第40号、美浜町遺児手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第41号、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第41号、美浜町障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第42号 平成24年度美浜町一般会計補正予算（第1号）

議長（丸田博雅君）

次に、日程第2、議案第42号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 島田昭夫君 登壇〕

総務産業常任委員長（島田昭夫君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る6月12日火曜日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員出席のもと、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第42号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第1号）について、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程におきまして質疑がございました案件につきまして報告いたします。

農林水産業費の中で、青年就農給付金について、給付額が1,650万で11名ということであるが、事業としてはどのようなことを実施するのか。展開の仕方等詳しく説明願いたいとの質疑があり、国の24年度のスタート事業として、従来の新規就農・耕作放棄地の改善事業等の施策を行ってきたが、今期事業は、地域の農業の担い手とか、その担い手に土地を貸し出す意思のある方を対象とした地域農業マスタープランの中に位置づけられる支援事業であるということである。この施策を実施するに当たり、給付を受けるには7つの要件が必要である。就農時の年齢が45歳未満であること、独立自営就農者であること、経営計画を持っていること、この事業に生計を託す人、出荷業務を本人が行っている人、帳簿の管理をする人、税務申告をする人等々、かなり厳しい要件を満たす人。この人たちに100%の補助金を給付して、新規就農者の育成、農業振興と地域の活性化を図ることを趣旨としているものであるとの回答がありました。

また、同じ問題についての質問であります。経営計画書の審査をするのはだれなのか、またどのような基準で審査するのかとの質問があり、回答としましては、まず美浜町で、本人の計画書が町方針と適合しているかを審査し、最終的には県が判定することになる。今、首都農地プランの中に検討会、判定会をつくる予定である。そのメンバー構成は今検討しておるところであるが、農業振興推進協議会、農地利用組合、土地改良区、農協等々の団体を考えているとの回答がありました。

また、タイムスケジュールとしては、せっかく予算計上したのであるから、早く渡してあげるのが本旨であろうというような質問があり、どのようなタイムスケジュールですか、給付に至るまでのと質問があり、6月21日に、その対象者に説明をしたい。これは県も一緒になって説明をしていくと。それから、8月中旬に経営開始計画書の提出、9月中・下旬に県の審査、10月下旬に承認判定、12月中旬に国へと。12月中旬を目途に給付したい

との回答がありました。

一応、この給付制度につきましては、ちょっとあとは割愛させていただきます。大変に重要な質疑がなされたものと思っております。

次に、2款総務費の防衛対策費であります。防犯等施設台帳データベースの作成がなぜ緊急雇用対策になるのか、よく理解ができないという質問に対して、国は、平成21年度から緊急雇用創出事業対策として3年間にわたって施策を講じてきたが、平成23年度の3次補正の中で、震災対策対応事業として打ち出してきた。3・11以降、雇用状況が非常に悪化したために、国の施策として、多少給付条件としてその制約が緩まってきたというようなことから、この防犯対策費が充当できるものと見て、美浜町としてはこれを利用させていただいたという回答でございました。

なお、討論につきましてはありませんでした。

以上、報告いたします。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

文教厚生常任委員長（森川元晴君）

ただいま議題となりました議案第42号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程におきまして、10款1目、備品購入費はどここの学校に備えるかとの問いに、シュレッダーを上野間小学校に備えるとの答弁がありました。

また、10款2目、きずなをはぐくむ学校づくり推進事業委託料の内容はとの問いに、愛知県から委託を受け、奥田小学校で取り組んでいただき、地域の老人会や商工会等、各種団体との異世代の方との話し合いの場を持って、地域を取り込んだり、学校が地域の中で生かされるような創意工夫がある取り組みを実践していくこととの答弁がありました。

また、10款2目消耗品費は何かとの問いに、道徳の授業に使う「心のノート」という副教材を買うための消耗品であるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第42号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 発議第6号の訂正の件

議長（丸田博雅君）

次に、日程第3、発議第6号の訂正の件を議題とします。

提出者より訂正の理由の説明を求めます。鈴木美代子君、説明願います。

〔6番 鈴木美代子君 登壇〕

6番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、事件の訂正請求書ということで発言をさせていただきます。

美浜町議会議員 鈴木美代子、同じく美浜町議会議員 山本辰見でございます。

事件の訂正請求書。

6月11日提出した事件は、次の理由により訂正したいので、会議規則第19条の規定により請求いたします。

件名、発議第6号、愛知県民の安全を守るため、大飯原発3・4号機の再稼働を認めず、原発からの撤退へのあらゆる努力を求める意見書について。

理由、風向きの表記を誤っていたため、訂正する。

訂正の内容、発議第6号の提案理由の文中「東南の風」を「北西の風」に、別紙意見書案の文中「東南の風」を「北西の風」に訂正する。

以上であります。申しわけありませんでした。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第6号の訂正の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、発議第6号の訂正の件を許可することに決しました。

日程第4 発議第6号 愛知県民の安全を守るため、大飯原発3・4号機の再稼働を認めず、原発からの撤退へのあらゆる努力を求める意見書について

議長（丸田博雅君）

次に、日程第4、発議第6号、愛知県民の安全を守るため、大飯原発3・4号機の再稼働を認めず、原発からの撤退へのあらゆる努力を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。まず最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

次に、賛成討論ありませんか。5番 山本辰見君。

5番（山本辰見君）

私は、ただいま提案のありました発議第6号、愛知県民の安全を守るため、大飯原発3・4号機の再稼働を認めず、原発からの撤退へのあらゆる努力を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど鈴木議員から提案のありました東南の風のことは、私たちの位置するところが大飯原発から東南、愛知県とか岐阜県がということの論議で、意見書をつくるときにそういう論議をしておいて、気象情報では北西の風になるわけですから、そういう準備不足で大変御迷惑をかけましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

野田佳彦首相は、先月30日の夜の原子力発電所に関する4大臣会合で、関西電力3・4号機の再稼働について、近くみずからの責任で判断するとの意向を明らかにしました。事実上の再稼働の宣言であります。

また、最新版のニュースでは、立地県である福井県、また大飯町の了解が得られたとして、もしかしたら本日15日にも野田首相が再稼働に向けた政治決断を宣言するのではないかと伝えられております。東京電力福島原発事故の原因究明が尽くされたわけでも、安全対策や万一の場合の避難計画などが前進したわけでもありません。新たな規制機関もできていません。前提条件も伴わないのに決断するのは、ただの暴走と言えるものです。5月5日で、日本にある50基の原子力発電所はすべて、現在、定期点検や故障で停止中であります。再稼働できていない理由の大きな中身は、昨年の福島原発事故で安全に運転できる保障がないことが明らかになったからであります。

東日本大震災で破壊され、放射能物質を外部に拡散する重大事故を起こした福島原発は、原子炉内部の様子さえわからず、どこがなぜ壊れたのかさえわかっておりません。東京電力は、地震に耐えたが津波で破壊されたというだけで、原因を突きとめたわけでもありません。また、政府と国会の調査委員会も事故原因の究明は東電任せです。事故原因が究明されていないのに、いわゆる安全基準や対策も確立できません。大体今、全国の原発がどの程度の地震や津波に見舞われるのかの想定さえ見直しが迫られているのに、安全が確保されたというのは、いわゆる新たな安全神話そのものだと考えます。

原発は、1基つくるのに5,000億円ぐらいかかると言われております。50基あるわけですから、政府や電力会社にとってみれば、いわゆる何十兆円の資産となります。そして、これまで積み上げてきた原発の技術を輸出産業として続けていきたいという強い思いがあります。そのために、この夏、電力が足りないという議論を組み立て、原発なしではやっていけない、こういう雰囲気をつくって突破していこうとしておると考えます。福島原発事故が起きた後も、相変わらず安全よりも経済原理が優先されていると思います。

もう1点、原発問題の基本には、アメリカの対日の核エネルギーの戦略というのがあります。それは、忠実にこれを受け入れてきた日本政府とタッグを組んだ電力資本があります。原発は安全だという路線を敷いた上で、原発の安全性にお墨つきを与えるための官僚機構とか、原子力安全委員会がつくられて、安全であることを証明する役割を、いわゆる御用学者が担わされました。さらに、安全神話をマスメディアが人々に宣伝しました。そして、地方自治体にも原発を立地すると補助金が落ちる、こういった仕組みがつくられ、住民までが地元の地縁、血縁の中で原発推進派の中に絡め取られております。これまで原発を推進してきたのは、そういう意味での原子力村と言われるものが根底にあると考えております。原発の不安を抱え込むような、そういった将来を何としても変えていくために、そこにメスを入れる必要があります。

もう1つの原発の安全性について言えば、再稼働しなくても原発は安全ではありません。

以上、幾つかの面から問題点を指摘しましたがけれども、安全面で愛知県、この美浜町にも大きく影響を及ぼすことが心配される関西電力大飯原発3・4号機の再稼働を認めないことを求めるこの意見書に対して、賛成の討論とします。

議場の同僚議員の皆さんの賛同をお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（丸田博雅君）

ほかに討論ありませんか。杉浦君。

9番（杉浦 剛君）

ただいま発議第6号ですが、愛知県民の安全を守るため、大飯原発3・4号機の再稼働を認めず、原発からの撤退へのあらゆる努力を求める意見書について、あらゆる党派、会派を超えて、賛成の立場から討論いたします。

昨日、大飯原発3・4号機の再稼働めぐり、大飯町長は、町議会全員協議会で再稼働への同意を表明しました。これを受け、福井県知事も同意に向け判断するものと思われま。

我が国は、先進国と言われる国々の中で、さきの大戦、広島、長崎の原爆の被害のみならず、昨年3・11の東日本大震災の福島原発事故を経験しました。広大な地域に拡散したおびただしい放射性物質汚染の脅威は、何十年という世代を超える問題であり、今なお現実に多くの人々が避難しており、場所によっては10年、20年と帰宅できないと、つい最近公表もされております。

また、福島第一原子力発電所の1号炉から4号炉に関しては廃炉と決定しておりますが、いかなる国もいまだ取り扱ったことのない困難なテーマであります。他の原子力発電所も40年という耐用年数の後の取り扱いが問題視もされており、また将来にわたる停止を選択するなら、廃炉の問題はさらに拡大します。そして、放射性物質の最終処分の問題も未解決で、先送りされたままであります。

そのような状況下、今回の大飯原発では、恒久電源や免震重要棟が未整備にもかかわらず、計画を認め、絶対事故は起きないと宣言。国民生活を守るという大義を優先して、再稼働ありきの誘導に思えてなりません。また、原子炉直下の活断層も懸念され、調査すべきとの声もあります。

多くの国民は、不安、不信のまま今回の判断を見守っていますが、電力会社を頂点とする産業構造の強大さ、既得権を持つ集団の利害優先を前に困惑するばかりであります。今さえよければそれでいい、自分さえよければそれでいいという主義では、この時代に生きる人々の痛みにも、世代を超える問題にもこたえることができず、行くべき方向性を見失ってしまうと思います。いま一度、福島原発事故の十分な検証の上、今後の日本の行くべき道を皆で考えるべきときではないでしょうか。

ドイツのように、原子力発電所をとめ徐々に再生エネルギーを選択するという方向もあるでしょう。これからの地球とどのように共存していくのか、どのような暮らしづくりができるのか、この事故を受け入れて、十分に考えていくべきときだと思います。

以上で賛成討論を終わります。

議長（丸田博雅君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第6号、愛知県民の安全を守るため、大飯原発3・4号機の再稼働を認めず、原発からの撤退へのあらゆる努力を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手多数であります。よって、本案は可決されました。

日程第5 発議第7号 愛知県の福祉医療制度の改悪に反対し、充実を求める意見書について

議長（丸田博雅君）

次に、日程第5、発議第7号、愛知県の福祉医療制度の改悪に反対し、充実を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。最初に反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

じゃあ、賛成討論。鈴木美代子君。

6番（鈴木美代子君）

発議第7号、愛知県の福祉医療制度の改悪に反対し、充実を求める意見書について、賛成の立場から討論します。

愛知県は2011年8月、高齢者、障害者、子供、母子・父子家庭等を対象とした4つの福祉医療制度、つまり医療保険の自己負担を助成する制度のことでありますが、この制度を見直す行政大綱に係る重点改革プログラム素案を示し、福祉医療の改悪を検討する準備に入りました。

この制度は、歴年の政府が医療保険制度を改悪してきたのに対し、社会的、特に必要な階層や分野の県民が安心して必要な医療が受けられるよう、住民の要望を反映して市町村が築き上げ、県は市町村単独では財政的に困難なことから、市町村が支出する費用の2分の1を補助するものとして位置づけられてきました。

ところが愛知県は、一部負担金の導入、所得制限の新設強化、対象者の縮小について、財政影響の試算を含め検討し、2014年度から見直し後の新制度をスタートさせる工程表までもう既に示しております。

今まで愛知県と各市町村が築いてきたすぐれた福祉医療制度については、県民の命と健康を守る上で積極的な役割を果たしており、縮小ではなく存続、拡充することが大切であると考えます。

以上で賛成討論を終わります。

議長（丸田博雅君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第7号、愛知県の福祉医療制度の改悪に反対し、充実を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第6 発議第8号 暮らし・農業・地域の崩壊につながるTPP交渉参加に反対する意見書について
議長（丸田博雅君）

次、日程第6、発議第8号、暮らし・農業・地域の崩壊につながるTPP交渉参加に反対する意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。最初に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

次に、賛成討論ありませんか。森川元晴君。

8番（森川元晴君）

発議第8号、暮らし・農業・地域の崩壊につながるTPP交渉参加に反対する意見書について、創世会を代表し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

日本のTPP参加によるメリット、デメリットの賛否は、人それぞれ、業種、立場によって考え方はさまざまです。また、外交、貿易等、国際レベルのお話では問題、課題が大き過ぎますので、この地域の1次産業である農業、また食の安全性を守るという観点に絞り、賛成討論をさせていただきます。

大きなポイントではありますが、今回、この陳情を出されたあいち知多農業協同組合は、私たち地域の食卓を担う大切な組織であることは皆様も承認をしていただけたと思います。意見書の記載にもありますように、TPP協定の締結により輸入農畜産物があふれ、国産農畜産物の消費量の減少、需給バランスの崩れから価格の下落、失業者の増加等と懸念されることは多大にあります。

また、消費者の立場のみで考えると、海外諸国との競争によって、肉や米等の価格が安くなることはうれしいようなお話であるかのように思いますが、食の安全性の観点から、大量の農薬栽培なのか、遺伝子組み換え栽培なのか、また安くてケミカルな商品が山のように出回ると思われます。このこと1つ取り上げても賛否ありますが、良質で安心なものを選びたい消費者にとって、純国産品の価格の高騰も心配の一つであると思います。

また、陳情提出者であるあいち知多農業協同組合は、ここ知多半島で生産農家が減少する中、新規就農支援事業、また人材育成等の事業支援にも取り組んでいます。今回のTPP問題と国が推進している新規就農総合支援事業等の施策は、私は農家ではありませんが、整合性を感じることはできません。

また、食育の観点からも心配です。地産地消の推進、農畜産物、食品及び農林水産業、食品産業に関する正しい理解と地域のすぐれた食文化の継承、心身ともに健康な食生活等の食育の推進自体が崩壊するおそれがあると考えます。

最後になりますが、視野が狭く業種が偏っているような討論であるかもしれませんが、知多半島の農林水産などの1次産業を守るため、ここ小さな美浜町ではありますが、この美浜町に住む国民の一人として、ぜひ国へ発信したいと考え、賛成討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（丸田博雅君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第8号、暮らし・農業・地域の崩壊につながるTPP交渉参加に反対する意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手多数であります。よって、本案は可決されました。

日程第7 請願第4号 精神保健福祉施策の充実を求める請願

議長（丸田博雅君）

次に、日程第7、請願第4号、精神保健福祉施策の充実を求める請願を議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告してください。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

文教厚生常任委員長（森川元晴君）

ただいま議題となりました請願第4号、精神保健福祉施策の充実を求める請願は、審査、採決の結果、賛成多数で採択となりました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより請願第4号、精神保健福祉施策の充実を求める請願を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は採択であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

日程第8 議案第43号 平成24年度美浜町一般会計補正予算（第2号）

議長（丸田博雅君）

日程第8、議案第43号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

本日追加上程させていただきました議案第43号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

平成24年度美浜町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、補正後の予算総額を69億8,272万1,000円とするものでございます。

歳出予算の内容でございますが、2款総務費、総務管理費において、企画事業といたしまして、観光・地域産業のPRと婚活事業を一体的に宣伝できる番組の収録を行うために必要な美浜町まちおこし実行委員会負担金を計上させていただきました。

なお、この財源といたしまして、18款繰入金、財政調整基金繰入金を計上させていただきました。

本件につきまして、よろしく御審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩とします。

〔午前9時48分 休憩〕

〔午前10時33分 再開〕

議長（丸田博雅君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第43号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

次に、賛成討論。千賀荘之助君。

4番（千賀荘之助君）

賛成の立場で討論をさせていただきます。

ここに、きょう傍聴席に中日の新聞社さんがお見えであります。非常に平清盛番組に関連して、よく美浜町のことを宣伝していただいております。そういった意味において、地元においてこういった変化があったかといいますと、平日におきまして、野間大坊、観光バスは、今まで見たことのないような観光バスをよく見かけま

す。

そういった意味におきまして、この番組等ですね。先ほど議題となっておりますが、内容等もバラエティー番組といえばバラエティー番組だと思いますが、いわゆる嫁取り作戦、そういった意味合いのある番組だと思います。そういった意味におきまして、愛知県で未婚率が県下でも一、二番だと、そういったことも先ほど説明があったようではありますが、いずれにしても、この番組において1組でも2組でもカップルが成り立いたしたとした場合、これは美浜町にとって非常に大きなプラス。というのは、もちろん後継者もそうですが、全国ネットであります。そういった意味におきまして、メディアの絶大な宣伝力というもの大きな影響力があると思います。そういった意味合いにおきまして、最小限の予算でこれだけの事業をやっていただけるということのようでございます。非常にいいことだと思います。賛成ということで終わらせていただきます。以上です。

議長（丸田博雅君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第43号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第9 議員派遣の件について

議長（丸田博雅君）

次に、日程第9、議員派遣の件についてを議題とします。

美浜町議会会議規則第120条の規定により、今後の議員派遣について、別紙としてお手元に配付をいたしております。

お諮りします。別紙のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり、議員を派遣することに決しました。

日程第10 議会閉会中の継続調査事件について

議長（丸田博雅君）

日程第10、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長あてに、各常任委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

閉会に当たり、町長よりごあいさつ願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会に上程させていただきました諮問第1号、美浜町人権擁護委員の候補者の推薦についてを初め11件議案につきましては、いずれも議会におきまして慎重審議を重ねていただき、全議案お認めいただきましたことを心より御礼申し上げます。

なお、美浜町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が8月21日に満了となることに伴いまして、来る7月18日に臨時会を収集し、議会におきまして、委員及び補充員の選任をしていただく予定をしておりますので、よろしくごあいさついたします。

これから本格的な暑さが続くと思われまします。議員の皆様におかれましても、十分お体を御自愛いただきますよう御祈念申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

ありがとうございました。

これにて平成24年第2回美浜町議会定例会を閉会といたします。御協力ありがとうございました。

〔午前10時40分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年6月15日

美浜町議会

議長 丸 田 博 雅

議員 千 賀 莊之助

議員 杉 浦 剛